

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
金融機関の合併及び転換に関する法律案(内閣提出第二一号)

○渡辺(美)委員長代理 これより会議を開きます。
都合により委員長が不在でありますので、私が委員長の職務を行ないます。

参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、及び金融機関の合併及び転換に関する法律案について、金融制度調査会会長舟山正吉君に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺(美)委員長代理 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○渡辺(美)委員長代理 次に中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、及び金融機関の合併及び転換に関する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 いわゆる中小企業関係の金融二法に対して若干質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、中小企業法においてになりましたのでお聞きをいたしたいのですが、四十二年度中の中小企業の倒産状況でございますが、新聞の報ずるところによりますと、八千二百六十九件くらいだろつたことになったわけですが、おそろく三月が入つてない数字じゃなかったかと思うのです。三月を入れますと、約九千件をこえた、こう

いう数字が東京商工興信所あるいは帝国興信所、両方の調べによりまして、前者の調べでは九千七百七十件、後者の調べでは九千二百三十二件、こういうふうなたいへんな記録破りの数字が出ておるわけでありまして、負債金額につきましても、非常に膨大にのぼつておまして、五千八百三十五億あるいは六千四百四十五億、こういう数字を示しておりますが、大体この数字に誤りないというふうに承知されておりますか、それからまずお伺ひいたします。

○沖田政府委員 東京商工興信所及び帝国興信所の調査というものが、現在負債総額一千万円以上の企業倒産を調査いたしております資料でございますので、先生の御指摘のように、たとえば東京商工興信所の調査では八千二百六十九件、こういう形で出ておるといふことは私も承知いたしております。

○広瀬(秀)委員 大体こういうふうに中小企業が昭和四十二年度中に非常に高い倒産の数を示しておる、一体その原因は何か、これは中小企業白書にも出ておりますが、そういう中で、原因についてもあなたの方の見解をお聞きしたいわけですが、でも、それと同時に、中小企業金融がほんとうに円滑にいつておつたならば、このうちどれくらいは倒産せずに済んだらうかというふうな、そういう分析はいたしておりますか、その点を伺ひたいと思ひます。

○沖田政府委員 現在の倒産の原因といたしましては、企業内部的な要因と、外部の構造的な要因と、さらに、景気的要因というものが入りまじつておると思つております。現在金融引き締めによる倒産としてみなされますものは、他社倒産の余波という形で、商工興信所あたりで調査いたしておられますものが金融引き締めによるものであると普通見られるわけでございますが、それ以外のものでございまして、要因が非常に幾つも重なつておりました。金融引き締めだけと申ししましても、もともと労働力不足あるいは人件費の上昇によるコストアップというふうな理由から、経

営に相当無理がきておるのが、金融引き締めを契機として倒産という形になる、こういうものがございまして、明確にどの部分が金融引き締めによるものであるかといふことは私もまだ分析いたしていないわけでございます。

○広瀬(秀)委員 中小企業は今日象徴的に南と北からのさみ打ちにあつてゐる。言うならば、資本自由化のあらし、中小企業も国際化経済の中に組み込まれて、そのあらしの中に立たされておるといふような問題や、あるいはまた特恵関税あるいは輸入課徴金、こういうふうなあらしに立ち向かわなければならぬというふうな問題、さらに、国内的には構造的ないろいろな問題もありまして、さらに、労働力不足というふうな、そういう幾つかの要因に最近もみくちゃにされながら力の強い中どころ以上のものはどうにか上へのしていくという傾向が見られるけれども、そういう中で非常に景気動向ともからみ合ひながら倒産の件数がかつてないほどふえてきたということに対して、通産省の中で特別に中小企業庁を設けておる今日の段階において、抽象的なものの言ひ方はできるにしても、具体的にいろいろの要因がからみ合つておることはわかりますけれども、ほんとうに中小企業倒産を防ぐ立場というふうなもの、そういう倒産要因の分析というものがしつかりなされてなければならぬ、倒産を防止するそういうようなところを白書の最後の結びに書いておつても、そんなものでは、有効な政策はそういうような不確かな分析の中から出てこないじゃありませんか。そういう面でもう一べんひとつ今日の倒産に対してどういふ手を打つたらいいのかというふうな点を聞かせてもらいたいと思つたのです。先ほどのような答弁では、一体中小企業庁何をやってゐるのだと言わざるを得ないわけですね。

○沖田政府委員 倒産要因の分析といたしましては、白書でも指摘しておりますように、中小企業の体質の強化、構造改善という基本的な政策というものがまず必要である、同時に、金融引き締め

のしわ寄せというものが、金融機関を通じてあるいは大企業を通じて中小企業に不当にしわ寄せされることを防ぐということ、二つが相まつていく必要があると思つておるわけでございます。

基本的な体質強化、構造改善の施策といたしましては、いままで続けておりました施策をさらに強化するために、現在中小企業政策審議会の下部機構におきまして真剣に抜本的検討をいたしておりまして、六月を目途に何らかの中間的成案を得たい、こう努力をいたしておるわけでございます。

いま一つの金融引き締めのしわ寄せが金融機関にあるいは大企業を通じて中小企業にしわ寄せされるという点につきましては、やはり金融面での円滑化あるいは下請代金支払遅延等防止法のしっかりとした運用、こういうものをあわせてやっていく必要があると考えておまして、今日まで金融面におきましては、政府系中小企業三機関の財政投融資におきましては、昨年の貸し付け規模に比べて大幅に伸びを示したほか、さらにその運用面におきまして、上期にウエイトを置いて運用配分をしていただいておりますので、当面対前年度の相当大きな伸びで、金融が商工中金、国民公庫、中小公庫、こういうところからは去年と比べてかなり大幅な伸びでこの上期に重点を置いて運用される、こういう用意をいたしておる次第でございます。政府系機関のウエイトと申しますものは中小企業金融の九割弱でございますので、一般の中小企業に対する融資はそれ以外の民間金融機関に仰がなければなりませんので、この点につきましては倒産の防止を含めまして、各現地に、大蔵省の銀行局長、日銀総裁、中小企業庁長官、御相談申し上げて、日銀の支店長、財務局長、通産局長からなる三者協議会を設けて、具体的な倒産防止も含めた現地対策を充実させていきたい、こういう努力をいたしておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 大蔵省に伺ひますが、中小企業向けの設備資金、運転資金の合計に対する金融機関別の資金供給の構成を見ますと、いわゆる

民間の中小企業専門金融機関としての相互銀行、信用金庫、信用組合、これのシェアが、これは白書の中に書いてある数であります、あまり古いところから言ってもしかたがありませんが、三十七年当時四四・六％、三十八年四六・三％、三十九年四三・五％、四十年四四・六％、四十一年四三・五％、四十二年四三・五％、この最終は四十二年九月です、きのうからの論議で四一％ということをやわけておるわけでありまして、一番新しい数字では四一％ということでございます。

○澄田政府委員 四十二年九月末現在の数字で申し上げますと四〇・九％でございますから、四一％と申し上げましたのはこれを切り上げて申し上げたのでございます。

○広瀬(秀)委員 通産省が出した中小企業白書、いわゆる中小企業の動向に関する年次報告の付表の四五八ページによりますと、設備資金、運転資金両方合わせて四十二年九月末には四三・五という数字が出ていますね。四〇・九というのとはいふ違ひがあります。これは二％も三％も違ひたいへんな違いだと思ふのですが、これはどちらが正しいのですか。

○澄田政府委員 私が申し上げました数字は、実は今度の二法案のもとになります答申等の段階で正確に中小企業向け貸し出しの割合というものを出す必要がございます、相互銀行につきましても、従来相互銀行の融資は全部中小企業向けだといふふうに統計をとっていたのでございます。ところが、今回御審議をお願いしておりますに出まいた問題でございますが、相互銀行については必ずしも明確な中小企業という定義とか、あるいは中小企業に対して融資をするというふうな義務づけがございませんで、「国民大衆のため」ということで、従来は無尽を主体とする相互掛付け金というふうなことで当然国民大衆、こういうことになっておったわけでございます。その内容を見ますと、今回資本金二億あるいは従業員三百人以下、こういうことで範囲を限定して中小企業に専念する義務を法律上課す、こういう形にいたし

たわけでございますが、従来はそういうことになっておりません関係上、中小企業基本法の中小企業に限定して相互銀行の融資を見ますと、そのうちの七七・一％が中小企業向け融資、こういうことになりまして、残りの二二・九％というものは中小企業以外の融資ということになるわけでございます。これをはずしまして計算をいたしましたものが私の申しました計算になるわけでございます。従来はそこはばく然と相互銀行は全部中小企業金融、こういうふうなやつて計算をいたしておったわけでございます。

○広瀬(秀)委員 数字の關係はそれでわかりました。しかし、いざにいたしても、三十八年是不況の段階で中小企業金融が特段に政策的配慮をもつてふえたと思うのですが、その後ずつと四三％程度、四〇％台に上がったこともありますが、これをいまおっしゃったような事情を割引しましたも、中小企業専門金融機関の果たしてきた構成比、シェアというものは大体四〇％程度で推移してきているということだろふと思ふのです。これがちつともふえない、全体のシェアとしてはあまりふえない、こういうふうなところにより先ほど通産省が言った金融の引き締めによるし寄せというものがどうしてもこういうところにくる、倒産に結びつく一つの大きな要因になっているのではないか、こういうふうに思ふのですが、いかがですか。

○澄田政府委員 その点につきましては、ただ申し上げたことは、特に四十年以降の金融緩和期にそういうことが顕著になったわけでございますが、普通銀行、都銀行も含めまして、従来より中小企業に対する融資を、ここに重点を置きまして中小企業向け融資を強化してきておる。これは金融緩和で優良な中小企業を得意先とするというふうな傾向が当然出てまいります。そういうことで都銀、地銀等の全国銀行の中小企業向け貸し出しの比重、これが高まってくるわけでありまして、全国銀行で総貸し出しの中に占める中小企業向け貸し出しのシェアをとりますと、四十年の三月に三

〇・四％でありましたものが四十二年の十二月には三三・三％というふうな割合を広げてきているわけでございます。そういうふうなことで専門機関がその割合がふえないということの反面には、普通銀行、都銀、地銀等が中小企業に対する融資の量をふやしてきている。こういうことがありまして、全体としては中小企業向けの金融の量はふえるわけでございますが、そのシェアとなると、片方もそれをふやしてきておるわけですから、専門機関の分がふえない、こういう關係があるかと存じます。

○広瀬(秀)委員 そこでもまた数字の誤差にぶつかるとおもうのですが、おそろく先ほどの御説明と同じようなことだろふと思ひますが、全国銀行の勘定の中で中小企業向けの貸し出しが、三十九年が四六・七、四五・三、四六・四、四六・四、こういうふうなこの白書には出ていますね。それにはおそろくいま言った三〇・四％あるいは三三・三％というふうなものは、中小企業基本法の定義に基づいて整理をしてみるとそういうふうになる、やはりこういう關係になりますか。

○澄田政府委員 いま仰せの数字は、中小企業に対する全体の資金のうちでどれだけ全国銀行が供給したかというものが、四六・四でございますか、という数字だと思いますが、私が申し上げました数字は、そうではございませんで、全国銀行の総貸し出しの中で、その全国銀行、相銀や何が入らない都銀、地銀の全国銀行の総貸し出しの中で中小企業にどれだけ振り向けていたか、そういうシェア、それで申し上げますと、三〇・四が三三・三になりましたと申し上げたので、全国銀行の貸し出し全体の中で中小企業向けと、こういうことでございます。

○広瀬(秀)委員 わかりました。いざにいたしましたも、これは中小企業庁にお聞きしたいのですけれども、今日いろいろ統計を見る場合にも非常に混乱があるのです。また、政策を立案する当局でも、これはいろいろ戸惑うことがあるのじやないかと思ふのですけれども、これはきよう通産大

臣に來てもらつてぜひ聞きたかつたのですけれども、次長ですから決定的なお答えが出ないかとも思ふのです。

基本法の中小企業概念といひますが、範囲といひますが、限度、資本金限度が五千万円、従業員限度が三百人、そういうふうな定義になつておる。そういうのをわれわれは中小企業基本法がある限り、やはりそれは中小企業だといふとらえ方をするわけでありまして、税制面になりますと、これは中小企業の合理化機械の特別償却を認める範囲は、中小企業といふ概念を広げて、基本法にかかわらず一億ぐらゐまではということに政策展開をやつておられる。今度はこの金融二法の中で改正をしようといふことは、大体資本金がいわゆるこの中小企業専門金融機関としての相互銀行その他が——これは相互銀行等の場合に例をとれば、二億円程度の資本金を有する企業に対しても貸し出しの対象にしようじやないか。そうするとそこまでは、二億円まで資本金限度は中小企業としてとらえられるのだ、こういうことで金融面ではそういうところまで手を伸ばそうとする。こういうふうなことにすれば、これは物価の上昇なりあるいは経済の成長なりということ、中小企業というもののとらえ方を再検討しなければならぬ段階ではないか。そうでないと政策が非常に混乱を來たすと思ふのです。私もこれはこういう中小企業の金融というふうな場面を見まして、当然これは二億円までのところに対象を広げたら、中小企業専門機関といふものが今度は法律上堂々とやれるわけですね。そちらのほうに力点を置いたほうが採算ベースにも合ふし手間もかからないし、コストも安い状況で経理は上昇する。どうしたつてこれは営利を目的としておるわけですから、当然そういうところを引っぱられていく。そうすれば、一億小零細といふようなところに回る資金というものは、非常に減ってくるんじゃないかというふうな疑いも當然出てくるわけですね。中小企業基本法がねらつて、ほんとにその振興をはかろうとし

ておる範囲というものは、一体どこなんだということに困るわけだ。統計を見るのでも、いろいろそういうことで差っ引いてきたり、一たん出した数字からこの分は実はこういうことでやりましたというのでは、全く混乱をしている、こゝ言わざるを得ないわけなんだ。

そういうことで、中小企業の範囲というものは一体どこがいいんだ、こういうことについて中小企業庁、通産省として再検討の段階だと思いが、そういう検討というものはなされておりますか。現状でそういうように政策展開の具体的な中で、基本法をはるかに飛び越えて政策運営が現実展開されている。これは現実のテンポのほうが早いというもののなか、それともこういうような政策をこの金融二法でも出してくるというようなものが、中小企業庁の立場からいえば少し先走りのなか、そこらのところをひとつ伺っておきたいと思うのです。

○沖田政府委員 先生の御指摘でございましたように、中小企業の定義は中小企業基本法によって基本的に定められておりまして、あと具体的な範囲が施策ごとにある程度の幅をもって定められてきておるわけでございます。今回の貸し付けの対象が、中小企業基本法で定めます範囲を越えますという点については、私もその結果比較的小規模の中小企業に対する資金の供給が、それによって円滑を欠くようなことにならないよう十分配慮しながら、この運用というものを考えていたところということで大蔵省とも御相談いたしておるわけだ。

○広瀬(秀)委員 どうもあなたにこれ以上のことを聞いてもしかたがないかもしれせんけれども、銀行局長あるいは政務次官にお聞きしたいんですけれども、一体今度のこの二法は、金融制度調査会に諮問をして答申が出た、だからそれをするんです、これを法案化したんです、その答申に従って、その趣旨を生かして、だけれども、ほんとうのねらいというものは、一体この法案によっていかなるメリットがもたらされるんだ、そして

そのメリットはどこへ集中的にいくのかというような政策目的というものが、非常にばけてくると思うんです。今日までも、もう好景気、不景気の谷間に中小企業が倒産をするというところは、金融の引き締めがわがいつでも中小企業に強く寄る。しかも一億円なり二億円という資本金階層、そういうところでは倒産というのは非常に少ない。そういうようなところが倒産すると、山陽特殊鋼なんかの例のように、これは全世間的な大騒ぎになって、たいへんな特別な手も打たれるけれども、資本金一千万以下というところ、あるいは五千万以下というところ、あるいは非常に多いわけだ。特に資本金一千万以下というところが非常に非常に倒産が多いわけだけれども、焦点を一体どこに合わせてこの中小企業の金融機関の再編成の一部として、あるいはまた中小企業の円滑な金融、効率的な金融というのは、その二つをかみ合わせれば、具体的には非常に金利の安い、しかも長期のそして豊富な資金が中小企業に供給されるんだ、こううたてておるわけだけれども、一体そういうものがどの辺の中小企業に焦点を当てているのか、いわゆるもう中小企業概念を越えて、中堅企業という第三概念みたいなものがあるんですけども、中小企業のちよつと上で大企業との間みたいなところを最近中堅企業というようにことも散見するわけだけれども、そういうようなところにも重点を置くのか、そこらのところがどうも不明確になってくるんですね、そういうことになってくると、いままで卒業生金融だとかいうようなことでワタを越えて貸し出しせざるを得ないようないろいろな条件というものがあつたと思うんです。そういうようなものをいっ

たんと小零細企業に対する金融というようにすることは忘れられてしまふではないか、こういう点について、この法案のほんとうのねらいというものが、そしてその政策目的というものが、どのあたりに焦点を合わしていわゆる円滑化、効率化というものをやろうとしているのか非常に不明確になると思うのです。これについてはつきりさせていたいただきたい。

○澤田政府委員 まず私から申し上げます。いま御指摘の点でございますが、相互銀行を例にとりて申し上げます、先ほどもちよつと申し上げましたように、現在の相互銀行法は、昭和二十六年無尽会社から相互銀行という制度に切りかえたときの法律でございますが、相互銀行法には「国民大衆のために」ということで、中小企業ということに限定をいたしております。そこで、法的には取引対象としては何でもできるというように形をとっておいて、今回初めて中小企業に定着するための義務づけを行なっております。その義務づけをするにあつては——中小企業と申しましたも、いまお話しのようにいろいろ階層がある。さらに中小企業の上位と申し上げますか、いまお話しのように中堅企業という層もあるわけでございます。中小企業の各層にそれぞれ金融が行き渡るように、従来から中堅企業について特に手薄であるという意見も一方ございますし、その辺はいろいろの意見もあり、要望もあるわけでございます。

そこで、中小企業の各階層に応じて実態に合わせ金融業務を営む、そしてその業務の範囲も広げ、その間に競争することによって経営の効率化をはかり、資金コストを下げて、豊富に低利の資金を供給するというようなところに持っていくための手だてといたしまして、資本金でいえば二億円以下という相互銀行あるいは一億円以下を会員とする信用金庫、それから五千万円以下の、中小企業基本法の範囲ということで行ないます協同組合組織の信用組合、そういうことにはいたしました。その間はお互いにもちろんダブリ合うわけでございますが、零細面は全部が行なうような範囲にはもちろんなっております。お互いに営業の形態等によってそこはいろいろあると思いますが、その間の各中小企業の階層に応じて金融が行なわれるように、どの層にねらいを置くというより

も、中小企業の実態に応じてそれぞれの金融機関の業態に合わして金融がはかれるように、そしてその間にお互いに競争が行なわれて効率化がはかれるように、こういうようなねらいを持っておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 この法案が通つて全国商工会団体連合会ですか、こういうようなところから私どものところにも——全国商工会に結集している業者は非常に資本金規模も小さい、いわば小零細の階層ですね、こういう人たちがこの法案に非常に強く反対してありますね。それから、きのうも同僚の広沢君からも御指摘がありましたように、中小企業の専門機関である三つの機関に働いておる従業員の人たちも非常に強く反対している。そういうことを考えますと、特に全国商工会の人たちが、これは小零細企業を非常に不景気にさせて、われわれから見れば大企業だといわれるようなところにも金融の重点を移していく施策だ。なるほど法律は、相互銀行についてはいままで国民大衆のためだというようなことで、非常に抽象的であつた。これを法律の改正によって、相互銀行は中小企業の専門金融機関なんだぞということを法定する、これはこれなりに私は評価をしていいと思うのです。

しかしながら実態は、相互銀行として正しく大衆の輿望にこたえて国民大衆のためにということをやっている。これは私のところの相互銀行に行つて私も調べてみたのでありますが、九五・何%というのは中小企業にやっています、こういうような姿が現に出てくるのです。これは全国的に規模がそれほど上じやないかもしれないけれども、中より少し下のところだと思ひますけれども、たとえば日本相互のところに五千億をこえてい

るところよりむしろ盛んだというところもある。そういう格差の問題もあるから、一がいには論じられないにしても、相互銀行の使命というものを現状においても正しく認識しているものは九五%をこえる中小企業向けの——さつき平均的に

は七七%とか八〇%とか、その辺だろうと思ひますが、そういうところもかなり数あるわけですが、だから、そういうところについてはあらためて中小企業専門機関だといわなくても、やっているとこはやつてゐる。ところが、現実の指導なりあるいはまたそういうように預金量の増大ということになると、預金率を上げるためにはどうしても大きいところに融資していくということになるかもしれないけれども、そういうものに対してはワタをはめるといふことには意味があると思ひます。しかし、そこまで広げたということによつて小零細に対する資金の供給が非常に減らされていく、そういうようなおそれはないのか、このことがやはり一番大きい心配だし、全国商工会というやうな団体ですら、本能的に、これはたいへんなことだ、われわれのところを回る資金がどんどん大きいところに回つてしまふんだ、それがこれのねらいじゃないかということになっているわけだ。

だから、そこらのところの歯どめがこの法案にとつては一番大事だろうと思ひます。それをどうやって、そういう人たちの心配を解消させる方向というものがとられるのか、これを具体的にひとつ安心のいくように、その人たちの心配が杞憂であるという確信のある説明を求めたいと思ひます。

○澄田政府委員 たいだいまのお話でございすが、この法案のもとになりました昨年十月の金融制度調査会の答申の過程におきまゝ論議——一年半論議したわけですが、その過程におきまして、全国中小企業団体中央会の会長あるいは専務理事というやうな人が委員として終始参加をされておりました、中小企業団体の立場からも、この法案の内容に対しては賛成をされておつたわけでございます。ただいま全国商工会の反対というお話がございましたが、私も、民主商工会が反対しているというところはちよつと聞きましたがおきませんので、あるいは民主商工会のことでは

ないかとも思ひますが、その問題は別にいたしまして、いすれにいたしましても、お話しのように、零細な中小企業がこの改正によつて被害を受けるというやうなことは最も慎まなければならぬ、注意をしなければならぬ点でございまして、金融機関の合併及び転換に関する法律案のたとへば第六條等におきましても、合併・転換というやうなことでその地域地域の中小企業金融に支障を与えるやうなことがあつてはならぬ、認可に際してはそういう条件を厳重に審査をして認可する、さらに必要と認めるやうな場合には認可にあたつて条件をつけることもできる、大蔵大臣が条件をつけたまはして、従来の中小企業金融というもののシエラを落とさないやうに、あるいはさらにふやしていくやうに、その地域の中小企業金融にさかすかとも支障を生じないやうにということをお条件に考へてまいる、こういうことになつてゐるわけでございます。

地域地域によつて中小企業のあり方、大きさ等も非常に違ふ。金融機関によつても非常にその取引相手が違つてゐるやうな実情をよく把握をいたしまして、その実情に沿つて今後やうなことをしたい。中小企業の上位あるいは中堅企業にウエーシトを移して全体の金融が行なわれるというやうなことは、毛頭この法律の施行によつてあつてはならない。また、そういうことのないやうに十分留意をしていきたい。その点は制度の仕組みにおきましても、実情に應じて業務の範囲を拡張する、あるいはいまの資本基準を引き上げるという点はございすが、全体としては中小企業に対する金融というものに定着させるというのを眼目にいたしておりますので、御心配のやうなことはな

いと思ひます。

○広瀬秀委員 私の心配なり、また、現実に小零細企業の心配がないやうに運営されることは当然のことでございますから、力強い約束をいただいたと了解をいたします。

次に、この金融逼迫期において信用金庫なりあるいは相互銀行等がコール運用に非常に資金を回

してゐるやうな問題で、しかもそういう時期こそ中小零細企業が資金を非常にほしい。のだから手が出るやうにほしい時期に、そういうこともかつてはあつたと思ひます。まあこの制度調査会の答申でも、コールの利率も安定的に推移してゐる、異常な状態ではないんだ、だからそれうたいして心配あるまいというのを言われておるわけでありすが、このコールローンの規制、こういうやうなものについてどう指導を今後されるおつもりでありますか。そういう点については全く心配がないということ、ほつたらかしていいのかどうか、これらの点についてひとつ……。

○澄田政府委員 答申の中にも指摘がございすやうに、余裕金の運用という範囲を越えて、コールによつてむしろ利益をかせぐというやうなことでコールに回されるというやうなことが、過去には御指摘のやうにあつたわけですが、そういうやうなことがないやうに、余裕金の運用の規制というやうなものも十分考へていくやうに……。

とも申ししております。この点につきましては、これは余裕金の運用のしかたというやうなものを指導及び検査を通じて、過当にコール等に流れて本来の貸し出しというものがおろそかになるやうなことが万ないやうに……。

……。

……。

……。

……。

合、こういうようなものに対する基準が非常にきびしい形で押しつけられる。しかも都市銀行などのほうが非常に経営的にも充実し基礎もしっかりしている。そういうものに対して比較的甘く、體質の弱い——当然體質が弱いから経営基準をきびしくしていい状態に持っていくというねらいがあることはわかりますけれども、しかし、あまりにもそういう現実の場面で押しつけてそれを強制していくと、これが非常に労使関係などを紛糾させたり、また、大衆に対するサービスというようなものがなくなったり、また、本来の使命を忘れて大企業融資に走るというような、あるいはコールローンにどんどん出していくというような結果にもなるわけであります。そういうような面での問題については、私どもがいろいろ事情をそれぞれ聞いたところによると、きびし過ぎるのではないかといい批判を聞くわけであります。それについての見解と、それから資料が出るかどうか、それから先ほどの答え……。

○**渡辺(美)委員長代理退席、金子(一)委員長** 先ほど先ほど申し上げたように、取り手方のほうに対してもまたやはりコントロールするということも必要であって、そういう趣旨では日銀の今回の窓口増加額の規制というような点で、そういう目的がある程度果たされておりますが、出し手のほうの指導という点については、今後もうけれども重点を置いて指導してまいりたい、かように存じます。

○**廣瀬(秀)委員** 時間が来ておりますからあと幾つも聞けないですが、信用補完の制度について、これは中小企業庁にお聞きしたいのですが、制度調査会でもこの改善の方向を出すべきだということが答申されているわけですね。現実の問題として信用保険公庫ですか、これの出資を今国会において三億ばかりやった。こういう一つのことがあるわけでありますが、まだその他の幾つもの問題が信用補完制度にはあるだろうと思うのです。まだまだ保証料というようなものが高いというような問題もありまして、これらの問題について中小企業庁としては、この答申を受けて一体どういう対策を考えておられるか。そしてこれを法律改正などあるいは行政の面で措置をするというような分野があるかと思いますが、それらについて、信用補完制度の充実という答申に対する通産省としての態度を、この際聞いておきたいと思ひます。

○**沖田政府委員** 信用補完制度が中小企業金融の円滑化のために非常に重要な役割りを果たしておるといふことについては、私も十分認識しております。ところでございまして、信用補完制度につきましては、さきに中小企業政策審議会の金融小委員会、またまた山崎さんが主査をしておられましたので、金融制度調査会でも長をしておられましたので、金融制度調査会でも十分検討されて、昨年法律改正を行なったところでございまして、ただいま御指摘の保険料あるいは保証料の問題、そういう残る当面の問題につきましましては、行政上の措置による改善で足りると思われましますので、当面は行政

上の改善措置の成果を見ることがにいたしたい、こう考えておる次第でございまして。

○**廣瀬(秀)委員** その点もその答弁ではたいへん不満なんですけれども、時間がないので、また同僚委員からさらに詰めていただくことにいたします。先に移ります。

銀行局長にお伺いいたしますが、いわゆる卒業生金融、これは今度の法改正におきましても、過去一定期間会員であった事業者は、会員資格の範囲を越えて成長した場合でも、その後一定期間に限り、引き続き当該信用金庫から融資を受けられる、そういう道を開いたというよりも、そういう制度に正式にするわけでありまして、一定期間というのはいくほどの程度を考えておられますか。

○**渡辺政府委員** これは、なおまだ一定期間の内容は実は具体的にはきめておりませんが、ほぼ三年くらいかな、こういうふうに考えておる程度でございまして。

○**廣瀬(秀)委員** それでは、卒業生金融とそれから先ほどの融資限度額ですか、たとえば相互銀行の場合に二億、信用金庫一億、信用組合五千万ですが、大体こういうような基準でいいか。これはその基準でいくというのだから、その上限は二億から大体何%くらいのアローアンスを持っていますかと考えてよろしいのですか。それとも二億というものはぴしと上限である、それ以下なんだ、卒業生金融の問題ともからんでそれもやはり上限はそういうものであるのか。それから基準だというので、それを二億二千万なり、あるいは二割くらいのアローアンスをつけて二億四、五千万までいけるのか、そういう点ではどういふようにお考えでしょうか。私も少しは少なうとも、二億でも少しよけいだというように考えるわけです。これはもともとたくさんのお客に貸せるような方向というものが正しいと思うのですけれども、その点の大蔵省の考え方を伺いたい。

○**渡辺政府委員** 狭義のといいますが固有の卒業生金融というのは信用金庫の場合でございまして、信用金庫は会員制でございまして、たとえ

ば中小企業が増資をして大きくなるとも会員になれない、そこで卒業生という問題が起きてくるわけですが、その場合でもいまお話しした融資限度と申しますのは、一般の会員に対する融資限度と同じ限度でございまして、信用金庫から一億ということになります。さらに自己資本比率というものがございまして、信用金庫は自己資本の二〇%までということで、それが一億より低い場合にはそれが限度、そういうことになるわけでございます。相互銀行の場合も、卒業生とはちよつと違いますが、中小企業以外のものの融資も二割の範囲内でできることになっておりますから、この場合も融資の限度は二億という一般の場合と全く同じでございまして。

○**廣瀬(秀)委員** もう時間がありませんからこれでやめますが、いままでいろいろ問題をただしてまいりましたが、最後に倉成政務次官、この法案はいい面も若干はあります。しかし、小零細企業がどうしても、先ほど申し上げたように、こういうぐあいに二億というところまで会社にも貸せるようになる、しかも融資限度も相互銀行は二億まで引き上げる、あるいは信用金庫は一億まで引き上げるといふようなことについて、小零細に回る金がかえって非常に詰まってくるのではないかとというような問題点その他の点について、この法案を運用するにあたっての大蔵省としての、ほんとうに中小企業金融機関としての特殊性というものを十二分に生かして、法律制定の目的に沿うようにやる基本的な考え方、そういう懸念に対する大蔵省としての運営の立場というようなものについて、最後にひとつまとめて答えていただきたいと思ひます。

○**倉成政府委員** 非常に大事な問題の御指摘がございましたが、今回の法律の改正は廣瀬委員よく御承知のとおり、中小企業につきましては非常に大きく経済の情勢で変わつてつづつある。しかも制度と実情との乖離が非常に著しい。また相互銀行、信用金庫、信用組合等が、中小企業金融機関であるといわれながら必ずしも中小企業金融に対する

専門機関としての性格を發揮してはいない。そういうことから、ひとつこれらの機関をそれぞれ性格を明確にして、中小企業の専門機関としての性格に定着せしめよう、こういうのが目的であります。したがって、先ほどからるる御指摘がございましたように、税法上の取り扱いあるいは中小企業基本法における中小企業概念、また、今回の金融二法で取り扱う中小企業概念、それぞれ異なっておりますけれども、しかし、これはやはりそれぞれの政策目的に従って中小企業というものをとらえているわけでございまして、相互銀行については比較的大きな部門について、信用金庫についてはそれから少し下の部分、また、信用組合についてはそれ以下のものととかいう大体の分野を分けまして、ある程度相互にダブるところを認めまして、これらの三機関がそれぞれ特色を發揮して中小企業の金融について適正な競争をいたしまして金融の効率化をはかっていく。その結果として低利な資金を豊富に受けることができるようにしたいというのがねらいでございまして、ただいま御指摘のいろいろな諸般の問題については、ひとつ今後の運営につきましてもきこまかく、金融の効率化という点と同時に、それぞれその地域の中小企業金融について遺憾のないように努力をしてまいりたいと思ふ次第でございまして。

○廣瀬(秀)委員 以上で終わります。
○金子(一)委員 長代理 竹本孫一君。
○竹本委員 中小企業庁がお見えになっておりますから、最初に中小企業庁にお伺いいたします。ゆれ動く世界経済の中の日本経済、また、その日本経済の中で中小企業の問題で総合的なものを伺いたいのでありますけれども、まず第一に、現在においての生産と輸出の面において中小企業は何%くらいのウエートを持っておるか、また、将来は何%くらい占めさせるつもりであるか、占めるであろうという見通しであるか、その辺をひとつ。

○沖田政府委員 先に輸出のウエートで申し上げますと、工業製品の輸出の中で占めます中小企業製品の比重は、四十二年の一——九月の数字をとりまして、四三・三%を占めております。生産は、ただいま手元にございます資料で申し上げますと、全産業の売り上げ高の比例でとりまして、中小企業のウエートは、昭和三十一年度調べで四三%でございまして。

○竹本委員 いまの御説明は非常に少ないと思うんですが、その場合の中小企業とはどの範囲のものをいっておるか。それから、下請なんかは入っておるかいないのか。その辺をひとつ。
○沖田政府委員 普通の中小企業の定義に基づいて、すなわち、製造業につきましては、資本金五千万円、三百人以下という数字でございまして、それから、商業につきましては、資本金一千万円以下、従業員五十人以下、こういう数字をとっております。

下請につきましては、いわゆる末端の中小企業である下請企業の売り上げというものは入っております。わけでありまして。
○竹本委員 生産も輸出も、どちらも大体四三%ぐらいですか。少し少な過ぎると思うんですが、だいたいどうですか。
○沖田政府委員 輸出につきましては、ただいま申し上げましたのは、工業製品の輸出の中における中小企業製品の輸出でございまして、もう一つの、売り上げ高で中小企業の生産のウエートを出しました数字は、法人企業統計をもとにして出したものでございまして。

○竹本委員 これは、きのうも私、一応予告しておいたつもりなんですけれども、もう少し吟味をしたいと思ふので、あらためて、現在の生産並びに輸出において占める中小企業のウエートを、資料として出してもらいたいと思ふますが、よろしゅうございませうか。
○沖田政府委員 あらためて資料として提出いたします。

○竹本委員 次に、資本の自由化と特恵関税の問題が非常にやかましくなっておりますけれども、それらのあらしの中で、中小企業の体質の改善が

重要な課題になってまいりました。通産省としても、構造改善ということをしきりに言っておられるようであります。

そこで、具体的に承りますけれども、構造改善というのはどの程度のことをねらいとして持っておられるのか。特恵の場合、あるいは資本自由化の場合、日本の中小企業あるいは日本の産業全体が、コストの面において、たとえば大体何割高ぐらいになっておるか、それを構造改善等によって、あるいは近代化等の努力によって、どの程度まで、何年計画で下げていこうとするのであるか、その大体的輪郭。それから、それに関連いたしまして、特に今日通産省が力を入れておられる今度の中小企業関係の予算の中でも、ほとんど大部分、それが構造改善に向けられておるようございまして、そういう目標の中において、構造改善のためにどれだけの資金を必要とするというふうな計画で計算されたのであるか、この辺を伺いたい。

○沖田政府委員 ただいま御指摘と同じ問題意識を持ちまして、ただいま基本的検討いたしておりまして、組織におきましては、構造改善事業をすてにスタートさせておるわけでございまして、その他の業種、あるいは繊維におきましても織布以外の分野につきましては、ただいま具体的な検討を進めておる段階でございまして、いわゆる構造改善といましては、やはり業種ごとに詰めて、なにと具体的な数字が出てまいりませんので、現在それぞれ業種ごとの検討も着手いたしておりますし、来年度の予算を控えての特恵対策あるいは資本自由化の問題も含めまして、そういう問題についての基礎的な資料整備を急いでおる段階でございまして、中小企業政策審議会において、六月を目途として中間的にその実態をまとめてまいりたいと、ただいま鋭意努力をいたしておる次第でございまして。

○竹本委員 鋭意努力の点はわかりますけれども、きょうは大田がいらつしやいませんか。で、政務次官にひとつお伺いしますが、たとえば中小企業

の金融についての改革をやろう、金融制度調査会でも諮問するといったような場合に、これからの中小企業は一体どれだけの体質改善を必要とするのか。たとえば、いま申しましたように、生産コストの面でもこれだけ割り高だ、資本自由化のあらし、特恵関税のあらし、それに対抗していくためにはこの程度の体質改善が必要なんだ、その体質改善をやらせるためには、かりに五カ年計画でこれだけの資金が必要、それを政府関係機関ではこういうふうにして出そう、民間金融機関にはこういうふうにして回させよう、それに不便であるから金融機構は改革をするんだ。こういうことではないと、全く結論のない、その日暮らしの積み重ねたような感じがするんですけれども、その辺について政務次官はどう思われますか。

○倉成政府委員 ただいま御指摘の点は、いわゆる経済計画をしっかりと立てて、しかも、その裏づけとしての資金計画を確立することが必要であるという御趣旨と思ひますが、政府といたしましては、現在持っておりますのは経済社会発展五カ年計画、これが一応基本になろうかと思ひます。なお、ただいま御指摘のような資本の自由化あるいは特恵関税に対応する中小企業のあるべき姿、また、これに裏づける資金の計画いかんということになりますと、ただいま通産省のほうからもお答えがありましたように、それぞれ各産業別にきこまかく対策を立てる必要があるのじゃないかとと思ひます。この分について各産業にブレイクダウンしましたこまかい計画はただいま持ち合わせておりません。

○竹本委員 経済社会開発計画というの御承知のようにもう改めたらどうか、あるいは、ないにひとしいではないかという議論もあるくらい、極端にいえば現実離れがしております。きょうはその問題を論議いたしませんか、しかし、少なくともことに中小企業の問題はわが国の特殊な問題として非常に重要な問題でございまして、中小企業のあるべき姿というものを描き出す前提条件ぐらいは一通り整備しておかないと問題にならぬ

じゃないか。金融を便利にする、あるいは効率化するといつても、何を目標に効率化するのかわからない。根本の前提がさっぱりはつきりしないじゃないか、きょうは少しきめこまかくあとで伺つてみてほしいですけれども、ないと思うのです。

それから、いま通産省がお答えになりましたけれども、構造改善ということばはたいへんりっぱだけれども、具体的なものが立っているのは縦以外に何かありますか。

○沖田政府委員 縦以外には具体的なことはございません。業種別としてはございませんが、構造改善準備金あるいは個別に適用する余地のある制度はございますが、全体を業種別にとらえた構造改善事業は縦以外でございまして。

○竹本委員 いまお話しのように、縦以外ほとんどないのです。その縦以外についてもわれわれはいろいろ議論がありますけれども、日本の産業の業種は御承知のように何百とある。その中にただ縦について一つ考えられておるといふことで、その他の問題についてはこれから考えよう、通産省がそれだけの問題意識を持ったということ、一つの前進でありますけれども、全くこれはまだそういうものがよく然と頭に浮かんできたという程度であつて、もう少しこれは政府として取り組み方を真剣に具体的に急がなければならぬじゃないかといふことを、これは重大なる警告を發しておきます。もう少し真剣にしかも具体的に取り組みたいだかなければならぬと思ひます。

そこで、時間がありますから急いで申し上げますが、中小企業金融のウエートは一体現在どのくらいになつておるか、全国銀行と都市銀行について金額とパーセンテージを承りたい。

○澄田政府委員 四十二年九月末現在で、まず全国銀行の中小企業向け貸出し総額が八兆一千六百八十八億であります。このウエートは、中小企業向け金融全体の中で四九・九%を占めております。うち都市銀行が三兆四千二百十九億、中小企業向け金融全体のうちで二〇・九%ということでございます。

○竹本委員 全国銀行が四九・九%ですか。

○澄田政府委員 中小企業向けの資金、この中には政府金融機関から出る分も含めますが、その四九・九%であります。

○竹本委員 中小企業の金融のシェアが、先ほど申されました中小企業の生産や輸出のウエート——これは少し少な過ぎますのであとで別に議論するといふふうに思つておりますが、今度まだ少ないといふふうに思つておりますが、今度の金融二法案の一つのねらいは、中小企業金融を大いに豊かにしてやろうといふお考えのようでございます。それけれども、いわゆる政府関係三機関は、全体として現在でもウエートは中小企業向け金融の中の九%前後だと思ひますが、それを今後ふやして——やはりこれはあとでまた銀行のあり方について一口議論をしたいと思ひますけれども、いまの営利主義の銀行ではなかなかうまくいかなひ。やはり的確に豊富に資金を供給するためには、何としても政府関係三機関のウエートをふやしていく以外にはないと思ひますけれども、大蔵省並びに通産省は現在の政府関係三機関の占めておるウエートをどう見ておられるか、今後どういふふうに努力されるつもりであるか、それぞれお伺ひしたい。

○澄田政府委員 ウエートはいまお示しのようにならぬでございます。このウエートは低いのではないかといいことではございますが、政府金融機関はやはり民間金融機関の補完というたてまえでありまして、膨大な中小企業資金の主たる供給源といふのは、これは申すまでもなく民間の金融機関、その中にはいま申しましたように全国銀行といふのがほぼ半分の割合を占めておる。それから今回御審議願つております対象であります専門の民間金融機関、これが約四一%という割合を占める、こういうことでございまして、この民間金融機関の中小企業向けの資金のバイブといふものをできるだけ拡充し、太くしていく。これが中小企業金融全体が大きくなるゆゑんでございまして、もちろん、政府金融機関のウエートといふのは

は補完という意味から申す重要なものを持つてくるわけでございますが、量的、質的に補完をするといふたてまえで、必ずしもそのシェアが高いといふことがすべてではない、かように存じております。

○沖田政府委員 ただいま銀行局長からお答え申し上げたものと基本的には同様でございますが、民間金融機関のウエートが非常に大幅に改善されれば、その意味では政府系がそれほど大幅に上がらなくともいい、こういう相関係があると思ひます。財政資金の許す範囲で政府系の三機関のウエートといふものがある程度高めることができればいい、そういうことで努力は続けてまいりたいと思ひます。

○竹本委員 いまの銀行局長の御答弁では、補完といふことばを使われました。確かに現在は補完であると思ふ。

もう一度念を押して聞きますが、政府関係三機関は、中小企業金融に対しては補完的立場であるといふのは、量的な意味であるか、質的な意味であるか。私は量的には現在むしろいまおっしゃる通りに銀行が中心になつておる。四九%持つておる。したがつて、政府関係三機関は量的に見れば一割に足らないのだから、補完的なものであるといふ姿をはつきり出しておると思ふのです。しかし質的に見れば、銀行といふものは中小企業のために、いまウエートは相当大きいけれども、親切にいろいろきめこまかくやつておるかといふことになると、あとで議論をいたしますけれども、そうでないと思ふのです。中小企業に対しては質的にはむしろ政府三機関が主導力にならなければ、いまの自由化を前にした特恵関税のあらしければ、立つた中小企業の体質改善を急速にやることはできないと思ふ。だから、量的に見れば補完であるかもしらぬけれども、質的に見れば単なる補完的なセカンダリーな立場に立つて政府機関がめんどろ程度では、問題解決はできない。きょうは残念ながらあるべき中小企業のウエート、姿というものは

を論じないのだから、若干議論が不徹底になりますけれども、まあおわかりのことと思ひますので、そこは飛躍して申し上げますけれども、質的に見れば政府三機関こそが主導力にならなければならぬ。そういう意味からいへば、量的に考えても、私は持論としてこれを九%を倍にして大体二〇%近くまで持つていくぐらいの数量を政府三機関にふやさなければならぬんだ、こういう意見を持つておるが、これは別として、むしろ質的に補完的なセカンダリーな立場に謙遜しておつたのは、中小企業のほんとうの意味の体質改善はできないと思ふが、いかがですか。

○澄田政府委員 質的補完か量的補完かという問題は、経済情勢の推移と申しますか中小企業政策の推移といふようなものにもよるところでありまして、おっしゃる通りに、民間の中小企業向け金融といふものが、いろいろ問題点はありますが、量的には逐次非常に拡大をされてくる。こういう状況において政府金融機関の持つ使命といふものが、量よりむしろ質の面が中心である、こういうふうな形になつてきていくといふことは御指摘のとおりだと思ひます。そういう意味におきまして、中小企業金融につきましても、基準金利のほかに近代化促進のための金利であるとかあるいは流通面の金利であるとかいふふうな低い特利を設けて、金利面からこれを中小金融の重点あるいは政策目的といふものも貫いていく、こういうやり方をとつておるわけでありまして。

○竹本委員 私は、政府三機関が中心にならなければ、普通の銀行にお預けしておいたら問題の解決は十分できないのだといふことをいま申し上げておる。それに対しては半ば肯定、半ばどうもはつきりしないような御答弁でございまして。今度は、私の議論を裏づけるために、先ほど中小企業の破産、倒産の問題が論ぜられておりまして、この不景気で破産、倒産が相次いで、次々新記録を出しておるような中で、たとえば一般の都市銀行といふものは一体どの程度の利益をあげておるかといふことを考えてみれば、あるいは貸

倒準備金なんかがどういふふうに使われておるかという事実を反省してみれば、直ちに私の議論の裏づけになると思うのです。その意味において、銀行局長にお伺いしたい。

最近の、特に四十二年上期における都市銀行の公表の利益は幾らあるか、お示し願いたい。

○**逓田政府委員** 都市銀行十三行の四十二年上期の公表利益は、全体で四百四十八億でございます。

○**竹本委員** 四十二年です。

○**逓田政府委員** 四十二年上期でございます。

○**竹本委員** 四百四十八億でしょう。

○**逓田政府委員** さようでございます。

○**竹本委員** そこで、御参考までに申し上げますならば、こんなに破産、倒産相次ぐ中で、都市銀行では一行で半期に七十五億円の利益をあげたものが一つある。七十億円の利益をあげたものが二つある。五十億円の利益をあげたものが三つある。二十億円の利益をあげたものが四つある。それから十億円の利益をあげたものが四つある。

そこで、ひとつ参考のために伺いますが、銀行というものは営利を目的とするものであり、銀行のように、公的機関であるように説明され宣伝されておるのだけれども、こんなに破産、倒産相次いでいる中で、銀行が十三行だけで四百四十八億、はなはだしきは七十五億、あるいは六十億円台も二つ、こういうふうな利益をあげておるという点に對して、一生産会社と比べてどうか、社会、国民感情から見てどうか、政務次官にお伺いしたい。

○**倉成政府委員** ただいま都市銀行の公表利益のお話がありました。御指摘のように、四十二年の上期で全体が四百四十八億、中には七十億をこした利益のものがある。これは一つは、統一経理基準を定めたために、新しい実施をいたしましたために利益が出てきたという面があるかと思ひます。しかし、御指摘のように、銀行の利益がいろいろ他の方面の企業と比べて比較的大きいという問題もあるかと思ひますが、そ

ういふ問題は、やはりできるだけ銀行の経営が合理化されて、預金者あるいは貸し出しを受ける人々にもその利益が均てんさるべきだというふうな考へております。

○**竹本委員** ちょっといま政務次官の御説明の中には、何だか計算の方法が変わったから大きく出てるのだというふうな弁解がありましたけれども、幾ら計算方法を変えても、ない利益が出てくるわけはありませんから、全体としては、ただ以前に比べて大きくなったかという問題はあつても、利益がなかったわけではない。あり、四百四十八億もあつたのだ。これは社会常識から考へてみて、こんなに不景氣なときに、あるいはこんなに破産、倒産が相次いでいるときに、どうも多過ぎると端的に私は思ふのですけれども、端的な国民感情に對して簡單明瞭な政務次官のお感じはどんなものであるか、もう一度はっきり伺いたい。

○**倉成政府委員** この数字が多いか少ないかという価値判断の問題は非常にむづかしいと思ひます。諸外国と比べると決して多いというわけではないと思ひますけれども、しかし、他の機関が非常に赤字が出ておるときに金融機関だけが軒並みに黒字だということについては御指摘の問題があるかと思ひます。

○**竹本委員** 政務次官はすいぶん遠慮して言つておられるようですが、諸外国との比較なんてそうむづかしいことを言わなくても、一生産会社と比較したらどうですか。一生産会社で半期七十億円の利益をあげておる会社は一体幾らあるか、あるいはこの銀行と同じような資本金でやつて一生産会社でこんなに大きな利益をあげておるものが何社あるか、こういうことを必要があれば資料で要求してもいいのですけれども、そういうことを端的にわれわれが直観的に考へた場合に、まじめに働いてさえも破産、倒産をしななければならぬ、あるいはまじめに働いて一生産会社でも利益というものは半期にそんなにたくさんあるものではありませんか。それをただ金を右から左に

移しているだけで——もちろん銀行にも苦勞があるでしょうけれども、それだけで半期六十億だ、七十億だという利益をあげて、それを大蔵省にしてもあるいは政府にしても、多過ぎるとも何とも感じないで、外国と比較してみなければまだ結論が出ませんというふうなことで国民が納得するかどうか。これは重大な問題だと思ひます。われわれは、一生産に直接タッチしてない銀行が半期何十億という利益をあげるといふことはどうしても納得できない。それに対して政府は一体どんな感じを持っておるかといふことをいま伺つておるのです。外国と比較しなくてもよろしい。そんな簡単なことは隣一生産会社と比較してみればいい。そういう見方はどうですか。

○**倉成政府委員** ただいま一生産会社との比較の資料がございませんので、嚴密な比較はできません。しかし、竹本委員がおっしゃる通りに、金融機関が非常に大きな利益をあげている。地方においても、長者番付の上位に属しているといふことについては、やはり御指摘のような感じを持つております。

○**竹本委員** ただいまの率直な御答弁で、一応納得をいたしました。いまお話しがありましたように、地方の長者番付を見たつて、上のほうはみな銀行です。だから、中小企業なんかまじめに働いておる人は、いわゆる歩み・両建ての問題その他、私はきょうは論議いたしませんけれども、こんなにわれわれは高い金利を強要されて、そして結果を見れば、銀行がやつとこさうまくやつておるかと思つたら、もうけておる。国民感情としては、割り切れないものが残つておる。それに対して銀行行政を担当しておられる大蔵省としては、やはりその国民感情を踏まえて、これからひとつ指導をしてみたいといふことを私はお願いをしておるわけです。

やはりこれと関連をいたしますけれども、私はよくわからないのですけれども、貸倒準備金というものが六千二百二十四億あるといふことになつておる。六千二百二十四億、六千億をこえる貸

倒準備金というものは、いかなる目的のために設けられておるものであるか。また、それがその目的のためにいかにか活用されておるか。これをちょっとお伺いしたい。

○**逓田政府委員** 貸倒準備金は、これは何と申しましたも金融機関の性格上健全な運営ということ、預金者保護あるいは信用機構の中核という意味からいっても、最も重要な点でございます。貸倒準備金は金融機関の運用資産の価値といふものを、その反対勘定を設けて、これで適正に——その中にはいろいろな種類の貸し付けがあるわけでございますので、これがある程度反対勘定を設けることによって適正化する。その資産勘定の評価を適正化するといふために、反対勘定に設けた。經理のことばで申しますと、評価性の引き当て金、こう言うふうでございますが、そういう評価性の引き当て金、こういつたものであると承知いたしております。

○**竹本委員** 活用した例を聞きたい。

○**逓田政府委員** 現在の貸倒準備金の制度、これは税制でどういふふうな貸倒準備金を認めるかといふところをもとにしておるわけでございますが、それは三十九年の四月一日からやり方が変わつて、毎期毎期全額洗いがえといふことになつておる。その期の貸し出し総額に對して新しく積み立てる、こういうことになつております。

そこで、活用といふことでございますが、その間にいろいろ債権の償却等の必要のある場合も出てまいりますが、これは償却を別にいたしまして、そうして各期各期で全額洗いがえをして、そして新しく積み立てる、こういう方式をとつておりますので、貸倒準備金を取りくずして焦げつき債権あるいは取れない債権を埋める、そういう形には——實際はそういうふうなあれになるにいたしません。貸倒準備金そのものを取りくずして埋める、そういうことではございません。償却は償却でいたしまして、他方毎期償却額の一定割合を積み立てて、その債権の資産の健全性といふものを

確保する、こういう趣旨の負債勘定における積み立てのことです。

○竹本委員 会計法的な御説明でございますけれども、それじゃ裏からお伺いましたしょう。

金融が引き締まる、不景気になる。銀行としては預金者保護とか、いまおっしゃった信用機構だとかいろいろのことがありますから、その立場も一応はわかりますけれども、特に地方銀行なんかの場合においては、もうこういうふうな金融が引き締まってくる、経済の情勢が悪くなってくる、銀行というのは非常に貸し惜しみをするというのですか、貸し渋るというのですか、非常に多いのですね。その点はどういうふうに見ておられますか。

○澄田府委員 金融引き締めの場合に当然そういう目的で引き締めが行なわれるということもあります。日本銀行の貸し出し増加額の規制というようなものがあつて、今期の貸し出しは幾ら、前期に比べて何%増というようなことで規制をされるわけでございます。そういう場合には、金融機関としては——ちょうどそういう時期は景気の引き締めという段階でございしますので、資金需要が非常に強くなつてくるといふ時期にもちょうどぶつかりまして、需要が非常に多くて借入れの申し込みが非常に殺到する、こういうような段階で、貸し出しの増加額のほうを押さなければならぬ。押さないといふ引き締めの目的を達しないというようなことで、そういうときに貸し出しを減らす。いまでもおつしやいましたが、そういうようなたくさんの申し込みの中で応ずるものを選ばなければならぬ。いい、こういう立場に置かれるわけでございます。

○竹本委員 だいぶ時間がたちましたから、この問題でもう一度また機会をあらためて本格的に論議することにしたししょう。

そこで、本論にひとつ入りたいのでございますけれども、今度の金融二法案の中に、あるいは金融制度調査会の答申の中には、「適正な競争原理」を導入するというようなことがいろいろ言っておりますが、そこで二つのことを伺いたい。「適正

な競争」とは何かということが一つ。それからもう一つは、先ほどの都市銀行の場合を一つ例にとつて申し上げますけれども、公表の利益が非常にふえておるのですね。半期ごとに見ても三百十九億のものが三百六十億になり四百四十八億になる、こういうことでこの期間には資本の増資なんというものはほとんどなかったらうと思うのですが、あったかどうか。かりにないとすれば、同じ資本であげる利益は三百億から三百六十億、四百五十億と、こういうふうにめちやくちやくにふえていく。こういうことを見ると、その辺に非常な矛盾を感じるわけです。その辺をひとつまずお伺いしたい。

そこで、ついでに申し上げますが、御承知のように銀行の配当の問題は大体八%くらいに均一化されておるようでございますけれども、七十億利益をあげたところも十億しか利益が出なかったところも同じ配当八%ということとはちょっとおかしい。競争原理ということで、銀行にもやはりサビスもあつてもよろしいし、それから実力の競争もあつてしかるべきだ。こういうことになれば、配当にも差をつけるという意見が当然出てくるわけです。「適正な競争原理」とは一体何か、適正な競争とは何かということとあわせて、銀行にこんなに格差が出ておるときに、その格差をそのままにしておいて配当はどこでも八%だといったようなことは、その競争原理の導入ということと矛盾すると思うが、どうかということですよ。

○**澄田政府委員** 第一点の「適正な競争原理」という場合の適正な競争とは何かというお話でございますが、端的に申し上げまして、それが金融機関の資金コストの引き下げにつながるような競争、経営の合理化によって資金コストを下げる、そういう競争というふうなつもりであります。金融にも生産性ということばが適用できれば金融の生産性を高めるような競争、こういうことでございまして、昨日、井手先生から預金獲得競争の弊害というような御指摘がありました。が、形式的な預金高を誇ったところあるいは店舗の建物の華美を

誇った、店舗の数を誇ったというよう
な、そういう形式的な競争というものは必
ずしも——必ずしもというよりも、そういう競争
自体が資金コストを下げるということにつながら
ないという場合が大部分でございます。そういう
意味で資金コストを下げる、そういう競争を適正
な競争、こういうふうに申し上げているわけでご
ざいます。

それから増資のお話でしたが、四十一年に都市銀行で申せば二行の増資がございます。さらに最近四十二年度に六行の増資が行なわれております。

それから、いまお話がありました利益にも非常な格差がある、こういう場合の配当一率の点はどうかという点であります、この点は確かにお考えのような点はございます。そこで統一経理基準というものを昨年の九月から実施いたしております、これは三年間の経過期間を設けて完全に実施をするということでいまやっておるわけでございます。そういう統一経理基準みたいなもので金融機関の経理というものは同じ原則で行なわれるということになって、そこで利益率に非常な差ができてくる。それで経営の実態があらわれる、こういうことでございますので、配当等についても将来は競争原理を反映させるといふようなことも考えられるのではないか、かように考えております。

○竹本委員 ついでに念のために承って おきますが、利益があがった、その八％だけ還元する。蓄積されてくる。蓄積されていけば、銀行全体としての資金コストを下げるメリットがあると思うのです。しかし、それはだんだん、だんだん蓄積されていったら、最後はどうなるのですか。

○**澄田政府委員** 金融機関の内部蓄積というのは、金融機関の経営の健全性という意味からいえば、これは多いほうがいいわけでございます。日本の金融機関、最も大手のところをとって見ますと、その総資金量の中で自己資金の占める資本金」といふの蓄積とを合わせました占める割合という

ものは五%程度でございます。総運用資金の中で。これはやはり低過ぎるというようなことで、目標は一〇%ぐらいが一番望ましい経営健全の姿である、こう思われますので、蓄積がなおふえていくということは、金融機関の経営としては、その点からはけっこうなことだろうと思います。

○竹本委員 けれども、銀行によつてはその積み立て金のほうが授權資本よりも多いという場合がきつとあるのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○澄田政府委員　特殊な、まあ特殊と申しますが、古くからの地方のある銀行等では、ややそういうような場合になっている例があると思います。が、何と申しましてもまだ蓄積とそれから一方増資と両方相まって自己資本を充実している、こういう状況でございます。

○竹本委員　そうした議論はこれ以上やりませんが、そこで私は、逆にこれだけ利益を銀行があげるといふことは、むしろけしからぬという国民感情に即して申しますならば、この辺で銀行の貸し出しの金利を下げるという方向の努力をもう少しやるべきじゃないか、銀行が利益があがつてないからコストも上がる、高く貸し出し金利をするということもやむを得ないと思いますけれども、その辺で利益がこんなにあがつておるといふ実情の中で、やはり金利の引き下げということについて、あるいは歩積み・兩建てというようなことについて、もう少し自粛を促す当局の御指導があつてしかるべきじゃないかと思いますが、その点はどうですか。

○澤田政府委員　経営の効率化をはかり資金コストを下げるというような目的は、これはあくまでも貸し出し金利を下げていく、こういうことにあるわけです。内部蓄積とかあるいは経常収支というようなものを見て、そうして経営の健全性というものをはかっていくというのも、やはり健全な経営をしながら、一方極力貸し出し金利を下げていく、こういうことでありますので、もちろん貸し出し金利の引き下げという方向に、資金コスト

を下げて、その余裕をさらに振り向ける、いたずらに内部蓄積をふやすということのみに充ててはもろいならぬわけであります。やはりそれは貸し出し金利の引き下げといたるところにそれを充てる、そういう目的のために経営も効率化をしていき、資金コストを引き下げていく、こういうことであるわけでございますので、その点はおっしゃるとおりでございます。

○竹本委員 これはきのう井手委員からもいろいろきびしい追及が行なわれましたけれども、私は、その経営の問題は別にして、結果的な結果論から論じても、やはりまだコストを引き下げないかというのをいまま言っておるわけでは、ぜひそういう問題意識を持って御指導を願いたいと存じます。

あと若干、事務的といえますが具体的な問題を伺いたいと思いますが、一つは中小企業専門の金融機関については、いろいろそういう相手が中小企業でございますから、金融機関としても苦勞が多いと思うけれども、国家の行政の上からは中小企業金融機関については特にメリットを与えておるのかどうか、与えておるとすればどういうメリットを与えておるのかということについて伺いをいたしたい。

時間がありますから、あわせて国債や政府保証債といったようなものを中小企業金融機関に対しては持たしておるか、あるいは強制的に割り当てておるか、その事実もちょっと伺いたい。

○澄田政府委員 中小企業専門金融機関のメリットという点でございますが、これは今度のこの二つの法律の中におきまして、中小企業に定着させるといふことによりまして、そういう業務というものをはつきりさせるといふようなことで、そこに営業の基盤というものはつきりきめるといふような点も、広い意味の専門機関の存立の基礎をかたくすることでございますが、現実の問題といたしましては、たとえば信用金庫、信用組合に対しましては、これは法人税法の取り扱い

上、信用金庫も含めました協同組合的な組織というものに対しては税率も軽減されておりますし、また、利用分量配当の損金算入というようなこともあつたわけでございます。

それから第二点の国債、政府保証債等の点でございますが、国債の引き受けで申しますと、四十年中の相互銀行や信用金庫の総資金量の増加額のうちどれだけが国債の引き受けに向けられていくかということを見ますと、その割合は相互銀行で四・九％、信用金庫で四・一％でございます。これは都市銀行とか地方銀行等の割合に比べますと非常に低い割合だということになるわけであります。

○竹本委員 財政資金や日銀の資金をそうした中小専門金融機関に回してもらいたい、都市銀行だけでは困るのだという要望が強いようですが、その点についてはどういうお考えですか。

○澄田政府委員 日本銀行の金融調節というのは、これは申すまでもなく金融市場の繁閑に応じて調節をするということでございます。相互銀行のうちでも、重要な相互銀行につきましては日銀貸し出しの道が開かれております。それから信用金庫については、信用金庫連合会を通じて日銀貸し出しの道が開かれておる。また、オペレーションによる資金供給につきましては、これは広く相互銀行もオペレーションの対象ということになっておるわけであります。そういう意味で、日銀資金というものは、金融市場の繁閑とこれら金融機関の状況に應じてその道が開かれておるわけでございますし、今後ますますそういう道は大きくなっていくものと思ひます。

それから、財政資金につきましては、これは民間の金融機関でございますので、財政資金を流すというのは政府金融機関を通じて供給することになろうかと思ひます。

○竹本委員 あと、時間がありますから大急ぎでやりますが、一つは、今度、統合、合併ということが盛んに強調せられるわけでございますけれども、われわれ地元民の声をよく聞く機会が多い

のですけれども、機械的な統合をやられて、中小企業なり小売り商なりが困ることがありはしないかという心配が非常に強い。

そこで、統合、統合とよく言われるのだけれども、現在の数が多というふうに見ておられるのであるかどうか、多いということを見る基準は何であるかということ、それからうちはらになりまされども、小型店舗なんかをどんどん認めよという要望が強いわけですが、その辺についてはどういうふうにお考えになっておるか。

○澄田政府委員 金融機関の数がいろいろかといふことは、必ずしも一律には申し上げかねるわけでございますが、全体として見ますと、やはり弱小で経営基盤が非常に劣悪であるというふうなものもあるわけでございます。こういうものはある程度統合が行なわれて、そうして経営の基盤がしっかりしたものになるということが中小金融を円滑に供給するといふ上からいっても望ましい、こういう場合も認められるわけでございます。そういう意味で、これは地域的分布とかいろいろな点を入れての上でございますが、多過ぎる場合もある、こういうことを考えております。

それから小型店舗等というお話がございましたが、小型店舗というふうな形で認めておりました時期があつたわけでございますが、現在には特に小型店舗というところで店舗を認めるというふうなことはいたしておりません。小型とそうでないものとの区別も必ずしもはつきりいたしませんし、小型店舗はあとで小型でなくなるといふようなこともございます。現在の店舗の認める方針といたしましては、特にそういう特別なものというふうにはいたしておりません。

○竹本委員 これはあとで要望がいろいろ出ると思ひますけれども、とにかく地方の零細企業や小売り商やが、今度の統合の機運のためにえらく不便になってしまふといふようなことのないように留意を願ひたいと思ひます。それからこれに関連して、私はやはり末端は数をだんだん多くするほうがいい、中央はだんだん

集約していくほうがいい、こういう考え方に立っておりまふのでそういう質問をするわけですが、一つはこれは戦争中の遺物であると思ひますが、一県一行主義というのはこの辺で再検討すべきではないかと思ひます。これについて銀行局長並びに政務次官のお考えを承りたいと思ひます。

○澄田政府委員 一県一行主義というのは、地方銀行の数の非常に多い時期でございます。一番多い時期には銀行と名のつくものを全部集めて二千をこえておつたといふような時期もあつたわけでございます。これは明治の終わりのころだったかと思ひますが、そういうような経緯を経てきて、そしてその地方銀行を統合するといふことは、金融恐慌のあとで、これが焦眉の急であるといふときに、その統合の目標として一県一行といふことを掲げてきて、戦争中を通じて推進をされてきた、こういうことであるわけでございますが、その後、必ずしも一県一行の原則というふうなものはないわけでございます。場合によつては一県にさらにほかにもあるといふような例も出てきておるわけでございますし、まあ今後は、地方の経済のブロック化、広域化といふようなこともございます。必ずしも一県一行といふようなこととでとらわれて考えるといふ必要はないことではないかと思ひます。

○竹本委員 大事な点だからもう一度念を押して聞きますが、一県一行といふことの原則があるわけではないかといふことですね。したがって、一県に二つの銀行ができる場合もあるだろう、逆に二つか三つの県を集めた一つの銀行ができて支店やその他の店はいろいろできるということになる場合もあるだろう、こういうふうな理解していいのですか。

○澄田政府委員 これからの情勢ではそういうことも考えられていいのではないかと思ひます。

○竹本委員 法案のねらいに、合併、統合とか転換とかいうことがいわれているわけですが、それども、これからの具体的な指導というものは、その

どちらに重点を置くわけですか。

○澄田政府委員 今回の法律は異種金融機関の間の合併の道を開くということでございますので、一県一行の問題は、むしろそれよりは——一県一行というのとは普通、地方銀行の場合でいわれておることでございますので、地方銀行相互の問題ということになるわけでございます。もちろん今度の法律による異種合併というものが全然関係ないということはないと思います。今後、世上いわれますいわゆる金融再編成という中においては、あるいは二、三県で一つの金融機関というような場合も——これは府県制の将来という問題も別にありますが、金融機関の場合に、当然そういうようなことも考えられるケースとなってくるのではないかと、かように考えております。

○竹本委員 政務次官、いまの御答弁の中に、くるとではないかという、ずいぶんぼかした、回りの表現があるわけですが、それども、せっかく法律をつくって、異種とか同種とかは別として、合併をするとか転換をするとかいう以上は、一体これからはどういうふうに持っていくかという、やはり一つの大きな構想があつていかなければならないと思います。合併する場合に、この法律でやれば、将来のようなめんどくさい手続をやらなくてもやれます、合併する方には若干便宜になりますよという法律であるだけの問題でなくて、この法律をつくって合併に便利ならしむる目的というのは、こういうふうに統合していこうとするのだとか何とかいう考え方があつていかなければならないと思います。そういう意味で、いまの局長の答弁をもう少し高い立場から御答弁をいただきたいと思ひます。

○倉成政府委員 一つのビジョンを描いて、それに基づいてこの合併・転換を運営していかねばならぬ、こういう御指摘だと思ひますけれども、しかし、金融機関の合併あるいは転換という問題は、やはり金融機関の自主性をできるだけ尊重していかうということがやはりたてまえではなからうかと思つております。したがって、その合併・転換の

認可基準の指導の際に、そこで具体的ないろいろな問題が金融の効率化に資するものであるか、地域の中小企業金融に支障を生じない条件を満たしているか、あるいは合併・転換をした後に金融機関相互の競争が阻害されないか、金融秩序を乱すおそれがないか、あるいは金融機関が合併・転換後にいかにあるとする一つの業務に支障を来たさないかどうか、そういう基準に合するかどうかということをあくまでたてまえとしていくべきでありまして、大蔵省がこういう合併をしたらよろしいというような指導をするのは私は行き過ぎであると思ひます。しかし、資本金の額であるとか、あるいは経営が非常に零細で、また一人立ちができないというふうなものについて、こういうことをしたらどうかというふうなサセストは、あるいは非公式にはあり得るかと思ひますが、大蔵省としては金融を国家統制のもとでやるといふようなことはたてまえとして考へておりませう。

○竹本委員 ただいまの政務次官の御答弁だと、非公式には別として、公式には合併・転換の法律をつくつても銀行の自主性の前には無力であります、こういうことになりませんか。

○倉成政府委員 ただいま答弁が否定的であつたと思ひますけれども、非公式という意味は決してそういう意味じゃございません。いろいろ御相談に應ずることはあり得るという意味であります。しかし合併・転換を、一つのビジョンを持つて大蔵省の一つの構想どおりにやらせるといふことは行き過ぎである、自主的なたてまえを尊重するということであるかと思ひます。

○竹本委員 どうも大事な点でえらいばけてしまひましたけれども、政務次官は行き過ぎを心配しておられたが、行き足らずのほうの心配はないんですか。やはりもう少し指導性があつていかなければならぬ。もう一度ひとつお願いしたい。○倉成政府委員 それは御相談に應ずることはあり得ると思ひます。しかし、こうしたほうがよろしいということをお求めかじめ打ち出して合併・転換を強力に推進するということは、私は行き過ぎであると思ひます。

○竹本委員 時間がまいりましたので、最後に一つだけ。いまの問題と関連いたしましたので、都市銀行と地方銀行とを差別しておく必要はなくなる理由によつてあるのか。今後はそのあり方についてはどういう検討を加へ、指導ということはおきらないのうだけれども、どういうふうに進んでいくつもりであるか、これについて伺ひたい。

○澄田政府委員 都市銀行と地方銀行というのは確かにそういう区別になっております。これは銀行協会の取り扱いでそういうような形に母体が出てきて、そういうふうなあれになっております。そして店舗行政等の場合にもこの区別を意識したことが従来行なわれてきておるわけでございます。

が、いろいろ金融機関の現状というものについて今後変革が予想されるという状態でございます。この合併・転換というふうなことが進んでまいりますと、現在の都市銀行と地方銀行の境界というの、もちろん永久にありやうな境界線というものがあつたままであるべきものでもない。今後の推移に応じて都市銀行、地方銀行という区別自体もあるいはもう一度考えられるかもしれない。せし、いんや都市銀行と地方銀行とのその境には移動というものがあつて、こういうことだと思ひます。

○竹本委員 終わります。

○金子(一)委員長代理 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 私は、労働金庫の貸し出し業務について若干承りたいと思ひます。

昨年の九月から今日に至るまで、愛知県労働金庫の一宮支店において、一宮市の金興興業への貸し出しについての事件が発覚しております。これは組合幹部が組合員の名義を乱用して、愛知労働金庫一宮支店から多額の貸し出しを受けて、それを使い込んだ事件であります。そして現在責任、公金横領、私文書偽造、印鑑盗用等で取り調べを受けておるわけですが、この報告を大蔵

当局は受けていらつしやるか、お伺ひしたいと思います。

○澄田政府委員 ただいま御指摘になりました点につきまして、そういう話を聞きましたので、財務局を通じて一応状況を問い合わせをいたし、調査をいたしたことはございます。

○石田(幸)委員 銀行局長に伺ひたいのでありますが、この事件に關しまして、金興興業一宮支店の労働組合の一宮支部において、この本部の副組合長が、佐千原支部が存在しておつたときに、労金を返済すべきお金が五十二万あつたと聞いて、労金を返済する一宮支部が依頼されて、そのために一宮支部の幹部が組合員の名義を詐称して、あるいは水増しをして、そしてさらにまた愛知労金から借り入れた、これが今回の事件の発端であつたようにございます。

そしてさらに時間が過ぎまして、この愛知労金の一宮支店長がこの問題に疑義を感じて調査をした結果、総額五百二十万が焦げつぎになつていたのを発見、そしてこの金興興業の一宮支部に早期解決を要望したことになるわけでありますが、こういうところからさらに問題が拡大をしたのである、このように私のほうの調べではなつておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○澄田政府委員 私どものほうで調べましたのは、必ずしもまだ詳細全貌というところまでつかんでおられないかもしれませんが、大体いまお話しになつたような内容であるようにございます。

○石田(幸)委員 この事件は、このように労金から五百二十万の多額の金を借り出して、さらにこれを返済しなければならぬ当然の義務が生じたわけでありまして、この労組の幹部は、いわゆる他の業者に支払うべき金をこの労金の返済に充ててしまつた。そして他の業者が騒ぎ立てて返済を求めても返済がされておらずに、騒ぎ立てたところからこの刑事事件が発覚をしたわけなんです。私は、この問題について特に伺ひたいのでございますけれども、こういう労金と労組の間に

事件が起つて、いわゆる焦げつきが起つた場合に、その返済を求めるのは、労金と労働組合との間において債務の弁済を求めるのが通例ではないか、こう思うわけですが、さらにまた、従来のいろいろなやり方を見ても、労金では、使込んだ金に對して個人にその責務を切りかえて、そして処置をしているのが通例ではないかと思うのですが、こゝろの事情についてはどうでしょうか。

○澄田政府委員 現在、御承知のように労働金庫の貸し出し方式について、労働金庫協会で研究した結果、貸し出し標準事務処理方式というのをきめておまして、それによつて団体主義というところで組合に融資をするという形をとつておるわけでございます。こういうようなことでやつておるわけでございますが、個々のケースの場合は実際に費消した者の責任、その者の債務というように形にこれを処理の場合にしようという形なことも、金庫とその組合及び当事者間の話の結果、そういうふうな形にするというふうなことがあるわけでありまして、この場合そういうふうな形をとられた、こういうことではないかと思ひます。

〔金子一〕委員長代理退席、毛利委員長代理着席

○石田(幸)委員 現在、労金から貸し出しをしている場合に、組合が一括で貸し出しを受けて、そして組合の資金としてこれを各個人に貸し付けを行つておる。そして本来、貸し付けを受けるべき貸し出しを申し込んだところの各個人が連帯保証人になつておるわけですが、さらにまた、これとは逆に、各個人が直接労金に貸し出しを要望し、そしてまた組合がその連帯保証になつておる。この二つの形式で貸し出しが行なわれておるようでございますが、実際問題としてどちらが多いか、そういう面についてどのくらいの比率になつてゐるか、承りたいと思ひます。

○澄田政府委員 正確な比率はちよつとわからないのでございますが、いまお話しした二つのやり方のうち、前者のほうが、すなわち団体に貸し付け

て、団体が個人の資金をさらに団体から貸し付けるといふ形で個人が連帯保証する、こういう形のほうが比率は多いと承知いたします。

○石田(幸)委員 今回の事件を見ますと、組合員がかつてに名前を使つておつたり、あるいは印鑑が盗用されておつたり、連帯保証人になつてゐることすら知らなかつた、こういうような事件がたゞさんの中に内在しておるわけですが、さらにまた、十萬円の借入れを申し込んだにもかかわらず、それが四十五萬圓に水増しされておる、こういうような事件も実際にこのケースの中にはたくさん見られます。で、通常金融業務の場合には、連帯保証人に対しても当然その確認が行なわれなければならぬ。ところが、この労働金庫の場合は、特にこの愛知労働金庫の場合かと思ひますけれども、連帯保証人に対しては全然確認を怠つておる、このようなことがこの問題を大きくした一つの要因になつておるわけなんです。なぜ労金に限つてこのような連帯保証人に対する確認が行なわれないか。

また、私が一つの疑問点と感ずることは、現実には、いま局長さんもおっしゃつたように、いわゆる集団主義をとつて、組合が資金を借りて、それを組合員がさらに貸し出しを受けておるというふうな形をとられておるほうが多い。組合員がいわゆる連帯保証人となつてゐるケースが多いわけですが、しかし実際問題は、借りる当人が連帯保証人になつておるといふことは、どうも私は、そこに主客転倒してゐる形が行なわれてゐるのじやないか、こういうふうにも思ふわけですが、この点について、特に今回の事件を見ますと、連帯保証人に対して確認が行なわれてゐないところから事件が起つておるわけですが、そういう点から考へて、このいわゆる集団主義という方向を改めるお考えはないか、そういう行政指導をするお考えはないか、その点を承りたいわけですが。

○澄田政府委員 いまの連帯保証人の確認という点でございますが、これは当然に連帯保証をする者が自己の意思で連帯保証をするというのが普

通の場合自然な、自然といひますか当然のことでございます。それはいかなる金融機関の場合でもそういうわけでございますが、ただこの場合に、いまお触れになりましたように何かこう、印鑑の盗用とかおつしやいました、本人の知らない間に連帯というふうなことになることが金融機関側でもわからない、金融機関側は形式的な形が整つておる、こういうようなことで、それが数多い組合員というふうな場合にそういうことになつたのではないかと思ふわけでありまして、この辺はどうも私もまだよく、はつきりつかんでおりませんわけでございますが、組合という、非常に普通の金融機関の貸し出しと違ふところで、組合が責任を持つて組合を通じてという形も、円滑に行なわれる場合にはいいのですが、こういうような事件が起ると問題になるわけでございます。そういう点もあつて、労働金庫として労働組合という、普通の金融機関と違ふ特殊な面もございまして、そういう点をあわせて十分問題はないか検討しなければならぬ面があるのではないかとこのように考へております。

○石田(幸)委員 まあいまの答弁は私ははなはだ不満足なわけですが、この愛知労金の問題に限らず、こういう問題が現実にあります。特に最初、労金が発足した当時においては、連帯保証人等においても実印を使用するように、こういうふうな一つの業務形式になつておりました。その後どういふふうな問題があつたか知りませんが、普通、普通の認め印を使えばそれでよろしいというふうな傾向があるわけなんです。ここにも、この問題が大きな問題に発展した一つの原因があるのじやないかと思ふのですが、こういう問題について、当然金融機関として、これが特殊な金融機関であつたとしても、金融機関の常識としてその程度のことでは当然確認されてしかるべきじやないか。この点についてはいかがでしようか。

○澄田政府委員 労働金庫も金融機関という立場においては当然に金融機関としての注意義務と申しますか、当然守らなければならないような原則

というものはやはり守られて運営されるということではなければならないわけでございます。そういう意味の指導というふうなことはいたしておるわけでございますが、その実印がそうでないかというふうな点について、金融機関としての常識で運営されるということを当然期待しておるわけでございます。なお、そういう点で不十分な点があれば今後注意をしてまいりたい、かように思ひます。

○石田(幸)委員 御注意をしてくださるということでございますので、この問題はこれでけつこうでございますが、借りる本人が連帯保証人になつてゐる問題については、もう一度一考を要するのじやないかと思ふのです。この事件にしまして、労働組の経理担当者あるいは労働組の幹部の人たちが、かつてに組合員の名義を乱用できるすきが存在します。現にこの愛知興業の問題ではなく、愛知労金だけの問題ではなくて、岐阜労金においても、四十二年の五月十六日の岐阜日日によれば、組合幹部が実に六千三百萬圓の不正借入れを行つたという事実が報道されてゐる。その被害者は六百七十二人に及んでおる。六百七十二人の借入れにおいてこの六千三百萬圓の金が引き出されておる、こういうふうな事件がございまして、あるいはまた、山形労金の場合もこれに類似した事件がございまして、前に愛知労金においても、やはりこれらと類似事件が起つてゐるような話を聞いております。私は、そういう意味において、いわゆるこの労金の貸し出し業務の趣旨というものの一つの欠陥があるのではないか。それは借りる本人が連帯保証人になつてゐるところに一つの問題がある、このように私は考へるわけなんですけれども、この点についてもう一歩突っ込んだ議論をお伺ひしたいと思います。

○澄田政府委員 お話しした点は、現在の貸し付けに関する方法、先ほどからお話のあります団体が借りる連帯保証をするというふうな、そういう団体主義というふうなもの欠陥かどうか。そういう点、申すまでもなく労働金庫であるという特殊

関して表面にあらわれてきた金額というものは、約七百八万円余になっております。最初五百二十万の金額が、労金に返済をしなければならぬために、その労組の幹部はその他の業者から金を借りたり、あるいは組合の手形を発行したりして操作しているうちに、七百八万円というようにさらに事件が拡大していったのでございますが、この中の百二十万円というのは、まだ労金に返済されずに残っております。そうしてその百二十万円については、特定の人に個人債務として切りかえになっております。これは先ほどの銀行業務の措置の上からやむを得ないとしても、これだけの事件が起こっているにもかかわらず、たしか書記長だと思えますけれども、この人に対しては、労金は、事件が起こっていることがわかりながら、さらに百五十万円の貸し付けをしているわけですから、これは労金に返すべき債務ではないわけですね。特定の業者に生じた債務の分を、労金が担保があると云いながらも、刑事事件が起こっている人にさらに百五十万円の金を貸し出しをしなければならぬ必要は私はないと思う。むしろ普通の金融業務の上からいえば、そういった問題は避けるべきじゃないか。こういったところに愛知労金の幹部の背任行為が存在するんじゃないか。これは刑事事件になるか道義的な問題になるかは別として、そういう点についてはいかがですか。

○石田(幸)委員 切りかえじゃないんです。百二十万円は別の入です。
○澄田政府委員 切りかえて新しく債務が生じたというわけじゃないわけでございますね。
○石田(幸)委員 そうじゃないわけですか。
○澄田政府委員 どうも具体的な内容をその点についてよく承知をいたしておりますので……
○石田(幸)委員 それじゃもう一べん伺いたします。労働金庫法の第五條第二項に、「金庫は、その行う事業によってその会員の直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」こう規定されておるわけですか。この条項に該当するかどうか、この点はどうか。

○澄田政府委員 事実関係を確認をいたしております。確定的に申し上げかねるわけでございますが、いまおあげになった労働金庫法第五條の精神というものは、これは労働金庫という特殊な金庫として、労働金庫の運営上基本的な理念として当然に守っていかなければならぬものと思われるわけでございます。どうもお話しのようないケースが非常に過ぎるような場合でございますと、やはり一つの問題であるかと思ひます。
○石田(幸)委員 これらの問題は、事実行為がまだ大蔵当局においてははっきり確認されておらないようでございますので、確認の上さらにお答えをいたしたい、このように思ひわけでありませう。特に愛知労金につきましては、金融業務の遂行にあたって重大な疑義があると私は思ひわけです。個人の貸し付けにしても何回も貸し出しをし

ております。本年度の会計決算の結果がもうすぐあらわれるはずでございますので、こういった問題を銀行当局でさらに監査をなされて、その報告を私は求めたい、このように思ひわけでございます。その点いかがでしょうか。
○澄田政府委員 事実関係をよく調査いたしました。なおわれわれのほうも財務局その他によく連絡をいたしまして実情を調査したいと思ひます。
○石田(幸)委員 委員長にお願いをいたすわけでございますが、特に私は、この愛知労金については貸し出し業務にいろいろな欠陥がある、したがって、これらのことを関係監督官庁である銀行局のほうにおいて調べた結果を、ひとつ委員会に提出されることを要請していただきたい、こう思ひわけでありませう。
さらにあと二点だけ伺いたしますが、この使込み事件というのは、副組合長が個人的に使込みだ事件であります。それにいわれる責任上として支部組合長、書記長が印鑑を運んだところに、当然この二人の刑事責任があらわ発生しているわけでありませう。ところが、こういう個人的に使込みだ金までも、組合長、書記長の立場にあつて印鑑を押さざるを得なかった人たちが個人的な債務まで負わねばならぬかどうか、この点をひとつ刑事課長さん並びに銀行局長さんからお答えをお願いしたいと思います。

責任で考えますと、その限りにおきましては、私文書偽造罪あるいは先ほど先生もおっしゃられた印鑑の盗用その他をめぐる刑事責任が発生するのではないかと、かように考えております。

○澄田政府委員 いまお話ししたものが背任かどうかという点には、ちょっと私いま伺ったお話だけではわかりかねるわけでございますし、私どももまたお答え申し上げることもないのではないかと思ひわけでございますが、個人に債務を切りかえることによつてそういう処理をする、こういうために……
○石田(幸)委員 切りかえじゃないんです。百二十万円は別の入です。
○澄田政府委員 切りかえて新しく債務が生じたというわけじゃないわけでございますね。
○石田(幸)委員 そうじゃないわけですか。
○澄田政府委員 どうも具体的な内容をその点についてよく承知をいたしておりますので……
○石田(幸)委員 それじゃもう一べん伺いたします。労働金庫法の第五條第二項に、「金庫は、その行う事業によってその会員の直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」こう規定されておるわけですか。この条項に該当するかどうか、この点はどうか。

○澄田政府委員 事実関係を確認をいたしております。確定的に申し上げかねるわけでございますが、いまおあげになった労働金庫法第五條の精神というものは、これは労働金庫という特殊な金庫として、労働金庫の運営上基本的な理念として当然に守っていかなければならぬものと思われるわけでございます。どうもお話しのようないケースが非常に過ぎるような場合でございますと、やはり一つの問題であるかと思ひます。
○石田(幸)委員 これらの問題は、事実行為がまだ大蔵当局においてははっきり確認されておらないようでございますので、確認の上さらにお答えをいたしたい、このように思ひわけでありませう。特に愛知労金につきましては、金融業務の遂行にあたって重大な疑義があると私は思ひわけです。個人の貸し付けにしても何回も貸し出しをし

ております。本年度の会計決算の結果がもうすぐあらわれるはずでございますので、こういった問題を銀行当局でさらに監査をなされて、その報告を私は求めたい、このように思ひわけでございます。その点いかがでしょうか。
○澄田政府委員 事実関係をよく調査いたしました。なおわれわれのほうも財務局その他によく連絡をいたしまして実情を調査したいと思ひます。
○石田(幸)委員 委員長にお願いをいたすわけでございますが、特に私は、この愛知労金については貸し出し業務にいろいろな欠陥がある、したがって、これらのことを関係監督官庁である銀行局のほうにおいて調べた結果を、ひとつ委員会に提出されることを要請していただきたい、こう思ひわけでありませう。
さらにあと二点だけ伺いたしますが、この使込み事件というのは、副組合長が個人的に使込みだ事件であります。それにいわれる責任上として支部組合長、書記長が印鑑を運んだところに、当然この二人の刑事責任があらわ発生しているわけでありませう。ところが、こういう個人的に使込みだ金までも、組合長、書記長の立場にあつて印鑑を押さざるを得なかった人たちが個人的な債務まで負わねばならぬかどうか、この点をひとつ刑事課長さん並びに銀行局長さんからお答えをお願いしたいと思います。

○根岸説明員 この事件の債務の弁済の方式でございますけれども、私たちの承つておる点におきましては、それぞれの組合幹部及び労金が話し合ひまして責任の所在を確かめまして、どのように返済するのが適当であるかというふうな合意に基づいて定められたというふうな承つております。そうなれば、その債務をどのように弁済していくのかというのは組合内部の問題として片づけるというのが一般の組合側のいままでの行き方になっているというふうな了解しております。
○石田(幸)委員 時間がありませんので、最後に一つだけ政務次官にお伺いたします。現在、先ほどから問題になっておりますこの労金の貸し出しの問題につきまして、借り入れを申

承つておきたい。

○澄田政府委員 いまお話ししたものが背任かどうかという点には、ちょっと私いま伺ったお話だけではわかりかねるわけでございますし、私どももまたお答え申し上げることもないのではないかと思ひわけでございますが、個人に債務を切りかえることによつてそういう処理をする、こういうために……
○石田(幸)委員 切りかえじゃないんです。百二十万円は別の入です。
○澄田政府委員 切りかえて新しく債務が生じたというわけじゃないわけでございますね。
○石田(幸)委員 そうじゃないわけですか。
○澄田政府委員 どうも具体的な内容をその点についてよく承知をいたしておりますので……
○石田(幸)委員 それじゃもう一べん伺いたします。労働金庫法の第五條第二項に、「金庫は、その行う事業によってその会員の直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」こう規定されておるわけですか。この条項に該当するかどうか、この点はどうか。

○澄田政府委員 事実関係を確認をいたしております。確定的に申し上げかねるわけでございますが、いまおあげになった労働金庫法第五條の精神というものは、これは労働金庫という特殊な金庫として、労働金庫の運営上基本的な理念として当然に守っていかなければならぬものと思われるわけでございます。どうもお話しのようないケースが非常に過ぎるような場合でございますと、やはり一つの問題であるかと思ひます。
○石田(幸)委員 これらの問題は、事実行為がまだ大蔵当局においてははっきり確認されておらないようでございますので、確認の上さらにお答えをいたしたい、このように思ひわけでありませう。特に愛知労金につきましては、金融業務の遂行にあたって重大な疑義があると私は思ひわけです。個人の貸し付けにしても何回も貸し出しをし

ております。本年度の会計決算の結果がもうすぐあらわれるはずでございますので、こういった問題を銀行当局でさらに監査をなされて、その報告を私は求めたい、このように思ひわけでございます。その点いかがでしょうか。
○澄田政府委員 事実関係をよく調査いたしました。なおわれわれのほうも財務局その他によく連絡をいたしまして実情を調査したいと思ひます。
○石田(幸)委員 委員長にお願いをいたすわけでございますが、特に私は、この愛知労金については貸し出し業務にいろいろな欠陥がある、したがって、これらのことを関係監督官庁である銀行局のほうにおいて調べた結果を、ひとつ委員会に提出されることを要請していただきたい、こう思ひわけでありませう。
さらにあと二点だけ伺いたしますが、この使込み事件というのは、副組合長が個人的に使込みだ事件であります。それにいわれる責任上として支部組合長、書記長が印鑑を運んだところに、当然この二人の刑事責任があらわ発生しているわけでありませう。ところが、こういう個人的に使込みだ金までも、組合長、書記長の立場にあつて印鑑を押さざるを得なかった人たちが個人的な債務まで負わねばならぬかどうか、この点をひとつ刑事課長さん並びに銀行局長さんからお答えをお願いしたいと思います。

○根岸説明員 この事件の債務の弁済の方式でございますけれども、私たちの承つておる点におきましては、それぞれの組合幹部及び労金が話し合ひまして責任の所在を確かめまして、どのように返済するのが適当であるかというふうな合意に基づいて定められたというふうな承つております。そうなれば、その債務をどのように弁済していくのかというのは組合内部の問題として片づけるというのが一般の組合側のいままでの行き方になっているというふうな了解しております。
○石田(幸)委員 時間がありませんので、最後に一つだけ政務次官にお伺いたします。現在、先ほどから問題になっておりますこの労金の貸し出しの問題につきまして、借り入れを申

承つておきたい。

○澄田政府委員 いまお話ししたものが背任かどうかという点には、ちょっと私いま伺ったお話だけではわかりかねるわけでございますし、私どももまたお答え申し上げることもないのではないかと思ひわけでございますが、個人に債務を切りかえることによつてそういう処理をする、こういうために……
○石田(幸)委員 切りかえじゃないんです。百二十万円は別の入です。
○澄田政府委員 切りかえて新しく債務が生じたというわけじゃないわけでございますね。
○石田(幸)委員 そうじゃないわけですか。
○澄田政府委員 どうも具体的な内容をその点についてよく承知をいたしておりますので……
○石田(幸)委員 それじゃもう一べん伺いたします。労働金庫法の第五條第二項に、「金庫は、その行う事業によってその会員の直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」こう規定されておるわけですか。この条項に該当するかどうか、この点はどうか。

○澄田政府委員 事実関係を確認をいたしております。確定的に申し上げかねるわけでございますが、いまおあげになった労働金庫法第五條の精神というものは、これは労働金庫という特殊な金庫として、労働金庫の運営上基本的な理念として当然に守っていかなければならぬものと思われるわけでございます。どうもお話しのようないケースが非常に過ぎるような場合でございますと、やはり一つの問題であるかと思ひます。
○石田(幸)委員 これらの問題は、事実行為がまだ大蔵当局においてははっきり確認されておらないようでございますので、確認の上さらにお答えをいたしたい、このように思ひわけでありませう。特に愛知労金につきましては、金融業務の遂行にあたって重大な疑義があると私は思ひわけです。個人の貸し付けにしても何回も貸し出しをし

ております。本年度の会計決算の結果がもうすぐあらわれるはずでございますので、こういった問題を銀行当局でさらに監査をなされて、その報告を私は求めたい、このように思ひわけでございます。その点いかがでしょうか。
○澄田政府委員 事実関係をよく調査いたしました。なおわれわれのほうも財務局その他によく連絡をいたしまして実情を調査したいと思ひます。
○石田(幸)委員 委員長にお願いをいたすわけでございますが、特に私は、この愛知労金については貸し出し業務にいろいろな欠陥がある、したがって、これらのことを関係監督官庁である銀行局のほうにおいて調べた結果を、ひとつ委員会に提出されることを要請していただきたい、こう思ひわけでありませう。
さらにあと二点だけ伺いたしますが、この使込み事件というのは、副組合長が個人的に使込みだ事件であります。それにいわれる責任上として支部組合長、書記長が印鑑を運んだところに、当然この二人の刑事責任があらわ発生しているわけでありませう。ところが、こういう個人的に使込みだ金までも、組合長、書記長の立場にあつて印鑑を押さざるを得なかった人たちが個人的な債務まで負わねばならぬかどうか、この点をひとつ刑事課長さん並びに銀行局長さんからお答えをお願いしたいと思います。

○根岸説明員 この事件の債務の弁済の方式でございますけれども、私たちの承つておる点におきましては、それぞれの組合幹部及び労金が話し合ひまして責任の所在を確かめまして、どのように返済するのが適当であるかというふうな合意に基づいて定められたというふうな承つております。そうなれば、その債務をどのように弁済していくのかというのは組合内部の問題として片づけるというのが一般の組合側のいままでの行き方になっているというふうな了解しております。
○石田(幸)委員 時間がありませんので、最後に一つだけ政務次官にお伺いたします。現在、先ほどから問題になっておりますこの労金の貸し出しの問題につきまして、借り入れを申

承つておきたい。

○澄田政府委員 いまお話ししたものが背任かどうかという点には、ちょっと私いま伺ったお話だけではわかりかねるわけでございますし、私どももまたお答え申し上げることもないのではないかと思ひわけでございますが、個人に債務を切りかえることによつてそういう処理をする、こういうために……
○石田(幸)委員 切りかえじゃないんです。百二十万円は別の入です。
○澄田政府委員 切りかえて新しく債務が生じたというわけじゃないわけでございますね。
○石田(幸)委員 そうじゃないわけですか。
○澄田政府委員 どうも具体的な内容をその点についてよく承知をいたしておりますので……
○石田(幸)委員 それじゃもう一べん伺いたします。労働金庫法の第五條第二項に、「金庫は、その行う事業によってその会員の直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」こう規定されておるわけですか。この条項に該当するかどうか、この点はどうか。

○澄田政府委員 事実関係を確認をいたしております。確定的に申し上げかねるわけでございますが、いまおあげになった労働金庫法第五條の精神というものは、これは労働金庫という特殊な金庫として、労働金庫の運営上基本的な理念として当然に守っていかなければならぬものと思われるわけでございます。どうもお話しのようないケースが非常に過ぎるような場合でございますと、やはり一つの問題であるかと思ひます。
○石田(幸)委員 これらの問題は、事実行為がまだ大蔵当局においてははっきり確認されておらないようでございますので、確認の上さらにお答えをいたしたい、このように思ひわけでありませう。特に愛知労金につきましては、金融業務の遂行にあたって重大な疑義があると私は思ひわけです。個人の貸し付けにしても何回も貸し出しをし

ております。本年度の会計決算の結果がもうすぐあらわれるはずでございますので、こういった問題を銀行当局でさらに監査をなされて、その報告を私は求めたい、このように思ひわけでございます。その点いかがでしょうか。
○澄田政府委員 事実関係をよく調査いたしました。なおわれわれのほうも財務局その他によく連絡をいたしまして実情を調査したいと思ひます。
○石田(幸)委員 委員長にお願いをいたすわけでございますが、特に私は、この愛知労金については貸し出し業務にいろいろな欠陥がある、したがって、これらのことを関係監督官庁である銀行局のほうにおいて調べた結果を、ひとつ委員会に提出されることを要請していただきたい、こう思ひわけでありませう。
さらにあと二点だけ伺いたしますが、この使込み事件というのは、副組合長が個人的に使込みだ事件であります。それにいわれる責任上として支部組合長、書記長が印鑑を運んだところに、当然この二人の刑事責任があらわ発生しているわけでありませう。ところが、こういう個人的に使込みだ金までも、組合長、書記長の立場にあつて印鑑を押さざるを得なかった人たちが個人的な債務まで負わねばならぬかどうか、この点をひとつ刑事課長さん並びに銀行局長さんからお答えをお願いしたいと思います。

○根岸説明員 この事件の債務の弁済の方式でございますけれども、私たちの承つておる点におきましては、それぞれの組合幹部及び労金が話し合ひまして責任の所在を確かめまして、どのように返済するのが適当であるかというふうな合意に基づいて定められたというふうな承つております。そうなれば、その債務をどのように弁済していくのかというのは組合内部の問題として片づけるというのが一般の組合側のいままでの行き方になっているというふうな了解しております。
○石田(幸)委員 時間がありませんので、最後に一つだけ政務次官にお伺いたします。現在、先ほどから問題になっておりますこの労金の貸し出しの問題につきまして、借り入れを申

承つておきたい。

し込む本人が連帯保証人となつておる、こういうことについて矛盾を感じないのかどうか、この点についてひとつ伺いたいと思います。

それから現在労金が貸し出しをしておる制度、いわゆる集団主義を是とするか非とするか、この問題について政務次官にお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○倉成政府委員 ただいま御指摘の団体主義の問題を含めまして、今後十分に検討いたしてみたいと思います。

○石田(幸)委員 終わります。

○毛利委員長代理 午後二時十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時三十一分開議

○毛利委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平林君。

○平林委員 私は、ただいま議題になっております金融三法案について、若干お尋ねをしたいと思つております。

それで、この法案を審議するにあたり、いろいろ検討しなければならぬ問題はありますけれども、まず初めに、この法案によつて、またこの法案によらずとも、ことしの経済動向の状況から見まして、今後の中小企業金融というものがどういう状態になるだろうか。それからまた、そうした予測される事情において、この法律案はどういうふうな波紋を描くだろうかという点がやはり一つの焦点であると思つたので、この点についていろいろとお伺いをしていきたいと思つております。

この間、政府のほう——これは経済企画庁のほうから、四月十五日に、昭和四十三年度の総合資金の需要見込み、それから産業資金の供給見込みというものが発表されたことは御承知のとおりであります。これは結局、政府の経済見通しに立つ

て、金融機関の資本収支と産業資金の動きを資金の源泉別に試算したものでございまして、政府の経済見通しによつてはいろいろの幅があると私は思ひますし、それが実態と合つていくかどうかという点も問題でしよう。しかし、一応この政府から発表されたことしの総合資金需要から見ますと、結論から申し上げて、金融機関の資金不足額はおよそ四千五百億円ぐらいになるだろうといわれておるわけでありまして、私は、最近の中小企業の倒産、あるいは金融引き締め下における金融全般を見ますと、こうした資金不足という形がはね返つて中小企業に対する金融の圧迫になつてくるのではないだろうか、こう考えますので、これに対して政府は一体どういうふうなお考えを持っておるか、ひとつ総合的な判断を大蔵大臣からお聞かせいただきたいと思いますのであります。

○澄田政府委員 まず私のほうから申し上げます。現在、御存じのようにきびしい国際環境に對して金融引き締めという段階でございまして、特に今年度、この四月六月という重要な時期は、そういう引き締めにおいて、一つの重要な段階になつておるわけでございます。そういう情勢に即応いたしまして、中小企業金融という面において不当にしがが寄るといふことのないように、その点については、民間金融機関の指導においても従来から注意を払つておるところであります。特に本年の一月の公定歩合の引き上げに際しても、その点を重ねて強く要望いたしておるところでございます。

また、政府金融機関を通ずる中小企業金融につきましても、財政投融資一般の伸びに比べまして、政府金融三機関の資金量の伸び率も、一般の伸びよりもそれを高くすると同時に、今後この四十三年度の資金の配分におきましても、特に現在重要な段階であります四月六月期というふうなものに、昨年の同期に比べても、より重点を置いて資金配分をするというふうなことで、当面引き締め

の浸透がはかられておりますこの四月六月期の中小企業金融に支障のないようにというふうな配慮をいたしておるわけでございます。

今回二法案の審議をお願いいたしまして、これによつて中小企業金融の専門機関の間に、お互いに業務分野の差異を認めつつ、しかし全体として中小企業に定着をさせるということにいたし、その間に、競争による金融の効率化、資金コストの低下というものを通じて中小企業金融の円滑化をはかつていく、こういう措置もとられたわけでございまして、こういう法案が実現されるというところにありますれば、その意味からも、民間中小金融機関に對しての効率化に拍車をかけるという効果も期待し得るというところでございまして。そういうような状況によつて、現在引き締め下における中小企業金融というものに遺憾のないようにという配慮をいたしておる次第でございまして。

○平林委員 大臣に伺いたいのでありますけれども、私は、いま銀行局長がお話になりましたように、四月六月の一つの金融逼迫期にあたつて、中小企業金融に不当なしわ寄せが行かぬようにとか、民間の金融機関の措置についても強力な要望をするとかいふことは、抽象的にはわかる。抽象的にはわかるけれども、しかし実際問題として、最近の金融機関の中小企業向けの貸し出し状況というものは、私がいま手元に持つておる資料では、第三・四半期の資料でありますけれども、都市銀行においても、地方銀行においても、相互銀行においても、昨年の同期から比べると低下しておる。たとえば都市銀行は、一昨年の十月から十二月、つまり第三・四半期におきましては、中小企業向けの貸し出しは、前年に比べまして六・八%くらい増加傾向をたどつておつたけれども、昭和四十二年の同じ期間には四・一%と低下しておる。地方銀行においても、同じように八・四%増の態勢をとつておりましたのが六・七%の増といふふうな、これもスローダウンしておる。相互銀行関係でも、同じように六・一%から五・七%増程度に、いずれもスローダウンをしておる。

パーセントの割合は少ないですけれども、最近の中小企業倒産を見てみると、これは相當の広い範囲にわたつて影響を受けるものでございまして、私はそういう意味では、四月六月の状態、あるいは先ほど申し上げました今後の総合資金需要見込みなどから予想される金融機関の資金不足というのはこうした面にあらわれてくるのではないだろうか。抽象的なそれに対する対策で銀行局長のお話、わかりましたけれども、具体的に何か手を打たなければ、万年資金不足の中小企業にやはりしわ寄せがまゐりまして、結局倒産数の増加ということに結果的になるのではないかと。私は、この段階におきましてはやはりある程度具体的な問題に對しても大蔵大臣としてどういふことはひとつ検討してみようというふうなお考えがあるかどうかと思つておるものであります、それをお聞かせいただきたいと思います。

○水田國務大臣 中小企業への貸し出し比率を落とさないようにという各金融機関への指導は常に行なつておりますが、しかし、いかにそういうことを指導を行なつておつても、事實上資金が中小企業へ行かないような状態ができてしまつたらこれはいけません。幸いにいまのところ、御承知のように公定歩合を上げてもコールレートの上がり方が非常に鈍いというふうなことから、中小企業金融機関からコールとして都市銀行へ流れていくということは、従来の引き締めめどとは違つて今度はそういう現象が起つておるかもしれません。また、中小企業金融機関以外も中小企業の金融に定着するつもりを持つており、そうなることやいろいろ得意先を確保するということが今後の自分の地盤強化の問題となつてまいりますので、そういう意味から今回特に中小企業の金融をこころ確保しようという政策をそれぞれ銀行がとつておるといふような現象が出ておりますので、従来の例よりもっと貸し出し比率が落ちるはずでございまして、たとえば全国銀行の三三%というふうなものが三二・何%程度——去年の九月の引き締めどき

からはずっと上がっておりますが、今年に入つてごくわずかに総体の金融機関の比率が落ちてゐるという程度でございます。大体引き締めであるにかかわらず中小企業へのしわ寄せが、いま金融の面から避けられてゐるという状態であらうと私は考へてゐます。したがつて、この状態を今後続けるように、一面補完金融機関である政府関係機関の資金の割り振りを、さつき銀行局長の言つたような形で調整するというようなことをやつてこの期間を切り抜けることが一番必要だと思つておりますので、そういう配慮をしたいと思つております。

○平林委員 われわれは、よく中小企業金融について、たとえば景気、不景気のときにどういう手を打つたらいいかというときに、数字をあげて、全般の金融の中で中小企業に対する貸し出し状況の比率はこうでございますというふうなことで、比率でもつて議論をする場合が多いわけですが、そしてその比率が下がらなければ中小企業金融はまあだいじょうぶである、あるいはまあある程度の措置をとつたであらうという一つの自己満足といひますか、それから、それでことばを詰めていへば責任回避になつてゐるわけですか。私は、この問題の審議をするにあたりまして、念のために中小企業に対する貸し出し状況を、昭和三十五年当時から最近に至るまでの状況を統計資料としてとつていただいたわけなんです。御承知のように、昭和三十六年、七年あたりが一つの金融の引き締め時でございます。それから三十九年、四十年が一つの景気調整の引き締め時でございます。それからまた、最近はその引き締め政策が行なわれておるわけでございますが、残念ながら政府がとつていただいた中小企業向けに対する貸し出し状況の比率だけでは実際にその手当てが十分であつたのか十分でなかつたのかという判断がなかなかとりにくいです。

例を申し上げますと、昭和三十六年の引き締めのときには、中小企業向けの貸し出し比率が全般で四四・四％であつたのが、三十七年には四三・

八とやや落ちておりますから、これは中小企業向けにしわ寄せがきたなというところはある程度の数字としてわかるわけでありまして。しかしながら、三十九年、四十年のときには、四五・三から四五・〇というぐあいに、わずか〇・三％の数字しかあらわれてゐない。今度の場合も、先ほど申し上げましたように多少開きが出ておりますけれども、数字の上で議論いたしますと、かなりやつておる、そんなに開きがないじゃないかということになります。実際は中小企業の倒産が非常に多くなつて、その記録がどんどん更新をされておる状態でございます。ですから私たちは、やはり大蔵省あるいは銀行当局のつくつた統計資料だけでなく、もっと実態に即したものの見方ということも必要だと思ふ。だから、対策のときにただ抽象的な議論をするのでなくて、具体的にこうするといふことも少しずつ進めていく必要があるといふことを感じておるわけなんです。

今度の法案につきましても、やはりこの法律案が、中小零細企業に対する長期低利の融資を確保する何らの保障もなくして、反対に中小零細企業の整理淘汰を促進するねらいを持つておるのではないかと、この反対議論もありませんように、具体的な問題を少し政府において、これはこうしたらどうだといふことを少し考へてもらふべき時期が来ておるのではないかと。

そこで、少し聞きますけれども、たとえば、こういう段階におきましては万般的な資金不足というふうなことを解決する一つの方法といたしまして、政府や日本銀行による中小零細企業向けの長期低利の資金供給を拡大することや、政府保証料の引き下げや、政府負担などの政策を具体化する

こと、それからまた、米の代金の支払いをひとつ小さな金融機関にやつてみるというふうなことで、あるいは各種の公庫あるいは公団であるというふうなところの余剰金の預け入れをそうした中小金融機関に与えるというふうな問題ももう少し中小金融機関に与えるというふうなことで、こう

いろいろな具体的なことについて検討する必要があるのではないかと申すのでありますけれども、それはいかがでしょうか。

○窪田政府委員 中小企業の金融の状況を見るために、たとえばお話しにありましたように金融機関の貸し出しの中におけるシェアというものの数字だけで判断をするということが、往々にしてそれだけではつかめないものを持つておるといふ点も御指摘のとおりでございます。四十年以降の金融緩和期に、普通銀行等の金融機関が中小企業金融に対して積極的な姿勢で取り組んで拡充して、こういふかまゝを見させてきてゐることは事実でございます。それが最近になつて、シェアとしてあらわれてきてゐるということはあると思ひますが、しかし、それが問題の解決といふことにそれだけでなるといふことではもちろんないわけでございます。

御指摘のように、中小企業金融機関に日銀資金の供給をもっと多くするようにしたらどうかという点につきましては、これは先ほども申し上げましたが、日本銀行の貸し出しも相互銀行等に対して拡大いたしておりますし、信用金庫に対しても、連合会を通じてやつておりますし、オペに際しては、全相互銀行等を対象にしてそれをやつておるといふことで、これは逐次日本銀行の金融調節の一環といたしまして、資金の需給に応じて拡大をしていく性質のものと思ひます。

それから、保証料率の引き下げ等は、機会あるごとに下げるといふことで、予算等に際しても処置してきてゐるところであります。また今後とも一そうその点は充実していかなければならぬ、こういうことであらうと思ひます。

それから、さらに中小企業金融機関に対する政府金融機関の代理業務の拡充につきましても、これは中小三機関については、従来から相互銀行、信用金庫、信用組合といった機関においての代理店として扱つてゐるというか比重を高くしておりまして、そのシェアも逐年高まつてきて、六割台でございますが、それが七割に近いといふところ

るまで上がつてきておる次第でございます。それから、最後に御話しになりました余剰金でございますが、国庫余剰金を指定預金として預託をするといふことは、御承知のように前にやつておつたわけでございますが、これは国庫金の活用という意味からいつても、国庫金の管理という意味からいつても、会計法上の問題等もありまして、会計検査院の指摘もあり、その指定預金の制度はやめたわけでございますが、この国庫余剰金につきましては、公債を発行してゐる現状において、余剰金がたくさん出るような管理をしないといふのが国庫金管理のたまゝであらうと思ひますが、そのほかの点につきましては、余剰金を運用するといふよりは、郵便貯金にしてこれを財投の資金として活用していく、そつちの方向において重点的に中小金融に振り向けるというほうが大切かと存する次第でございます。

いまお話しした点について、かいつまんで申し上げますと、そういうことだらうと思ひます。

○平林委員 この問題は、時間もありませんから、今後引き続きいろいろ今後の措置を要望していただくことにいたします。

大臣、ちょっと伺いますけれども、ことしの経済見通しからいいますと、金融機関の資金不足は、政府の見通しによりましてもおおよそ四千五百億円くらい見込まれる。有力な銀行では、むしろもつと大きな目になるのではないかと、むしろ、銀行筋の中でも、特にいま一番苦しい状態にある都銀あたりから、ことしの国債は少し免除してもらえないかといふような動きが早晩起こつてくるだらうと思ひますけれども、これは今後の中

小企業金融の一つの資金量にも関係がありまして、私たちとしても注目してゐる点であります。が、そういう動きがあつたとき、大臣はどうなさいますか。

○水田国務大臣 昨年も歳入との関連でそういう問題には考慮を払つたところでありまして、ことしもそういう問題が起こつたときには、昨年と同

じように、やはり国債の発行についても、いろいろ機動的な考慮をする必要があると私は思っております。

○平林委員 そこで、少し本題の法律案について具体的に御尋ねしてまいりたいと思ひますが、今回の特に合併と転換の法律案によつて、おそらくこれから相互銀行あるいは信用金庫、信用組合等にいろいろな動きが予想されると思ひます。

最初にお尋ねしておきますけれども、政府は、こうした合併・転換等の動きについて積極的に対応して、みずから描く方向に施策を進めていく考えですか、あるいはこれにつきましましては、政府が直接リードすることなく、実際に即して、法律案項に照らして措置していくという道をただあけたというだけに理解していいのか、この点を少しはつきりしておいていただきたい。

○澁田政府委員 これは法律としては、あくまでそういう合併・転換の道を開き、そうして合併・転換については内容を検討し、ケース・バイ・ケースで大蔵大臣の認可が行なわれる、こういうたてまの法律でございます。しかし、金融の効率化をはかり、適正な競争を行なわせる環境を整備するといふ意味で合併・転換が必要な場合も非常に多いのではないかと、かように考へて今回の法案の御審議をお願いしている次第でございますので、実際の運用にあたりましては、必要な場合には合併・転換が行なわれるように政府としてもアドバイスをしたり、自主的なそれぞれの金融機関の決定にまつわけでございますが、それを助長する必要がある場合には、その相談に乗つてそれが進められるような環境をつくるというようにすることも場合によつてはあり得るのではないかと、かように思ふ次第でございます。

○平林委員 それでは銀行局長にお尋ねします、いまのたとへば異種の金融機関でそれぞれ転換を目ざすというようなこと、私たちがいろいろな情報で伝へて聞いておりますことは、まず相互銀行筋あたりでは自分のからだに合った着物を着せてもらいたいということ早くから熱望していたと

ころもありましたし、またどちらかといふと、長年夢にまで見た普通銀行への転換の実現ができるかできないかということ、この法律案に対して一つの感激と緊張感を持つてゐるところもございまして、たとえば日本相互銀行のように大きな相互銀行は、たぶんこの法案が成立すると同時に、いろいろなこまかい規定ができるのをまつて、五、六月ごろにはこの法に基づいて異種の金融機関に転換されるというように動きもございしますが、現状はどういうふう把握されておりますか。

○澁田政府委員 甚間いろいろ話を私どもも耳にするわけでございます。ただ、これは現在金融機関でいろいろ考へてゐる向きもあるかと思ひますが、この法律が施行されてから具体的な話といふことにももちろんわけございしますが、現状においては、まだ私も具体的にこういふ話があるといふようなことはつきり聞いてゐる例はないわけでございます。ただ、この法律が御審議を経て施行されるといふ段階においては、それからいろいろな検討が行なわれるといふことで、今後逐次そういう話が出てくるのではないかと、かように思ふ次第でございます。

○平林委員 私たちがいろいろな方面の情報を見ておりますと、まず日本相互といふあたりからこの動きが始まるというふうな観測をされておられ、その名前まできまつておられる。このほか西日本、幸福、福徳、近畿、平和、兵庫、東京、福岡、名古屋などの相互銀行界におけるベストテンあたりでは、この法案のあれによりまして、いろいろなメリット、デメリットはあるでしょうけれども、動きが始まるだろうと見ておられるわけでありまして、

そこで、まず、昭和四十二年三月末現在で七十二ある相互銀行のそれぞれの預金量あるいは資本金などを見ますと、上位の中では、一つの政府リードもあれば、合併・転換という動きがかなり起きてくるのではないかと、そのことは一体どういふことになるかという点なのであります。中小企業金融の立場から見ると、そうした動きは歓迎す

べきものであるかどうか、先ほど申し上げましたことしの経済見通し、それから資金需要の状況から見まして、歓迎すべき状態なのかどうか、私はここが一つ問題だと思ふのです。たとえば今度の法律によりまして、相互銀行はその目的を中小企業の金融機関といふふうにはつきり定められまして、それを担当する機関となるわけでありまして、けれども、いままでの状態をこまかく見ますと、

どちらかといふと、貸し出しの対象や一件当たりの貸し出し金額を厳密に見ていくと、きわめて多くの部分が大企業向けの貸し出しに向けられておつたという批判を私は持つておるわけでありまして、そこへもつてきて、今度は上位の相互銀行が貸し出しの資料によりまして、中小企業向けの貸し出し割合というものは、都市銀行、普通銀行と大きな銀行になるに従つて狭くなるわけですね。

広い部分を担当しておるのは信用組合あるいは信用金庫、一部相互銀行、こういうふうになつておるわけですね。これがどんどんどんどん異種のほうに転換をしていく、そうすると、その分だけ中小企業金融の面が狭められていくのではないかと、こういうことを私は感ずるのであります。

同時に、これから五年くらいたつたらどうなるだろうかといふことになりまして、いまの状況から判断しますと、七十二ある相互銀行の中で十億円以上の資産を持つてゐるのが十一、五億から十億のが二十三というぐあい、かなりの部分が、もしかりに五年くらい後を想定してみただけの場合、好むと好まざるにかかわらず、その分だけけは明らかに中小企業金融の分野というものが少なくなつてくるのではないかと、それに対応して政府の措置をしなきゃならないといふことを私は言つておるわけでありまして、五年後を想定いたしますと、相互銀行といふものは、相互銀行法といふのはあるけれども、中身はなくなつてしまふ、あるいは中身は半分になるというふうなことは想定できないか。こういう場合、大蔵省で

は一体どういふふうに想定をしてこの法律案を提案をしたのか。これは単なる夢物語ではなくて、現実に行進する問題だと思ひますが、そういうときは相互銀行のほうはどうするのか、中小企業金融についてどうするのかといふようなものをお持ちかどうかをひとつ聞かせてもらいたい。

○澁田政府委員 相互銀行につきましては、一部中小企業以外の金融といふものに現在においても相当なウェイトがあるといふような実態を持つてゐるものがあることは事実でございます。また、法律上も中小企業といふ業務範囲を明確にしてゐるといふわけでもございせん。そういうようなところから、相互銀行の融資内容といふものは相互銀行によつてかなり差があるという形になつております。全体としては七、七割くらい、八割近く中小企業に融資をしてゐるという実情であるわけでありまして。

そこで、今回この合併・転換の道を開くということになるが、これにつきましましては、御説明申し上げておきますように、金融機関の実態に應じまして最もふさわしい形で業務をやらせる、そうして適正な競争をさせる、こういうたてまを以て、実態に合うように必要な転換も認めるということでありまして、転換の認可に際しては、中小企業金融の円滑化といふのが重要な認可の基準として、十分そういう点を考へて認可をしていくといふことにいたさねばならないと考へております。

そういったしまして、現在御承知のように、中小企業金融向けの全体の金融の半分は普通銀行によつて資金の供給が行なわれております。したがつて、あくまで中小金融の実態は、最もそれぞれの金融機関の業務の実態に合うような形で中小金融が円滑に行なわれていくといふことでありまして、中には相互銀行から普通銀行に転換したほうがふさわしいという形の場合にはそうする、しかし、相互銀行から転換をしていきますような普通銀行については、やはり中小金融に非常にウェイトを持った、そういう特色を持った普通銀行といふものに育つていくだろう、こういうふう

に考へるわけでありませう。

かれこれ考へまして、その全体としての金融の効率化をはかりつつ、中小企業金融に対するウエイト、その重要性というものが失われないように資金量というものが拡大されるような方向で見ていくということになるかと思ひます。相互銀行については非常に同質化が行なわれているというやうな面もございませうし、相互銀行の現在の数はいまよりは減つていつて、民間の中小金融というものが専門機関と普通銀行の両方から行なわれていつて拡大されていくというやうな形にならうかと思ひます。しかし、大部分の相互銀行は、今度定められたこの業務範囲というやうなもので、その対象としては中小企業金融というものを重点としてやつていくものが残ることになると思ひますので、いまお話しのように、相互銀行という制度はあつても内容はなくなつてしまふというやうなことはならないだらう、かやうに思ひます。しかし、そのいづれにしても、そういう範囲を固定化するということがなしに、実情に合わせてその金融機関の実態に即応した姿をとらせる、しかし、中小企業金融というものは、あくまで全体として資金量を拡大し円滑化をはかつていく、こういうことがねらいであらうと思ひます。

○平林委員 一つの姿として、いまのお話しのやうなことを進めていくことはできるだらうと思ひます。その中でも、実際の姿としては、相互銀行界においては、どちらかというと、上位の金融機関に転換をするためには資金量が多くならねばいかぬから、どうしても預金競争に走る。それからまた法律にありませうに、金融の効率化というこの面から見れば、小口より大口の貸し出しのほうが効率化もよろしいということになるわけでありませうから、中小企業にそつぽを向いて、大きな企業に有利なことをした金融機関というものが、だんだん大きくふくれ上がつて、内容もいゝなんというやうなことになるまで、結局不良なものはあつてはめられた上に進級していくというやうなことになる。そして零細な企業のほうのめんどうを見たやつは効率が悪いから、いろんな面において条件が悪いというやうなことになる。何か悪平等が出てくるのではないかという感じがしまふ。

そこで、たとえばこの第六条に、こうした金融機関の合併及び転換は、大蔵大臣の認可を受けなければならぬことになつておるわけでありませうから、大蔵大臣がその点はよほどしっかりしてらわなければならぬ。同時に、認可をしようとするときには基準がありまして、「合併又は転換が金融の効率化に資するものであること。」それから「合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。」その他三、四と規定がしてありますが、金融の効率化という意味をへたな解釈をいたしますと、解釈いかんによりましては、いまのように不良なものがたくさん出てくるということになる。それから、「合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。」とありますけれども、これも相互銀行あたりでものを考えますと、あまり中小企業のほうをやらないで、上位銀行になつても同じ程度のシェアがありますからというやうなことになるれば、結局中小企業金融に支障を生じないということに適合してまいりまして、転換が許可されてしまふというやうなことになるわけでありませう。私は、この法律によつて中小企業金融の分野が狭められるというのを防ぐためには、この基準の解釈に對しても、かなり私が申し上げた側でものを考えてやつてもらひたい。五月、六月——まだ法案の簡単な基準だけで、こまかい規定が出ておりませうけれども、これはどんな考えでもつてやるつもりですか。それは大体いつごろにまとまる予定ですか。

○澄田政府委員 ただいまお話しした六条の基準という点でございませうが、これは、法律ではあくまでも重要なポイントを指摘してございまして、それが金融の効率化に資する、そしてまた当該地域の中小企業金融に支障を生じないというやうなことをあげておるわけでありませう。金融機関の経営が効率化されて、そして資金コストを引き下げるといふやうなことで、中小企業金融に對してもより低利な資金を供給できるやうな環境をつくつていくというやうな点がそのねらいでありまして、したがつて、効率化という点についても、それは当然に中小企業金融のためになるやうな効率化というのを考へるわけでありませう。それから中小企業金融に支障を生じないというやうな点についても、具体的にそれぞれのケースによつて判断をいたしまして、いやしくもその地域に中小企業金融機関が手薄になつて、中小企業金融に支障を生ずるといふやうなことは避けなければならぬことであると思ひます。そういう点は十分に注意をして運用をしていかなければならぬものと思ひます。考へるわけでありませう。具体的ないろいろな基準でございませうが、これにつきましては、あくまでもそれぞれのいろいろなケースが考へられるわけでありまして、実態に即応して、こういう大原則から照らして考へるといふことで、個々の基準をはつきり規定するやうなもので定めるといふやうなことは考へておりませうが、あくまでもそれは具体的に、こういう原則に照らして判断をするといふやうなものであると思ひます。運用をしてまいりませう。

○平林委員 こまかいところを聞きたいのですけれども、また別的小委員会などでこまかいことは聞いてまいりたいと思ひますが、私は一貫して考へてもらはなければならぬことは、やはり中小企業金融という問題に支障のない形でこれらが行なわれねばならぬ、そういう心配がある限りにおきましては、われわれも十分監視の目を払つていかねばならぬといふことを申し上げておきたいと思ひます。

は、この際、たとえば有力な——まあ有力というよりも力のある都銀筋あたりが、こういう法律ができたのを機会に、たとえば弱い信用金庫あるいは信用組合とまでいきませうか、そういうものを自分の系列下にしようという動きは、予想しておかなければならぬ。特に当面都銀筋では、自分の資金吸収のパイプの一環にしたいという希望は、私は持つておると思ひます。同時に、店舗の問題につきまして、一つの制約がありますから、そういう面では、機会を見たら合併、吸収をはかつて、店舗も拡充して、そのメリットをねらうということも考へ得られるわけでありませう。特にこの場合には、大都市周辺の小さな金融機関がねらわれる——と言つて語弊があるかもしれませうが、対象になりやすい。こういうことが弱肉強食の形で行なわれるといふことになりませうと、一面信用金庫あるいは信用組合が受け持つておる中小企業金融の面における支障が出てくるのではないかと。これはある程度大蔵省、政府においてチェックしていく必要があると思ひます。ですから、どう考へてですか。

○澄田政府委員 仰せのとおりだらうと思ひます。そういうやうな弊害が出ると思ひます。それはないわけでありまして、そういう点も十分に留意をしてまいりたい。そういう意味で、先ほどおあげになりました法律の六条二項の規定に三号といたしまして、「合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。」という条件も掲げておるわけでありまして、いたずらにそういうやうな競争が激化して、大銀行が周辺の中小企業金融機関を併呑するといふやうなことからして、不当に競争関係を乱すといふやうなことがある、あるいは金融秩序を乱す、そういうやうなことがあつては、それは中小企業金融の意味からいつても問題でございませう。また、全体の金融秩序という意味からいつても好ましくございませうので、そういう点は、十分注意してまいらねばならぬと思ひます。

○平林委員 まあ都銀筋では、一部の信用金庫に

とをあげておるわけでありませう。金融機関の経営が効率化されて、そして資金コストを引き下げるといふやうなことで、中小企業金融に對してもより低利な資金を供給できるやうな環境をつくつていくというやうな点がそのねらいでありまして、したがつて、効率化という点についても、それは当然に中小企業金融のためになるやうな効率化というのを考へるわけでありませう。それから中小企業金融に支障を生じないというやうな点についても、具体的にそれぞれのケースによつて判断をいたしまして、いやしくもその地域に中小企業金融機関が手薄になつて、中小企業金融に支障を生ずるといふやうなことは避けなければならぬことであると思ひます。そういう点は十分に注意をして運用をしていかなければならぬものと思ひます。考へるわけでありませう。具体的ないろいろな基準でございませうが、これにつきましては、あくまでもそれぞれのいろいろなケースが考へられるわけでありまして、実態に即応して、こういう大原則から照らして考へるといふことで、個々の基準をはつきり規定するやうなもので定めるといふやうなことは考へておりませうが、あくまでもそれは具体的に、こういう原則に照らして判断をするといふやうなものであると思ひます。運用をしてまいりませう。

○平林委員 こまかいところを聞きたいのですけれども、また別的小委員会などでこまかいことは聞いてまいりたいと思ひますが、私は一貫して考へてもらはなければならぬことは、やはり中小企業金融という問題に支障のない形でこれらが行なわれねばならぬ、そういう心配がある限りにおきましては、われわれも十分監視の目を払つていかねばならぬといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○澄田政府委員 仰せのとおりだらうと思ひます。そういうやうな弊害が出ると思ひます。それはないわけでありまして、そういう点も十分に留意をしてまいりたい。そういう意味で、先ほどおあげになりました法律の六条二項の規定に三号といたしまして、「合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。」という条件も掲げておるわけでありまして、いたずらにそういうやうな競争が激化して、大銀行が周辺の中小企業金融機関を併呑するといふやうなことからして、不当に競争関係を乱すといふやうなことがある、あるいは金融秩序を乱す、そういうやうなことがあつては、それは中小企業金融の意味からいつても問題でございませう。また、全体の金融秩序という意味からいつても好ましくございませうので、そういう点は、十分注意してまいらねばならぬと思ひます。

対して、金庫の役員がそういうような措置がとれるようなときの資金を融通するというような話を持ちかけたり、あるいは退職金だとか、相当の地位を保障することで理事者を動かしていったりするような動きもないわけではない。そういうことを考えますと、いまおっしゃったような形の措置は、やはり十分の配慮を持って当たらねばならぬということをお願いしておきたいと思うのです。

特に私は、この機会にお聞きしますけれども、信金界でも合併ムードが起きてくるという場合、私はかつてこの委員会でもお尋ねしたことがあるわけですが、合併をするにあたって悪い内容の金庫が、これを隠すために合併をする、あるいはまたそうでなくても、金融の効率化という旗じるしを掲げて合併をする場合でも、最近信用金庫界の現状から見ると、やはりそういうときいろいろの問題が起きがちである。かつてある信用金庫の理事長が、退職金を自分で用意しておく——あのときに私が問題にいたしましたのは、五千万円の退職金を用意する、それから功労金として二千万円、計七千万円は用意してあるな——というふうなことを豪語して、合併の問題があつてもだいたいようぶだというふうなことを議論をしたことがございまして、こういうふうなことは適当でない。銀行局長も私の質問に答えまして、これは適当でないということで、その措置を善処するというようなことになっておたはずであります。それからこれに関連して、私はいろいろの資料を、問題を指摘した場合の具体的な報告を求めていたわけでありまして、まだそれがありません。したがって、そのことについてどうするか。同時にまた、いまの例でありますけれども、こういう考えの人もあるわけでありまして、合併とかその他やつたときに、不当な退職金、功労金をとるといふような悪い傾向が出ないよう、銀行局は一体どういふ措置をとられたか、現状こういうことが予想されるときにどういふ措置をとるか、こういうことをひとつ聞かして

おいてもらいたい。

○澄田政府委員 この前当大蔵委員会で本問題の指摘を受けましたときに、私のほうから十分所轄の財務局を通じて当該の金庫に注意を行なうということをお願いしました。それは厳重に注意をいたしたい、かように申し上げた次第でございます。その後の報告によりまして、四十二年の八月に退職金の支給規程を一部改正を行ないまして、功労金として五〇%加算する旨の規定を削除いたしました。それからさらに、問題の金庫でございますが、最近役員退職金を最高五千万円で打ち切る、あらゆる場合を総合して最高五千万、こういうふうなことにしたようであります。これでも高過ぎるというふうなことも考えられるわけでございますが、従来からいろいろ金庫の検査、監督等を通じて、退職金の支給状況等もやはり注意をしておりますが、これからことに御指摘のように、この法律の運用にあつて、具体的な事例等につきましては、認可の場合にもそういうこともよくわかるわけでございますので、そういう点は十分注意してまいりたい、かように存じております。

○平林委員 なお足りない点は、後ほど私のところに説明をお願いしたいと思います。もう一つ最後に、今度は信用組合の問題につきまして、若干お尋ねをしておきます。

信用組合は、御承知のように、昭和四十二年十二月三十一日現在で組合数が五百四十三になりまして、地域の組合あるいは業域の組合、戦域の組合と、いろいろの形がありますが、その店舗数もかなり広範囲にわたっております。私もいろいろいましては、信用組合が地方自治団体の行政下において地域大衆に結びつき、きめのこまかい金融活動を行なつておるといふことから考えますと、今後の中小企業の、特に零細企業の金融の問題につきましては、影響も大きいし、役割も大きいし、重視すべきものだと思つておるわけでありまして、私はそういう意味から考えると、いまの信用

組合の現状は、預金、貸し出しが小口である、それから中小、零細企業が対象であるために危険負担といふものは大きい、員外取引もできない、こういうことになっておりますだけに、いわゆる資金の効率化とか金融の効率化といふものについては、かなり苦しい状態に置かれるのではないだろうか。そういう点から考えますと、ただこの法律案によつて、そういう効率化、金融の円滑化ということだけではいかなない面を持っていると思うのであります。そこで一つ、先ほど私が申し上げましたような財政政策あるいは制度の改正で改善をはかるというふうなことが必要ではないだろうかと思うのであります。現在どういふ措置をおとりにならうとしておりますか。

○澄田政府委員 協同組合組織の金融機関としての信用組合は、ますますその協同組合組織としての特色を發揮して、中小金融の分野で大きな機能を果たしていくということが大切なことは、申すまでもないところでございます。そうして今回の改正におきまして、協同組合組織という組織と両立する範囲内におきまして、業界も希望しております。いろいろ業務の拡張ということもいたしておりますわけでございます。あるいは組合員のためにします保護預りでありまして、あるいは有価証券の払込金の受入れでありますとか、あるいは、さらに内国為替業務というふうなものも組合員のためにできるように拡充をしていく。さらにはまた、連合会の組合を通ずる代理貸しというふうな道も開くというふうなことで、協同組合組織としての特色を發揮しつつ、十分その利用者の便宜もはかる、また組合としての業務の範囲も広げるといふようなことで、今後ますます組合の——いろいろ組合としての制約はあるわけでございますが、組合の営業業務といふものが、そういう新しい仕事等も加えて効率的にやっていると、こういうことをこの法律でも配慮をいたしておるわけでありまして、この点はやはり進歩であろうと思つております。そうして、現在組合員に対します行政は、知事に委任をいたしておりますが、今後積極

的に、われわれのほうといたしまして、組合に対する行政というふうなものも知事を通じてではあります。重点を置いてまいりたい、かように存じます。

○平林委員 改正案で、内国為替の取引だとか有価証券の払込金の受入れだとか保護預り、あるいは地方公共団体及び非営利の法人に対する預金担保貸付を加えるという点は、法案を見て承知しております。

その連合会というものは、いま五百四十三のうち五百二くらい集めている全国信用協同組合連合会のことを言うのですか。

○澄田政府委員 これは、内国為替業務等でありまして、やはり全体のその為替を集めて集中して処理するというふうなことも必要でございますので、全国の規模の連合会に一本化されるというふうな条件が整備されたところで、そういう業務をやっていく、こういうことにいたしたいと考えております。

○平林委員 そうすると、この全国信用協同組合連合会に一本化されたときにただいまのようなことをやる、こう理解してよろしゅうございませうか。

○澄田政府委員 内国為替業務あるいは連合会の代理貸しというものについては、さように考えております。

○平林委員 私は、この機に、この信用組合の業界の一本化が急速に高まって、そうしたことが措置できるように、大蔵省、政府においても推進をする役割りを背負うべきではないかと思つて、いかがですか。

○澄田政府委員 これはもちろん業界のことでございまして、第一には、業界が自主的にそういう空気になつてそういうことを推進されるということでございますが、しかし、こういうふうな新しい業務も予想しておることでございますので、そういう機運がますますようわれわれとしても努力をいたしたいと存じます。

○平林委員 なおほかに私がきょう問題にしよう

とした点があるのですけれども、いろいろ時間のあるかという点から、これからおもしろいやつをやろうと思つたのですけれども、それは次の機会に譲ることにしまして、私の質問を一応これで終わります。

○毛利委員長代理 武藤委員。

○武藤(山)委員 まず最初に舟山会長から、現在の金融制度調査会の審議の進め方と申しますか、これからのめどと申しますか、どういふような問題に視点を当てていつごろいふものを答申したい、こういう順序、制度調査会で行っている順序があると思うのです。それを大ざっぱにちよつとお聞かせ願ひたいと思います。

○舟山参考人 金融制度調査会におきましては、昨年に中小企業問題の答申を終りまして、昨年の暮れから今度は民間金融機関に関する検討を始めたのでございます。そのために特別委員会をこしらへまして、勉強していただいておりますのでありますが、現在のところは、まず民間金融制度を考へるのにあたりました。将来金融をめぐる環境といふもの、経済環境がどうなるかといふことを頭につくらなければならぬという意味におきまして、今後の経済成長の予測、それから設備投資の先行きの研究、これに伴ひまして設備資金の需要、供給がどうなっていくか、並びにこの資金の供給をもつぱら担当いたしました金融機関、特に銀行につきましてはどういふ形態で資金が利用されるであろうかといふようなことを研究する、これが金融環境の研究でございます。これが特別委員会で大体各方面の御意見を伺ひまして、一まとめにいたしました。これを金融制度調査会に報告するといふ段取りになっております。

それに基づきまして、今度はもう少し金融プロパーについて掘り下げた問題を取り扱おうといふことと申します。まずさしあたっては、金利といふものをどう考へるかといふことに着手いたしました。それからさらに進みますと、長期金融、短期金融の関係をどう考へるかといふたようなことを検討してまいりたい。しかる後に、それ

らを担当する金融機関はどういふ形でどの程度であるかといふようなことに進みたい。あまり長くなりましてはいけませんから、去年の秋から発足いたしましたので、大体二年ぐらいて結論を出したいといふ心組んでやっております。

○武藤(山)委員 そうしますと、今回の金融再編の答申といふものは、さらに都市銀行や長期銀行あるいは信託銀行、そういうものの再編成の方途といふようなもの、こういうものも金利と合わせて当然答申をなされると思うのでありますが、それは大抵昭和四十四年の暮れごろを目途にやりたい、こういうことと申しますか。

○舟山参考人 できるだけ早く結論を出し、そして時勢の要求に應ずることが念願でございますけれども、大体来年中ごろまではかかるのじやないか。あとの問題は御指摘のとおりであります。

○武藤(山)委員 金利の問題やあるいは長短金融分離の方針をどう変更するかとか、あるいはいままでのままでいくとか、そういう金融プロパーの問題全体を金融制度調査会で十分討議をして、しかる後に今回のような改正を出して行くのが筋としてはいいのではないか。中小金融だけ今日急いで改変をしようとするのか、その根拠は何ですか。

○舟山参考人 金融制度は大体戦後三十年ごろにきまりましたが、その後実際の運用等によりまして、制度と実際のひずみが相当できております。金融界全体について再検討すべきでありますけれども、何ぶん広大な領域でありますので、まず、当時として急いでおりました中小企業金融といふものについて研究したわけでありまして、しかしその際も、全体の金融機構といふものがどうなるかといふことは念頭に置いてやつてまいりました次第であります。それが終わりましたから今度は普通銀行その他に問題が移つたということと申します。

○武藤(山)委員 調査会の答申要旨の中には、国民経済全体の効率化のために金融の効率化が必要だ、さらに適正な競争原理を導入することが必要だ、この二本が柱になっておるわけでありま

ね。そこで皆さんが議論をした中で、簡単に言うといふ、いまの信用金庫あるいは信用組合、相互銀行、これが多過ぎるのだ、これを何とか整理統合、合併をしなければならぬのだという前提があつて、こういうものを何とか整理しないことには効率化が実現しないのだ、そういう気持ちで今度の答申といふものが出されたのではなからうかという気がするのですが、その辺の中身の議論は、どういふことを具体的にやれば効率化ができると思つておるのですか。

○舟山参考人 中小金融機関の問題は、具体的に申しますと、相互銀行、信用金庫、信用組合であります。それらについて、金融の効率化をあげるためにどうしたらいいかについては、そういう機関がある部面では多過ぎて、過当競争もしておる、それから一つ一つの機関の基礎も弱い、こういうものはあるいは一緒にして強化する必要もある。しかしながら、一面これらの金融機関の機能が弱い面もある、こういう面については、これを強くして、もつと中小金融のために働かそうといふことと申しまして、それらを通じて、こういう形でやつたならば、中小金融はうまくいくであろうという型を示したものが今度の答申でございます。

○武藤(山)委員 その際に、具体的に全体のビジョンとして、あるいは青写真として、信用金庫はこのくらいが適切なんだ、あるいは信用組合は日本のいまの経済規模からいってこのくらいがほどういふのだ、そういうようなものは議論の中では全然想定しなかつたのですか。

○舟山参考人 結論をいたしましては、現在及び将来の事態に備へまして、それらの中小金融機関の規模はどのくらいがいいか、つまり言いかえますれば、資本金はどのくらいでなければいゝかぬか、それから融資対象はどのくらいにするか、融資限度はどういふ程度がよからうかといふようなことを十分考へまして、新しい事態に應じた金融機関の条件の提案をしておるわけでありま

す。○武藤(山)委員 しかし、あなたのほうで出した答申の中身では、最低資本金に達しないものについて「三年程度の経過期間を設け、その間に増資ないし合併等の措置を講ずる」という書いてあるのです。この文章を読んだ限りでは「合併等の措置を講ずる」ということは、ある程度そういう誘導を行ない、行政指導を行ない、相手の気持ちはどうであらうと合併を進めるのだという意味に解せるのです。したがつて、私は議論の中である程度適切な数の金融機関といふのはどうあるべきだといふことを頭に描いて議論しておるのじやないかと思つたのです。そういうものは描いておらなかつたといふ答弁でありますから、それはそれ以上質問いたしません。資本金が未達の場合には増資を行なひ、しかしそれが実現しない場合には合併措置を講ずるといふ意味はどういふことですか。

○舟山参考人 そのくらいの大きさ、規模がなければ十分にその機能が發揮できない、それに対しては増資することも必要であるし、それができない場合には、弱いものが幾つもある場合にはこれは一本になつて、一本立ちできるようにするといふたようないろいろな場合を想像いたします。そういうような表現になるわけでありま

す。○武藤(山)委員 銀行局長、現在相互銀行は幾つありますか。

○舟山政府委員 七十二ございます。

○武藤(山)委員 七十二のうち、現時点で今度の資本金に達してない未達のものはいくつありますか。

○舟山政府委員 現時点で申し上げますと十一ござい

ます。○武藤(山)委員 信用金庫は全国に幾つあつて、未達のものはいくつありますか。

○舟山政府委員 これは四十二年十二月末の数字で申し上げます。ごく最近合併の実例などござい

まして、ちよつと数字は動いてゐるわけでございますが、四十二年十二月末で五百二十一ござい

○武蔵(山)委員 信用組合は全国に幾つあつて、未達のものは幾つあります。

○澄田政府委員 五百四十二ございまして、未達のもののは五十九ございまして。

○武蔵(山)委員 だいたい局長が発表されたように、相互銀行のうち十一行、信用金庫のうち百六十三、信用組合五十九、これが資本金が今度の基準に達していないものである。これをやや三年ぐらいをめぐらして今回の改正の出資金に引き上げたい、こういう大蔵省の考えのようでありまして、どうしてもその金額に達しないものは大蔵省としては強制的に達成させるようにという措置をとるわけですか。それとも達しないものは直ちに三年たつたらおまえのところは信用組合として認めない、あるいは信用金庫として存続を認めない、こういうことになるのですか。それとも大蔵省は強力な行政指導を、どんなことをやるのか知らぬけれども、そういう方法でこの法律の趣旨に合致するように指導するのですか。

○澄田政府委員 三年間の経過期間を設けておりますので、この間にできるだけ資本金あるいは出資金、これを増加いたしましたして、そうしてこの目標に達成させる、こういうふうなことで指導してまいりたいと思つてございまして。現在の資金量等から見まして、最低このくらいの規模というものにはぜひ必要である、こういうようなところでございまして、できる限りこの間に増資へ持つていくことにいたしたい。そこまで達しない場合にはあるいは合併という方法によるということもあらうかと思ひます。

○武蔵(山)委員 その合併ということもあるであらうと言つて、あなたは「金融財政事情」という本の中で、合併についての誘導は大蔵省としては行なわない、あくまでも経営者の自主的な判断、経営者の意思によって行なうものである、こういうことをしゃべつておられるわけですか。誘導はしないのか、そういう場合には完全な誘導であり、ある程度半強制的な指導じゃありませんか。

○澄田政府委員 合併につきまして当事者の自主

的な判断にまかせるというの、あくまでそのとおりでありまして、合併及び転換に関する法律案の合併という場合には、まさにそういうような当事者の自主的な意思で合併するという場合に、異種金融機関の間の合併の道を開くわけでございます。ただ、この最低出資金という場合につきましては、どうしてもそこまではないかという場合の合併というのは、それはその金融機関が増資の努力をするかあるいは合併に踏み切るかというようなことは、その金融機関が自主的にきめることとございまして、また合併という場合でも相手方をどこに選ぶかというふうなことはその金融機関の自発的な意思でございまして、最低規模というものにはぜひそこへ達成させたい、かように存じております。

○武蔵(山)委員 結論として三年間に未達のもの

はなくなる、解消する、こういう見通しですか、銀行局としては。

○澄田政府委員 三年という期間を設けておりますので、この点については十分その間にその目標に達成することができ、かように考えております。したがつて三年後には未達のものはない、かように考えております。

○武蔵(山)委員 答申の中で、東京都の特別区と指定市だけが出資額を一口一万円、それ以外の市の信用金庫は五千円、こういう差をつけたのは私はどうも納得できないですね。なぜ東京都の特別区と指定市だけ規模が小さかろうが一万円、ほかの町じゃ規模が大きくとも五千円、そういう差をつけたのは一体何を根拠にしてそういうことになつたのか。私は規模別に大小の金融、信用金庫というものはそれぞれの地域によつてずいぶん差がある、違ふと思うのであります。それを組合員なりあるいは資本金なりに応じて、特別区の別でなく、もっと合理的な方法というのがあるのじゃないか。これは非常に合理的でないという感じがするのです、どういうわけですか。

○澄田政府委員 信用金庫の会員制度につきまし

て、ごくわずかな金額だけを形式的に信用金庫から金を借りるための、会員になるための出資を行なうというふうなことであつては会員制度というものには名目的になるといふことで、出資の最低額を引き上げたのは御承知のとおりでございます。そこで一万円と五千円というところに分けておりますが、これはやはり実態から見まして、そういう大都市の信用金庫というものは平均の資金量も大きいという状況でもございまして、今回の最低出資金というものは一億円と五千万円、六大都市は一億円その他は五千万円というのを最低といたしておりますが、その最低の規模も大きいというふうなことから、その出資額もそういうふうに分けて、それだけ平均的に大きい金庫というものがあつたので、そこから受ける便益も大きい、こういうことになりまして、出資者の立場からいたしましても一万円と五千円というふうな分け方をいたしました、こういうことでござい

ます。

○武蔵(山)委員 だから、そういう分け方が合理的でないといふ私は言つてゐるわけなんだ。特別区と指定市だけが一億と五千万円、あるいは一億円と五千万円の出資額だ。それよりも、そういう地域に該当しないところでも大きい信用金庫があるわけですね。そういう規模の大小というものを勘案しないという分け方は合理的でない、こういう質問をしてゐるわけなんです。なぜそういうことになるのか、めんどくさいからこういうことになつてしまふのか、分け方がない、だから特別区とこういうふうに分けたのか、こういうことなのか。

○澄田政府委員 大都市にありますがものについて、これは先ほど申し上げましたように、金庫の出資金が一億円以上ということになつて大きくなつております。いまお話しのように、地方においても大きいものもあるではないか、それはおっしゃるとおりで、非常に資金量の大きい金庫もあるわけですが、出資の一口の最低額が一千万円以上ということになつておりました、そういうところは、その金庫の定款でも一万円とい

うふうに定めても、もちろんそれはかまわない。五千万円以上というのが、定款で地方の金庫の一口の最低出資金、こういうことになるわけであり

ます。

○武蔵(山)委員 先ほど、銀行局長、信金と信組で二百二十二の未達組合がある、こういうことを発表されたのですが、名前は出さなくてもけっこうですから、これを各府県別に、どの県は未達が、信用金庫が幾つ、信用組合は幾つ、そして、そういう未達の大体の預金量、これの一覧表を資料としてあとでひとつ提供願ひたいのですが、よろしくございませうか。

○澄田政府委員 そういう資料を調製いたしまし

て提出いたします。

○武蔵(山)委員 それから、先ほど舟山さんも局長もおっしゃいましたが、合併は無理に誘導した行政指導したりして、無理やりの合併というものはしない。あくまでも自主的に経営者が判断をしない限り、合併というものはあり得ない、起り得ない、こういうような意味の御答弁をしたわけですが、合併について、大蔵省が強い行政指導をしたり、誘導したりは絶対いたしませんね。確認をしておきたいと思ひます。

○澄田政府委員 合併は当事者の自主的な判断によつて、そして、われわれとしては、それに対してアドバイスをしたり、あつせんものをつたりというふうな場合はあると思ひますが、強くこれを誘導するということとは考えておりません。

○武蔵(山)委員 あなた、先ほど、質問の中で効率化とは何かといふときに、コストの引き下げだ、コストが引き下がるようなことが効率化の基本なんだ、こういう御答弁をなさいました。今回の法律改正によつて、具体的に信用金庫なり、信用組合なり、相互銀行なりのコストが下がるという保証は一体あるのですか。

○澄田政府委員 たとえば三十年以降のコストを見ますと、全体としても、金融機関の資金コストは下がつておりますが、特にその中で著しく下

がつておりますのは相互銀行、信用金庫でございます。これは、この間の資金量の増加もめざましいわけでございますが、そのコストも非常に著しい低下を見ておりまして、だんだんと普通銀行とコストの差が接近をきておるわけでございす。今回のこの新しい措置をとることによりまして、一そう経営の効率化ということにつとめることによりまして、今後とも特にこういった中小金融機関、専門金融機関のコスト低下ということが実現していくものと考えております。

○武藤(山)委員 そのコスト低下が起り得る具体的な手段だてというものは、一体どういうところにまだ余裕があるかと思っております。機械化によつてそういうコストが下げられるというのか、人件費を減らすことによつてコストが下がるというのか、それとも現在の支出の中心に冗費があり過ぎるからそれを節約するという意味なのか、どういふところに借金や信用組合のコストが下がる要因があるのか、どう見ておりますか。

〔毛利委員長代理退席、金子(一)委員長代理着席〕

○澄田政府委員 コストは物件費と人件費から成り立っておりますが、当然に、適正な規模で適正な競争をはかるといふところから、各面の効率化というものが行なわれてコスト低下になる。それはもちろん、決して人件費の量的な切り下げというふうなものであつてはならないわけでございす。金融機関における機械化というふうなことも非常に進められておりますが、これもやはりある程度の規模をもつて実施した場合に、一番そういう効果が上がるものでございすし、そういう面のコスト低下というものが当然考え得られますし、そのほか経営の各面における効率化ということが当然期待していいことであらうと思ひます。

○武藤(山)委員 いまの澄田さんの答弁、全然説得力がない。ほかの人が聞いていても、何を言っているのかさっぱりわからないと思う。問題は、信用組合なり信用金庫なり、相互銀行なりが、こ

ういう法改正によつて具体的にコストが完全に下がるんだ、そういう保証が何もありませんよ、ずっとこのうからの質問なり議論を聞いておつても、しかし、それをここで論じて、おそろく澄田さんは、それは資金量が多ければかなりコストダウンできるんだという答弁に発展する可能性がある。同時にそれは、資金量をふやすためには合併、合同することのほうがより効果があるんだという議論につながると思ひのであります。

そこで、私はふしぎに思ひのは、大蔵省がかつて出した金融機関別のコスト、利ざや等の比較表、これは前の金融小委員会の際に出された資料であります。これによると、一千億円以上の資金量を持つ都銀は、預金コストは六分一厘、相互銀行は六分八厘四毛、信用金庫は六分四厘五毛、これは昭和四十年のものですから、幾らか古いと思ひ。それがかりに二百億から三百億の資金量になると、地銀が六分七厘六毛、相互銀行が七分二厘六毛、信金が六分九厘九毛、資金量が小さくなるに従つて預金コストもずっと上がつていくわけですね。こういう点だけを見ると、なるほどこれは資金量を豊富にして、合同して、合理化すれば、かなりコストというものは低下するといふ数字には読み取れるわけですね。

ここで私はちよつと尋ねたいのは、どのランクを見ても、信用金庫よりも相互銀行のほうが高いですね、預金金利が。これはどういふわけでしょう。原因は何でしよう。

○澄田政府委員 一つには定期預金、特に一年定期の比率というものが、相互銀行のほうが信用金庫より高いといふようなことになっておりまして、相互銀行のほうが預金コストが高い面は、一つはそういうところから出てまいらうと思ひます。

なお、人件費率を見ますと、相互銀行のほうが信用金庫よりも高くなつておりまして、やはりこれが響いているのではないかと、かように考えられます。

○武藤(山)委員 こういう現在の状況の中で、今回の法案の大義名分は金融の効率化、適正な競争

原理の導入と言ひけれども、これは単なるうたい文句の美名であつて、現実には、今回の法改正によつて金融の効率化も、あるいは適正な競争原理も、意図するやうな方向には進まないといふ私は断ぜざるを得ないのであります。それをここで論ずるのもしかたありませんが、舟山さん、「適正な競争」といふのはどの程度のことなんでしょう。どういふことがあるんでしょう。いま過当競争だからというので、「適正な競争」といふことをうたい文句にしたんでしよう。現在の金融のあり方は、どういふ点が過当競争で、それを是正するため、適正な競争はこの程度のもので適正なんだという一応の目標がなければいかぬでしょう。一応どういふことをイメージとしてお持ちなんでしょう。

○舟山参考人 これも抽象的に申し上げるよりしやうがないのですが、結局、過当競争に対する適正競争といふことばで――過当競争といふのは、競争が行き過ぎて、相手も傷つけ、おのれも傷つくといふことだらうと思ひます。適正競争は、競争があるために独占の弊がなくなつて、よい効果をもたらしといふことで、全然競争がありませんと、独占になれまして、そこに不合理な点も出てくるし、金融の場合でいいますと、取引先にもあれになる、そういうことだらうと思ひます。

○武藤(山)委員 どうもわかつたやうなわからぬやうな……。しかし、今回の改正では、一定の規模を持つておまえも普通銀行になれるんだぞ、普通銀行になれば、取り扱い業務範囲といふものは地域制限がなくなる、それは普通銀行になつたほうが有利だぞ、こういう気持ちも働きますね。だから、今度の改正は、逆に同質化を――そう強めて、しかも普通銀行になろうといふお互いそういう意欲を持つて、最終ゴールは普通銀行だといふ形に意欲を燃やさんと私は思ひます。そういう中における競争といふのは、いまよりも激しくなつて、一体適正な競争といふのかどうかという情勢に発展するのじゃないかと思ひますが、そういう心配は全くありませんか。

○舟山参考人 適正競争といふことばをうたいましたのは、いろいろ面がありますが、現に過当競争といふものがある、これはお互いに損をして、これは除去しなければならぬ。しかし、この競争を排除するのあまり、たとえばある区域については一つの金融機関しか置かぬといふやうなことになるやうな、逆に独占の弊害が出てくる、あぐらをかいておるといふ弊害が出てくる。それから、全然競争をなくしてしまふといふやうな区域割当的な考え方もこれはとるべきではない、こういうことで若干の競争があつて、よく勉強するものが進んでいくといふ体制にする、こういうことでございす。

〔金子(一)委員長代理退席、毛利委員長代理着席〕

それからその次に、中小金融機関がいずれも大規模の金融たらんことを考へるという問題につきましては、先ほどから御議論もありましたが、調査会におきまして、それは考へておりませんが、調査会におきまして、それは考へておりませんが、中小企業を使命とするといふ使命感を持つ方もございすし、それからまた、大規模の金融機関なり大規模の企業を相手にする金融にするといふことになりますれば、そこに激烈な競争が起り、いい面ばかりはございせん。そういう点をお考へになれば、中小企業金融機関の経営者といへども、単に名前だけをつらばにしたいといふ気持ちはないのではないかと、いふやうに考へております。

○武藤(山)委員 きのうから議論を聞いておりました、中小金融にライトを当て、ウェイトを置いて、中小金融に定着させるのだ、こういう主張をしていくけれども、一体中小金融に定着するといふのが底の浅いほうにはあまりいいかない、上のほうにいつてしまふ、二億、一億、五千万といふふうなランクを上げたことは、逆に零細のほうが手薄になる、こういう心配が指摘されているわけですね。そういう心配が全くないかどうか、私はあると思ひます。

そこで、銀行局長にひとつ検討願いたいのは、みな普通銀行になろうと思つて争つて過当競争をするよりは、普通銀行がやつてはいけないという一つのランクを設けたらどうか。具体的には、貸し出し最高限度をきめるだけでなく、都市銀行の最低限をきめる。したがって、都市銀行は五百万円以下の融資については手を出してはいけないとか、そうしてなるべく中小零細企業専門は相互銀行や信用金庫や信用組合がやるのだ、そういう形の何らかの——上限だけをきめないで、都市銀行については、あるいは地方銀行については、そういう何か最低の限度をこの際指導すべきではないか、こう私は考えるが、あなたの見解はいかがですか。

○澄田政府委員 お考えもわかるのでございませうが、ただ、その場合に非常に考えなければならぬことは、御承知のように現在中小企業向け金融のうちの五〇%、四九・九%というところになっておりますが、これは普通銀行から資金が供給されているわけでございます。もちろんその中には、これは優良中小企業というようにことで、中小企業としては大きいところに供給されているという実態、ことに都市銀行等の場合についてはそういうことにならうかと思ひます。下限をきめるというふうなことが、中小企業専門金融機関の独自の営業分野をつくるというふうなことのあまりに、普通銀行の中小企業向け金融のウェートを少なくする、そちらをとめるというふうなことになりますと、これは中小企業金融全体から見えてかえつてマイナスではないかというふうな点も、この場合にはあわせて十分考えなければならぬ問題でありますので、いまにわかにはそういうふうなことはよくと考へられないのではないかと思つております。

○武藤(山)委員 しかし、都市銀行筋に対して何らかある程度のコントロール、規制をしなれば、もう信用金庫も信用組合も相互銀行も、上限だけは今度二億、一億、五千万と上がったけれども、下限というものに対して非常に手薄になりは

せぬか、私はこう言っているわけです。ですから、都市銀行についての何らかそういう制限を設けようではないかという意見です。しかし大蔵省としては、直ちにいまそういうことはとうとうとで逃げておりますから、これはとても議論がかわ合はないと思ひます。しかし、中小金融に定着させる、中小金融にいいことだということをうたい文句にして今回の合併法も整備法も出てきているわけですね。ところが、詰めてみると、何も確実にそうだとする納得のいく、保証されるものが回答から出てこない。従来とほとんど変わらぬような金融情勢だ、中小企業から見れば、借り手から見るならば、そこで何か具体的なメリットがあることをやはり大蔵省としては考へるべきではないか。

具体的にもう一つ提案してみます。たとえば国民金融公庫の資金を、都市銀行も地方銀行もみな窓口で代理業務ができるようになっていく。こういうのを、一挙に都市銀行あるいは大きな地方銀行をはずすわけにいかぬだらうけれども、できるだけ信用金庫、信用組合、地方の相互銀行、この三種の金融機関に国民金融公庫の代理業務の仕事を大半を与える、こういうことをやはり大蔵省として指導してしるべきだと思ひますが、その私の意見に対してどうお答えになりますか。

○澄田政府委員 いま国民金融公庫でおっしゃいましたが、かりにこれを中小金融三機関全体で考へました場合に……

○武藤(山)委員 いや、三機関ではだめなんだ。中小企業金融公庫が入るから、これはずっと大きい、零細業者でないからね。

○澄田政府委員 それでは国民金融公庫で申し上げますと、相互銀行、信用金庫、信用組合を合わせまして代理貸し付けの状態のウェートを見ますと、九七%は相互銀行、信用金庫、信用組合によつて代理貸しが行なわれております。銀行によつて供給されておりますものは、わずかに三・三五%というふうな割合で、これはおっしゃる通りに圧倒的に、もうほとんど全部この三専門機関

によつて代理貸しが行なわれているというわけでございます。

○武藤(山)委員 その数字は昭和四十二年度でございますか、四十一年度……。いまの数字はあとで国民金融公庫から確認してみますけれども、普通銀行も入れて三・三五%ですか。

○澄田政府委員 これは四十一年度の実績でございます。

○武藤(山)委員 普通銀行……。

○澄田政府委員 これは普通銀行全部で三・三五%でございます。

○武藤(山)委員 私は今回の改正を契機にして、こういう普通銀行、都市銀行が国民金融公庫の代理業務を取り扱う必要はないようにこの際は指導をしてよろしいんではないか、こう考へます。この三・三五%も全部こういうものは相互、信金さらに組合に一切代理権を移譲してしまふ、このくらの指導をしてしるべきでないかと思ひます。

第二には、郵貯あるいは簡易保険、こういう政府資金をできるだけ今度は、国民金融公庫や中小企業金融公庫を通じての融資だけではなくて、直接三機関に対して貸せるような道を新たに講ずべきではないか、こう考へますが、この点についてはいかがですか。

○澄田政府委員 最初の国民公庫の代理貸しはすべて専門機関にすべきであるという点については、まあほぼそれに近い状況でございますが、ただこれは地方等においておそらく——これは私の想像でございまして、地銀の支店だけしかないというふうなところで、それでは非常に不便であるというふうな場合もあるかと思ひわけでございます。

それから、いま御指摘の郵貯あるいは簡易保険の資金を中小金融機関に出すという点でございますが、これは申すまでもなく、財政投融資としてこれらの資金は活用されておるわけでございます。そして、それを民間の金融機関に預託その他をもって資金を流すということは、これは財投の運用とい

うものとの関係上むづかしいのではないか、いろいろ問題点があるのではないか、かように存じます。

○武藤(山)委員 そういろいろ問題点があるのをやはり検討して、中小金融に定着する金融機関としての特殊性を十分發揮させなければ、法案の提案はベテランじゃないか、何にもメリットないじゃないですか、われわれが質問してみても。ただ相互銀行が普通銀行に転換されるということが最大のメリットであつて、それ以外に、業者側から見れば、何にもこれは変わったことが起こらぬじゃないですか、いまの状態では。それでしょ。だから、私は、中小金融に定着する金融機関をきちつと定める。中小業者にこういういいことになるんですよというものがなければならぬ。だから、今後検討してできるだけ中小業者から歓迎されるような配慮をしなければいけない。

第三点は、信用保証料の引き下げの問題もその一つに入ると思ひます。

第四には、そういう零細商工業者に対する融資をしていく金融機関に対する貸し倒れ償却の問題も、検討に値する問題だと思ひます。これらの問題は現状のままでいいと思ひます。ですから、検討してもっと前向きに中小金融については別な、やはりある程度都市銀行とは違ったメリットを与えようというふうな検討を今後やろうというふうな前向きな姿勢は全くないのであつた。

○澄田政府委員 企業保証の料率の引き下げについては、これはいままでも努力してきておるところでございますが、今後もこれはぜひとも引き下げをしていきたい、かように考へておりますし、そのほか中小金融の円滑化というふうな意味において、今後とも検討すべき点は十分取り上げて検討していきたい、かように考へておる次第でございます。

ただ、メリットというふうな点でおっしゃいましたが、今回の法律改正によりまして、それぞれの中小金融機関は、その業態に応じましてその業務の分野をはっきりいたしましたして、さらにはいろ

いる業務の分野の拡大ということも、信用金庫あるいは信用組合それぞれについて行なわれておるわけでございます。こういう意味で、経営の面からいってはいろいろな面であらうプラスの面といふものはあるわけでございますから、十分今回の法律改正によって中小企業に定着する機関としての機能を發揮できるようになつてまいらるものと考へております。

○武蔵(山)委員 時間がありませぬから、局長なるべく端的に答へてもらいたいのですが、現在の信用金庫の利率というものはこれから下がるのだ、下げる努力をするんだ。——現在はその金融機関の業務方法書で最高日歩幾ら、そういうふうになつてゐるのですか。それは年々一回ずつその業務方法書は大蔵省の監督を受けるわけですか。

○逄田政府委員 それぞれの金融機関で最高の貸し出し金利等をきめておる例はございますが、しかし、これはむしろ非常に高い金利で、実際はそれよりも下がつてきておるわけでございますので、最高というものは、これは現実にはそういうような金利で貸し出されないので、もっとそれより低い金利で貸し出されるというふうな実情でございます。

○武蔵(山)委員 実情はさうであつても、大蔵省へ年々業務方法書を提出させられて最高というものの承認は受けなければならぬのかどうかという質問をしておるわけですか。

○逄田政府委員 業務方法書変更というふうな場合に認可をする、こういうことでございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、いま大蔵省の業務方法書で各信用金庫から出ている平均金利というものは、日歩幾らになりますか。

○逄田政府委員 現在においては、大蔵省の業務方法書できめておられます最高限度というものは、貸し付けについて日歩三銭五厘以内というふうな程度のきめ方をしているのが一番多い例だと思ひます。

○武蔵(山)委員 三銭五厘という最高を許してお

くということとは、事情によつて三銭五厘とすることですが、これはどうですか。預金コストから見てこの程度の金利でなければとても経営がやつていけないという数字ですか。もっと下げられるという可能性はあるのですか。

○逄田政府委員 これは先ほど申しましたように最高でございます。最高で貸してゐるという例はほとんど見られません。全体でとつてみますると、全体の〇・一％というものがこの最高金利で貸されておるということになつておるわけで、実際はもう少しそれより低い金利で貸されておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 実際はさうであつても、大蔵省の指導の姿勢としては、金利を下げていくといふからには、最高三銭五厘という定めをしなくばいふまの信用金庫の経営というものは困難になるのかと聞いておるわけですよ。望ましくは、もっとこれを下げるといふ指導を具体的にやはりしなればいかぬと思ふのですよ。

○逄田政府委員 信用金庫についても今後統一管理基準というものを考へてまいりたい、かように存じております。

○武蔵(山)委員 それはいつごろから実施するめどですか。

○逄田政府委員 現在相互銀行について検討中でございます。信用金庫はそれからということになりますので、明年以降検討することといたしております。

○武蔵(山)委員 相互銀行はことしの八月か九月から実施しようといふのでしよう。

○逄田政府委員 われわれとしてはそのように運ばないと思つております。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、信用金庫は明年以降というのは明年以降五年も六年も十年も先の話じゃないのですか。いつごろを大体めどにしてゐるのですか。大体いつごろから実施した

いというやの目標というものがあつてしよ

○逄田政府委員 御承知のように一年決算でございますので、早ければ来年三月ということでございますが、あるいはもう一期待たねばならないか、その辺は今後の状況を見てまいりたいと思ひます。

○武蔵(山)委員 そうしますと、両三年じゆうには実施したいといふふうに理解をしてよろしいですか。

○逄田政府委員 そのとおりでございます。

○武蔵(山)委員 そうしますと、その統一管理基準に基づいて検査をする。そして現在の経常収支率が銀行の場合は七九％ですか、信用金庫の場合も今度是一定の八三％なら八三％を最高限として、それよりも悪いものについては配当率をある程度制限するとか、あるいは償却、積立金というふうなものに對しても大蔵省が介入をしてそういうものはさうすべきだ、そういうふうな決算承認金庫といふようなものがあふえると思ひますか、いかがですか。

○逄田政府委員 統一管理基準は、これは実態に即してきめてまいるわけでございますので、統一管理基準の実施によつて決算承認の金庫はどうなるかといふことは、必ずしも統一管理基準の実施によつて多くなるといふものでもないと思ひます。

○武蔵(山)委員 現在、決算承認金庫というのは全国に幾つありますか。

○逄田政府委員 たぶん二十八ぐらいだと思ひます。

○武蔵(山)委員 その二十八の決算承認金庫は今度の合併及び転換法ができることによつてさらに合併の方向にだんだん追ひやられていく可能性が非常に濃厚だと思ひますが、どう認識されておりますか。

○逄田政府委員 決算承認は、現在の時点というよりも過去にいろいろ問題があつたお決算承認にしておるといふようなものもございますので、

決算承認金庫であるのでそれを合併の対象として考へるといふようなものではございません。合併の問題は、先ほど申しましたようなことで、自主的な前提で、そして最低資本金に達しないもの等は最低資本金に到達する手段として合併が行なわれるといふこともございましょうし、あとは効率化といふ見地から合併が今後出てくる、こういうことであらうと思ひます。

○武蔵(山)委員 しかし局長、実際に配当率を制限され、償却の問題、積立金などすべて大蔵省の承認を必要とする金庫は二十八もある。こういうものは検査官がうるさく言うたびにやられれば、とてもこれはやつていけぬ、合併だといふことに追い込まれるわけでしょう。

もう時間がないからいいとして、合併を余儀なくせられた場合に、人員整理が行なわれ首切りが非常に多くなる、あるいは労働が強化される、いろいろ心配をする向きもあります。今度の合併及び転換法では対等合併といふ概念ですね。吸収じゃなくて対等合併といふ考え方ですね。どうなのですか。

○逄田政府委員 合併は法律にあります新設合併及び吸収合併、両方の合併が異種金融機関の間でできるというふうなたてまえの法律になつております。

○武蔵(山)委員 その場合、対等合併の場合は従来の店舗、そういうものが全部そのまま合併される、存続金融機関に引き継がれるものなのか、それとも大蔵省が介入してそういう店舗も幾つ幾つは閉鎖しなさい、こう指導するのか、対等合併の場合と吸収合併の場合と取り扱いが違ふのかどうか、そこはどうですか。

○逄田政府委員 合併によつて店舗がどうなるかといふことについては、原則として当然にこれは合併前の金融機関の店舗を引き継ぐ、当然そういうたてまえで考へております。

○武蔵(山)委員 吸収の場合もそういう姿勢で、一応支店というものは制限しないでいままでどおりのものを吸収させる、こういう考え方では

しゅうございますか。

○澄田政府委員 さようでございます。

○武藤(山)委員 委員長から時間の通告を受けておるのでありますが、銀行局、きのう、きょうのこの質疑を通じて、中小金融に定着をするというたてまえがりつぱであるだけに期待も大きいわけでありまして。しかし、議論をしてみるとその中身がどうもはつきり保証がない。こういう点非常に私たちは不満がありますので、今後十分これらの中小金融についてはつきり方針を定めて、これから金融制度調査会が都市銀行、長期銀行、信託銀行などの再編成の問題についても答申をされるやに承りました。そういう場合に、せっかく今回改正したけれども何ら喜ばれる面がなかった、そういうことにならないように、われわれ指摘している数々の問題を大蔵省は十分前向きで検討すると約束してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○倉成政府委員 金融は非常に生きものでありますので、なかなか思うようにいかないという面も一面にございます。しかし、この法律を提案いたしましたして、中小企業の金融をより円滑により効率的にしたいという趣旨でございますから、ただいま御注意もありました数々の点につきましまして、十分配意いたして今後の指導をいたしてまいりたいと思ひます。

○毛利委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

舟山参考人には、御多用のところ長時間にわたって御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して、厚くお礼を申し上げます。

御退席をいただいでけっこうです。

○毛利委員長代理 政府に対する質疑を続行いたします。堀委員。

○堀委員 実は、今後の日本の金融制度の新しい法律を今日ここで提案をされておるわけでありまして、まず私は大臣にお伺いをしたいの

は、この前金融小委員会等で銀行局長とは議論をいたしておりますが、日本のあるべき金融制度というものを考えていくときに、一体なぜ中小専門機関というものが一番最初に問題提起をされたか。澄田銀行局長は途中から来ましたが、しきたりがないのですが、大臣は、あなたがずっといるところでは始まったのだと思うのです。かねてから証券諸立法が一応片がつきましたから、この次にどうしても金融諸立法の改正をしなければならぬと考えておりました。議論もそういうことでして、おりましたけれども、それならばやはり都市銀行、地方銀行、長期信用銀行、信託銀行、政府関係金融機関等重要な全体の構図をまず考えて、その全体の位置づけがきまった中で中小金融機関を位置づけして問題を処理するというのが筋道ではないか。どうもたいへんさか立ちしていると思うのですが、大臣はこれをどうお考えですか。

○水田国務大臣 きのうも同じような御質問がございまして、私はさか立ちを率直に認めたわけでございますが、この資本の自由化あるいは産業の開放体制というふうないろいろなものを前にして、これからの日本の金融機関がどうあるべきかという問題を考える場合には、やはり全体を考えて、その中で中小金融機関のあるべき姿というものをきめていくのがほんとうだと思ひます。しかし、御承知のように日本ではやはり国際収支の問題もあつたでしょうが、始終経済政策に波を打たせておる。少し経済が成長するとうとすぐに国際収支の壁にぶつかると、そうならば引き締め政策が行なわれるという、これを過去において二、三回繰り返してきている。そのときに一番問題になっているのは中小企業の問題でございます。特に日本の企業の数からいっても絶対多数を持つていて、この日本の特殊性から見まして、金融問題として見ますと一番差し迫つて、常に深刻な問題になっているのが中小企業でございましたので、これを体系的に取り上げるといふよりは必要に迫られてこの問題から一番先に入つたということになつ

て、順序としては私は逆だつたと思ひますが、しかし、中小企業が絶対多いという日本の特殊性、それからやはり保有外貨準備が非常に少ないというところから、常にこの中小企業問題を起こして、この問題からこの問題に先に入つたというのが実情でございます。ようやくこの問題の答申を得ましたので、一応まずこれはこれとして新しい立法の御審議をお願いしたわけでございます。これが済むと同時に、すでに、昨年十一月に金融制度調査会が一般金融機関の問題に入つてこれを取り上げて取り組むというのをきめて、特別の委員会をつくつていただいて、いま審議して

もらつていられるという最中でございます。順序は逆でございましたが、これから入ること日本の実情等から見ましたら私は意義のあることだと考えております。

○堀委員 いまの大臣の答弁、大蔵大臣としては私非常に説得力がないと思ひます。いいですか。いまあなたは高度成長があつて引き締めをしなればいかぬ。引き締めをすれば中小企業へしわが寄る。その中小企業へしわが寄るのを何とか中小金融機関というものをちゃんとして、できるだけそれを除いていきたい、そのために、こういう話でした。しかし、ことしの例を一つとて申しますと、私は予算委員会でもちよつと論議をしてきたりしておりますけれども、大体この前の二回の引き締めのときに比べて、政府の経済見通しというのはことは高いのです。前回の三十八年、三十九年の引き締めのときには、名目成長率が五・四％ぐらい当初がなつておるわけですね。その次の三十八年、三十九年の引き締めも名目成長率がやはり一〇％割つておるわけですよ。それでようやく引き締めができた。あのときはいまのように内部留保もあつたわけではありませんが、情勢が非常に違ひました。にもかかわらず、要するに成長率をかなり低目に見積もつてやつてきた。今度は名目成長率が一二・一％というように非常に高いのです。そんな名目の成長率を高いことにしておいて、政府の財貨サービス購入がやはり一

一・何％という、結果として高いものになつておるから、そこで財政はそのワタの中でよろしいということをあなた方は言つてきたわけですね。しかし、いまの金融の引き締めをやつておる現状はどういうことになつておるかといへば、大体日本でこういう問題が起きておるのは、御承知のとおり設備投資の過熱によるわけですね。その設備投資による過熱を金融で引き締めるとどういうことが起きるかといふと、いま金に要するのは去年の投資なんです。去年着工したものに對していま支払いをする。そのいま支払いをする金が要する企業が窓口を締められておる。それじゃ何をやるかといへば、これは企業間信用で下へおろしていくというのが現状じゃないですか。これが第一点。

そして第二点は、それじゃことしの設備投資の影響力があるかないかという点は、心理的にはあるでしょうけれども、鉄鋼一つの例をとつてみても、いま君津の二号以下一連の設備投資というものが、計算してみると大体三、四百億しかかからないのです。あの支払いというものはみな先にいくのです。来年以降でしょう。ですからいま締めていることは、新しい設備投資に何も影響しない。そしてその影響は、いまあなた方は金融政策として中小企業へ寄せているのです。

そういうふうに財政政策でもつと需要を締めなければならぬものをやらないで、金融だけで締めさして、そのしわが自然に中小企業に寄つて、どんどん倒産しておるという現状の中で、いまのような答弁は、これはほかの大臣ならいさ知らず、大蔵大臣としては全然説得力がないですね。

○水田国務大臣 私の言つたのは、いまのこの引き締めが行なわれてきたので、それについて中小企業の問題が痛切な問題になつたと言つてゐるのではありません。過去においてそういうことで幾多の経験をしておるから、やはり金融機関のあるべき姿というもののへ入るのには、どうしてもこれから入る必要があつたということで、これを諮問したときは、去年の引き締めをやつてから諮問

したのはございません。もう四十一年度に取り上げて諮問したが、いまになって答申が出てきたということでございます。

○堀委員 いや私が申しているのは——もちろんそうなんです。要するに引き締めをするたびに中小へしわが寄る。中小へしわが寄るといことは、あなたのお認めになったわけでしょう。中小へしわが寄るからこをちゃんとしておきたいと言われども、それだけわかっておるなら、もう少し中小へしわの寄らないような政策自体をとらなければおかしいんじゃないですか。この法律改正でどれだけ中小に金が行くのか。金が行くように一つも法律はなっていないじゃないですか。今度の中小の整備改善は、ただそれは機構を整備するにとどまって、金の流れはちっともこれによって変わりませんよ。大臣、変わると思うのですか。だから、あなたの言っていることは、全然説得力がないのです。私に言わせるならば、大蔵省は、都市銀行やなんか手をつけるのはなかなか抵抗が多くてむづかしいから、やるのとすれば一番力の弱い中小からやって既成事実をつくらう、それが本音ですよ。どうですか大臣、そうでしょう。率直に答えたほうがいいですよ。

○水田国務大臣 実はこの諮問は私がしたわけではございませんで、前からの、諮問したときの話を私がただ引き継いでいるだけでございますが、大きいほうはやつかいだからという意味でやったわけじゃないです。

○堀委員 水田さんの前に出ていたかどうか、そこところまでは私もはっきりわかりませんからいいですが、要するに私がなぜこういうことを言うかといふと、さつきから議論もずっとあったと思うのですけれども、あるべき制度をつくっただけでは何にもならぬといふことなんです。私は、あなたとこの前予算委員会の分科会で議論したときに、なるほど証券免許制というあるべき姿を一つここでつくりました。投資信託法の改正もやりました。あるべき姿というのはずいぶんやってきたわけですよ。しかし、あるべき姿だけ

ではだめなんです。それをいかにして生かすかという政策がうしろについていなくて、姿だけ、機構だけ整備して一体何になるのですか。あなたが言っておる中小企業対策として考えたいというのなら、この法案を出すと同時に、政府はこういう制度の改善をして、そこへこういう形で新しい資金を流して、その結果中小企業に対してメリットが具体的に出来るということにならなければ、制度だけ考えてもだめなんじゃないですか。私は別に会社型投信だけにこだわるわけではないけれども、せっかく免許会社の証券会社ができた、ただつくただけでいいというわけにはいかぬと思うのです。そういう安心できるものができたら、それを多少育成しながら、大衆が安心して投信に参加できるようにするというのが大切なんで、その前向きのものでなくして、ただ機構づくりにだけやったらそれで終わりだということなら、やらないほうがましくらいなんです。そこに一貫性がないと思うので私はそれを伺った。何かやりますか、大蔵大臣。

○水田国務大臣 まずやり得る基礎をつくること、がやはり一番大事だと思います。先ほど平林さんの質問にもございましたが、たとえば相互銀行はできるだけ大きな企業に金を貸すほうが、これはコストも安く済みますし、利益が出る、みんなそういう方向にいま逃げたがって、最後は普通銀行になるだろう。もしそういうようなことが起こったなら、中小企業のための施策というものが意味なくなるじゃないかというふうなお話もございましたが、そうじゃなくて、そういう傾向といふものはいまほうっておいてもどんどん起こって来る。ですから、こういう今度の法律がでることによっていろいろな制限を受け、範囲がきめられるとかいろいろなことを通じて、銀行が中小企業金融に定着をしていくという効果は非常に大きいもので、手放しにしておいたら、今後中小企業金融について起るいろいろなこと、これをまず防いで、ここで性格をはっきりするという措置が行なわれることが基礎になって、今後中小企

業に資金をどうするというような問題が、初めて有効にこれが効果が期待できるということになるでしょうし、そういう意味で今度の金融機関をこういう形ではっきりさせることは将来への非常なプラスだといふふうに私は考えております。

○堀委員 いや、私はマイナスだと言っているのではない、マイナスだと言っていないけれども、要するに、絵をかくて目を入れなければ絵にならぬでしょう。私は、これは外側の絵はできたけれども、目も入れなさいと言っているのです。だから、せっかく制度をさわる場合に考えてもらいたいことは、外ワクだけを考えたのではだめですよ、外ワクをつくった中に魂も入れましょう、これが動きやすいようにしましょう、これが私の発想なんです。私は、いまこまかいことを一々どうするあふるとあなたから具体的に答弁を求めなくてもいいけれども、少なくともこれを

つくった以上、中小の金融機関を過保護する必要はないけれども、育成するための政府としてやり得る道を少し考えてみたかどうか。さつき武蔵野問題を提起しておりましたけれども、信用金庫などに例をとれば、たとえば食糧の支払いの資金というふうなものは扱えないだろうかとか、あるいは公庫、公団等の余裕金というふうなものは預かれないだろうかとか、いろいろとそういう面において金庫は金庫なりの願いがあろうと思うのです。政府に関連している……。あるいは日本銀行の買手の問題についても、輸出もいま中小企業はたくさんやっていますから、輸出買手に

ついての取り扱いを日本銀行から認めたらえないうだろうかとか、具体的にいろいろ要望があるわけですから、政府としてこれをやらしてあげたいと思うものがあれば積極的にやらせるという、表と裏がくっついて、私はこの法律が生きてくると思う。だから、私はむだと言っているのではないですけれども、これをつくった以上、さらに政府として要するに指導育成する方向というものをもう少し真剣に考えてもらいたい。だから、そういう方向でひとつやりますという答弁なら、それで

けつこうです。あとの中身はまたこまかく先で論議すればいいのですから。

○水田国務大臣 今後そういうつもりでありますが、一番最後は、やはりこれに引き続いて一般金融機関の問題に早く触れて、全体との関係においてい言ったようなものを十分有効に考えていきたいというふうに考えております。

○堀委員 それでは次に進みますが、あなたこの間、信託銀行の大会にいらして、あいつをなさいましたね。その中でこういうことをおっしゃっておるわけですよ。

「信託業界は、従来、長期金融の分野に重点を置いてその業務の進展を図ってまいりましたが、経済の発展に際し、逐次、本来の信託業にふさわしい財務管理の業務も開拓され、この分野における業界の知識と経験に期待するところが大きくなってきております。」終わりのほうで「業務の各部門にわたって、経営を見直し、その質的内容の刷新改善に努められることを深く望むものであります。」こういうふうな、あなたこの間あいさつしていらつしやいますね。

このことは要するに——信託銀行というのは貸付信託、金銭信託をやっていますが、私は金銭信託というのはほんとうの姿の信託だと思っていないのです。これは長期の借り入れ金をして預金を貸し付けたいものからローンだと思っておるわけですよ。ですから、本来私は、あなたがここで触れられたような信託業にふさわしい財務管理の業務をやるのが信託業だと思っておるわけですよ。そこで、あなたがこういうふうにお考えをここで明らかにされたことは、要するに信託銀行の将来についての発言だと私は思うのです、どうでしょう。

○水田国務大臣 信託銀行をも含めて、いま一般金融機関のあり方を金融制度調査会でやっておりますので、あまりにその最中にこちらからどうこう言うことは差し控えたほうがいいのではないかと思います。私の言った意味は、信託銀行が普通銀行的な業務に片寄らない

で、本来の分野といいますが、あるいは信託固有の面といいますが、財産管理の、たとえば年金信託とか証券代行とか、そういうような本来の信託の業務へ特色を發揮されるようにという気持ちで申したわけでございますが、こういう方向もいまあわせて調査会がやっているとござりますので……

○堀委員 あなたの立場もありますが、これは実は非常に重要な問題が出てきているわけですね。なぞと申しますと、いまのあるべき金融機関の問題という中には、都市銀行はいわゆる同質化、デパート論というのを主張しておられるわけですね。私は実は反対なんです。ところが、信託銀行というのは銀行が信託業務を兼営しているのです。実は法律的にはそうなっているわけですね。そこで私は、信託銀行はいまあなたの言われたような本来の業務を主体とする方向へいきなさい、こう言っておるわけですね。長期銀行も、あるべき長期銀行というものは、いまのような割引債などをやめて五年の金融債を七年にするという方向で、やはり長期銀行としてのあるべき姿のほうにいきなさい、都市銀行は商業銀行に徹しなさい、これが私です。金融小委員会ですべてきている私の考えですが、一つことがあなたと一致したわけですね。これが一つ一致しますと、これはやはり銀行なんです、信託会社じゃないのです。要するに、銀行で信託を業務としておるものがややはっきりしてきたわけですね。中小金融の専門機関というものは、あなたの方で一つはっきりした。全体の中で、まず中小金融の専門機関というものはちゃんと法律まで出したのだから、あとでまた多少の手直しはあるにしても、専門的な方向へいきなさいということをごきめした。

【毛利委員長代理退席、委員長着席】
次に、信託銀行も専門的な方向へいきなさいということをおなには言っちゃったのです。あなたが、金融制度調査会がどうのこうのと言ったって、口から出ちゃったものだから、既成事実になった。大臣が大会に出て言ったのですから、もう既成事実ができた。今後のあるべき金融再編成といわれている方向は、その方向づけがようやくとまってきたと思うのです。そこで、ちょっと伺いたいのはこの法律なんです。この金融機関の合併及び転換に関する法律案の第一条「金融機関が相互に適正な競争を行なうことが出来るような環境を整備して金融の効率化を図り、この金融機関が相互に競争する」というのはどういう機関とどういう機関が相互に競争するのか、そこをちょっとと大臣にはつきりさしていただきたいのですが……

○澄田政府委員 法律の条文でござりますので……第一条「金融機関が相互に適正な競争を行なう」というその前に「他の法律による同種の金融機関相互間の合併に加えて、異種の金融機関相互間の合併及び転換の制度を設けることにより」というふうにござりますけれども、その「相互」という意味は、必ずしも同種のものの相互にという意味だけでなく、異種との間にも適当な業務の限界というものは認めつつ、しかも相互に競争をするというような形もあるのではないかと……というふうなことで、この条文の規定として、「相互」というのは同種金融機関相互と、それからそれと交錯する業務分野を持つ異種の金融機関との間、両方を含む、こういうふうな解釈すべきではないかと思ひます。

○堀委員 そのが実は問題なんです。私が前段で話を少し出してきてあるのは、要するにもの考え方、一番の中心点ですから、大臣、これはいいですか、政治的な判断ですから、大臣に考えてもらいたい。

要するに、競争原理を導入するということ、この考え方のもとは一体何にあるかといふと、都市銀行と信用金庫が同じようなベースで競争しないといふことが競争原理の導入だと私は思ひてないのです。いいですか、それはなるほど扱うのが預金という共通のものですからね、それはどこかでオーバーラップする接点がありますよ。しかし、競争というものはオーバーラップしている

この一部分だけに競争が起こるということではないわけですから、そうすると、「適正な競争を行なう」と、こういつている以上、適正な競争の行なわれる範囲というのには限界があると私は思ひておるわけですね。だから、いま都市銀行が問題を出してきておる同質化論というものは、あらゆる土俵のワケを取つて、広い土俵の中で、都市銀行から長期銀行、信託銀行、それから地方銀行、相互銀行、信用金庫、一斉にとにかく競争さしてくれというのがいまの都市銀行の発想でしよう、それならこういふことになるのですよ。「相互」となるのです。しかし、その「相互」と、あとの「適正」とは結びつかないようになっていると私は思ひます。適正にやるためには、おのずから相互という中

には――要するにボクシングをやると、ヘビーウェイトとフライ級でボクシングをやると、適正なゲームができませんか。ヘビーウェイトはヘビーウェイト同士でやるのがルールでしょう、どうですか。だから私が言っているのは……「柔道だ」と呼ぶ者（笑）柔道もいまは国際試合はヘビーはヘビーです。（笑）ですから、要するにもの考え方、基本をここでひとつはつきりしておかなければいけません。競争原理の導入、効率のある競争というものは、おおむね専門的なもの、その間における競争が主である。それだけではないですよ、もちろん扱ってある預金なりそういうものは共通したものですからね。しかし、少なくとも考え方はそこを整理しておかないと、これは今後に続いてくることに非常に問題がある。主たる競争というものは同種間の競争が主である。しかし、ものの性格上、オーバーラップするものはたくさんあります。要するに、中小企業金融は、上からおりてきたものと下から上がってきたものと、ダブっているものがありますから、当然オーバーラップするものがありますから、その部分についても、適正な競争というにとどめるべきであつて、いまの都市銀行の考えているような全部のワケを取つて、そうしてヨイ・ドンと、ヘビーウェイトとフライが一緒にやるなんて

いう、そういうことになつていない。これは今後のあるべき金融機関を考える場合に非常に重要なフクターですから、ひとつ大臣の明確な答弁を求めておきたい。

○水田国務大臣 この競争の主たる場というのは、これはやはり同種の金融機関だろうと思ひます。しかし、競争原理の働く場面はそれだけではございせん、たとえば、大きくなった信用金庫というふうなもの、地方においてはもう地方銀行と非常なせり合ひをしている。相互銀行もいろいろで、やはり、少なくともいまここで問題にしている中小企業金融機関内においては競争原理の働く余地というものは非常に多いのでございまして、主たる場面といつたら同種ということはいえらるだらうと思ひますが、それだけではないというふうに思ひます。

○堀委員 それでけっこうです。要するに私は、相互銀行と信用金庫が地域で競合する場合は、これは何というかライトとフライぐらいのところですから、このごろはちよいちよいち、少しぐらい比重がふえたらやっていると、その程度のことはいふと思うのです。しかし、フライとヘビーがやるようなことは、そういうことはやらないのだという原則ははつきりしておきませんと、これは実は非常に問題があるわけですね。同時にそのことは、都市銀行がいま自分たちのシェアが下がってきたものだから、いかにしてシェアを回復するかというところに専念しておりますけれども、効率的な金融というのは、都市銀行がシェアを回復することが効率的な金融ということになるわけではないのです。実は都市銀行がもつとあるべき都市銀行に徹していくことが効率的になつていくのですから、そこらの点をもう少しはつきりしておかないと、ややもするといまそういう同質化論とかデパート論とか、そういうものが出てきて、要するに自分たちのシェアだけを考へるというふうなことになるのは困るので、今後の大筋の方向について大臣の見解をここでオーソライズしておいたのです。

おいてそこだけでももちろん競争は行なわれているにしても、非常に封鎖的なそういうった金融機関の種別の分け方であります。それが転換が認められるということになりますと、その金融機関というものが、今度は転換してくるほうから見ますとニューエントリーということになるわけであります。ニューエントリーということはやはりその業界としての非常な刺激になる、これは当然でございます。金融機関については従来あまりにそういうことがな過ぎるという面はあるわけでございます。といて、もちろん新設の金融機関をやたらに認めていくことができないというのが金融機関の特質でございますので、そういう意味でニューエントリーというものによる競争、新しい刺激というものによる効率化ということもあると

いうこととあわせて申し上げさせていただきます。

○堀委員 せっかくの答弁だけれども、ではちょっと私聞きたいのですが、相互銀行と普通銀行——地方銀行的になるでしょうが、一体どれだけ違うのですか。今度の法律を改正して、相互銀行は地域制限がなくなりましただけ。あとはどこまで違うんですか、メリットの点で。ちょっと具体的に答えてみてください。要するに相互銀行が銀行になったら特別にやれることになる業務というのは何なんですか、法律的に。

○澄田政府委員 今度の法律改正後における相互銀行と普通銀行という場合で考えますと、融資対象におきまして、相互銀行の場合は資本金二億円以下または従業員三百人以内というものが融資対象になります。ただ二〇%というような範囲内におけるそれ以外の融資というものは認められておりますが、融資対象においてそういう差がございます。それから、もちろん融資限度という点については違いもございいます。

○堀委員 そうすると、要するにそのことだけから見ますと、中小金融機関でなくなるようにしてやろうということですね。この転換は。要するに中小金融機関から中小金融機関でなくなるのが効率化に資することになる、こういうことですね。

○澄田政府委員 転換の場合に、中小企業、ここにいってあります中小企業の専門金融機関からそうでないものになる、普通銀行になるというふうな場合、そういう転換は、その意味で中小企業の専門金融機関でなくなるわけでございます。ただ、金融機関のそれぞれの営業の地盤なりその営業対象というのはその金融機関によってそれぞれあるわけでございます。いまもお話のありましたように、完全な都市銀行といままでの地盤の違うそれになるというふうなこともあって、もし経営をすれば、その経営としては非常にむずかしいことであるのは御指摘のとおりでございます。したがって、転換後も特色を持ってやっていくということであるならば、中小金融にも非常なウェイト

を持った、そういう業務のやり方をしていくような普通銀行というものができてくるということとは当然であると思います。そうでない普通銀行としての存立の基礎というものがなかなかむずかしいんじゃないか、かように存するわけでございます。

○堀委員 まあ時間がありませんから次にいきまなければならない、どうも私はその点問題があるように思う。まあ法律は法律ですから、いまさらそこを消せというわけにいかぬでしようからいいんですけれども、実行上の問題についてはあとにいろいろあることがまだあるのです。いいですか。「当該金融機関が合併又は転換後に行なおうとする業務を的確に遂行する見込みが確実であること。」これはきわめて抽象的に書いてあるわけですね。それからもう一つは「合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。」しかし、どっちかというといまのあなたの話のニューエントリーがインセンティブを与えるという表現が片一方にありますね。確かにそれはメリットがありますが、同時にやはりいまの金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する要素も当然そこへ生まれてくるんじゃないですかね、そういう場合に。同じ業種がふえてくるわけでしょう、銀行の側からするならば。どっちかといえば、私はいまの銀行全体の方向といふのは、やや銀行というものは地盤が沈下しつつあるわけですからね。その地盤が沈下する中へニューエントリーして競争をさせよう、それがインセンティブになるかどうかは別として。いまの適正な競争関係の中にうまいことそれが入れるのかどうか、非常に私は問題があると思います。だから、時間があるから先へいきますからいいですが、私はこの合併のほうは、これは諸般の情勢から見れば必要が起る場合があり得ると思いますが、転換というものはきわめて恣意的な処置の問題になり判断の問題に入ってくると思うのです。だから、この一から四まで、さらに、その次に第三項は、「大蔵大臣は、前項第二号又は第三

号の基準に基づき審査しようとする場合において、合併又は転換が同種の金融機関相互間の合併を妨げることとならないよう配慮しなければならぬ」とか「大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の認可に条件を附することができる。」一体私は、条件を付してまで転換や何かを認める必要があるのかどうか。もう「公益上必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の認可に条件を附する」というようなことになってくれば、前段に書いてあることと、だいたいこれは中身が変わってくると思うのです。大臣わかりますね。だから私が言うのは、それは転換も書いてあるから、これは転換絶対しなさいかぬということではないけれども、まず転換ということは、この法律に書いた法意の流れから見ますときわめてまれな例だ、こうなると思うのですが、大臣どうでしょう。

○水田國務大臣 ですから、先ほど私が言いましたように、次にいま検討しております問題の結論が出て、一般金融機関のあり方というものがきまってきたときに、それとの関係でもう一べんこの中小金融機関、専門機関のあり方についてもあるいは若干の変更が今後行なわれるかもしれないが、いずれにしろそういう問題がまだ全貌が描かれない間に転換の道を法律で閉ざしておくという必要はないと思っております。この道はあけておく必要があるのです、こういうふうなやっておりますが、具体的などこが転換するかといったら、きわめて私はまれなことだろうと思っております。

○堀委員 それならば法律は道を開いただけでですから、これは大蔵大臣の認可ですからね。要するに大蔵省における考え方を少しシビアにしていたいて、やはりあらゆる角度から見てそのことが望ましいという条件が、それはあり得るでしょう。きわめてまれな例ですけれどもね。そういう場合に限って処置をするという御答弁でありますから、その点については一応了解をいたします。

その次に、今後の問題の中で、中小金融機関の問題をやった場合には、これに関連する中小三公庫の問題というものが——いまの金融制度調査会で議論になっておりますのは要するにあとの金融、民間金融機関が主としていまなっているわけですね。政府関係のほうは私はまだ議題にのぼっていないのじやないかと思うのですが、中小をやるとなると、順序として言うとも、私は、それと非常に重要な密接な関係のある中小公庫関係のところがあわせて行なわれるほうが、中小金融機関の問題としては正當じゃないか、こう思うのです。大臣その点はどうか考えになりますか。

○澄田政府委員 政府金融機関の問題も同時に金融制度の一環として当然に考えられなければならぬ問題だと思っております。現在、先ほどお話をいたしましたように、民間の金融機関の全体について検討を進めているところでございますが、なお今後の当然検討しなければならない課題といたしましては、中小三機関を含む政府金融機関のあり方、こういう問題を検討しなければならぬ、かように存じております。

○堀委員 その、いまの発想に私はやや問題を感じております。金融機関というのが民間だけの問題で片がつくのなら、まず民間にちょっとやりましよう、別にまた政府関係やりましよう、これはわかるのです。しかし、私はそう思わないのですよ。要するに、たとえば開発銀行の問題一つをとらえてみても、いま都市銀行、それから長期銀行、こうしたときに、長期銀行というものの性格は非常に私には他のものと違うと思うのです。都市銀行や地方銀行、相互銀行は預金が増えて、そのきた預金をいかにして貸し出すかという順序になつていきますね。ところがこの長期銀行の場合は、債券を売って、そうしてその原資を貸し付けるといふことは、裏返していうならば、貸し付けのほうは先行しているわけでしょう。要するに資金需要があつて、その資金需要に見合つて金融債を出す、こうなつていきますから、こちらが非常に違うわけです。これは多分に今後の方向としては

私は政策金融的な方向へいかざるを得ない性格を本来持っている。大体興銀というのは過去の歴史を見ればそういうふうで今日まできているわけですから。そうすると、開銀と長期信用銀行の関係というのはあわせて一つの土俵の場で議論をしておかなければ、片一方コントラストにしておいて開銀を考えると、いままこで金融制度調査会で行してやる中でひとつぜひやってもいいと思ふのは、やはり民間金融機関と政府関係金融機関がどういふかかわり合いを持ちながら、ここで一体どうなっていくのかという、この議論をやら

ないでいつているところがここにあらわれていると思うのです。本来私の考えであるならば、そういう民間全部をやると同時に、あわせて政府関係金融機関をやると、その全体の絵ができた中における中小はどうあるべきか、そこには当然中小三公庫と民間の中小専門機関とが合理的にお互いのシェアなり、いろいろな配分なり、いろいろな条件がそこでかみ合うようなものがあるべき姿として考えるべきだと思ふのです。いいですか大臣、わかりますね、私の言っていることは。だから今後、いま金融制度調査会で行う仕事をやっておられますが、ぜひそういう角度でやっておい

いたただかないと、あるべき金融全体のビジョンというものはどこかに損耗ができるんじゃないか。残念ながらこの問題はもうそうなっているかもしれませんけれども、早急に、その問題を含めて処理するように私は金融制度調査会にはかつてもらいたい、こう思ふのですが、大臣どうでしょう。

○水田国務大臣 やはり考えるべきだと思ふます。ただ、いまのこの、たとえば開銀銀行というようなものも、長期銀行の議論をしているときには当然関連して議論さるべき問題だと思ふます。その政府金融機関に属した議論の中で、中小三機関の問題も関連して当然議論さるべき問題だと私は思ふます。したがって、いまの調査会のこの日程も簡単ではなくて、来年度までわたるという非常に長い検討期間でございますので、そういう

ものを適宜取り入れた議論をお願いしようと思っております。

○堀委員 まあ大臣、そういうことで前向きのお答えをいただいたから、ぜひそれはそういうことでやっていただかないと、あとで問題が残りますし、同時に、今日開銀銀行のあり方というものは、これはもう根本的に相当考え直さなければならぬところにしてきていると私は思ふのです。いま開銀銀行は、初めは重点産業投資だったのが、地域開発という方向へだんだんシフトしてくと、地域開発という問題がそれじゃ一体何かという、多分に中小金融にも関係が出てきているのです、そういう意味では。だからそこらを含めて、私はやはり政府関係金融機関の問題はほとんど前へ出してもらわないと、政府はやもすると民間のはうはやって、政府に属するほうはまあまあこつちへ置いておいて、こうなりがちです。さら、もうこの際は民間も政府も同じレベルで組上げて、政府の関係だからどうというものを離れて、やはり全体としてのここに書かれておる効率化の問題の線を考えていく、こうなると初めて私は将来のあるべき姿ができてくると思ふのです。

最後に一言申し上げておきたいことは、たいへんここにあつちにもこつちにも書いてあることは「適正な競争」ということが書いてありますね。この「適正な競争」というのは、実はことばに書いてあるけれども、実際にま行なわれていないのです。いま全く過当競争でしよ、現状でも依然として過当競争だと思つています。だから、相互銀行を調べてみますと、相互銀行の中には配当が八分のところ、六分のところ、四分のところ、無配のところと現状でも四つありますね、相互銀行には。どうですか。

○金田政府委員 そのとおりでございます。○堀委員 ですから、さつきすでに話も出ておりましたけれども、私はやはりせつかく統一経理基準をやる以上は、それは統一経理基準をやつて、われわれ専門的にやっている者ならその決算を見

ればどの銀行はいいか悪いかよくわかりますが、国民にはわからないわけですね。国民の側は何を判断するか、あそこ銀行へ行ったら大きなマツチをもらったとか、あるいは書簡せんをも

らったとか、この銀行ではたてで電話がかけられる、いいですか、そういう銀行知ってるんだ。だからあそこ銀行へ行くと。冗談じゃないですよ。銀行へ行つてたてで電話がかけられるようなことをしておる銀行は、過当競争をやっているわけでしょう。だから私が言いたいことは、奥さん方といえどもやはり配当率の差が出てきたら、自分のところの子は、配当率の高い会社なら一番心配がないんだから、あそこへ預けましようということになります。電話でつりマツチでつって預金をさせるような制度を残しちゃいかぬということ、私が言いたいのは。だからその「適正な競争」というものの最終的な結論は、私はやはり配当の中にあらわす以外に国民の判断はできない、こう思うのですが、大臣どうでしょう。

○水田国務大臣 そのとおりだと思います。統一経理基準を実施しているというふうなことも、いままでは金融機関の差というものが国民の前に見えないうふうになつておつたのですが、今度はつきり各金融機関の差というものが現れてくるというところ、これはそういう意味からいって非常にいいことだろと私も私どもは考えておるわけでございます。今後はやはり金融機関に差のないような指導をしないといふことが、これからの私どもの指導方針でございます。

○堀委員 大体そうすると統一経理基準はあと三年すると——三年でしたね、ほぼ完了して完全なものになる、そこをめぐってそういうことが行なわれると理解していいですね、大臣。——いや、大臣から。それは重要なことだから。

○金田政府委員 ちょっと私から……。現在はいま御指摘のように統一経理基準が完全に統一した形になるのに三年間の期間を設けていまやっているとあります。まあ三年たつて後の問題として検討すべき問題ではないかと私も事務的に

には思つております。

○堀委員 大臣、さつきのあなたの答弁はいい答弁しているのだから、あとをちょっと私語めいてるだけだから……。

○水田国務大臣 相当、三年以上かかるのではないかと当初は思つておつたのですが、もうすでに三割以上を越しているというので、非常に成績がよろしゅうございますが、この調子でいつたら三年間で完全に実施できるのではないかと思つております。

○堀委員 この実施というのは、私の言つた配当に差がつくような指導が実施される、そういうことですね。

○水田国務大臣 それはこれが済んだ上で、そういうふうになるように考えております。

○堀委員 ちょっとおかしいですね。なぜかという、いまあなたの方の話で、要するに統一経理基準が完全に実施されないうちはものさしが合わないわけだから、そういうことは無理ですね。完全に実施されて、要するに外部でもわかるようにするんだというのが、いまのあなたの答弁ですから、だから外部でもわかるようにするといふことは、統一経理基準の中身の財務比率ではわからないから、それを集約したものが配当でしよ。利益のあるところは配当もよろしい、もちろんある幅がありますよ、無制限にやれなんて言つてないのです。ある幅の中で当然それが出てくるためにやっていると云うのなら、それがデータとして完全なものがそろつてそれから考えるなんていうのはおかしいじゃないですか、そんなことはつきり言え

ばいいじゃないですか。

○水田国務大臣 考えるんじゃないで、これが実施されたらつきりと出てくるというところでござ

います。

○堀委員 よくわからないですね。実施されたらつきり出てくる、そうすると配当にもつきり差が出てくる、こういうことですね。

○水田国務大臣 そういうことです。

○田村委員長 広沢直樹君。

○広沢(直)委員 まず最初にはつきりしておきたいことは、大蔵大臣にお伺いいたしますが、今度の二法案で特に金融の効率化、そしてまた中小企業金融の円滑化ということ、そういった問題はメリットとしてあげられておりますけれども、実際に問題になってくることは、今度の改正が金融機関自身のための改正という姿勢が非常に強いわけですが、この点で明確にしたい点があることは、やはり中小零細企業者に対する低利また長期の資金を確保する明確な取りきめがないわけですが、その点においてはそういったものに大きなしわ寄せがいくのではないかと、こういう懸念が持たれるわけでありまして、したがって、その点について今度の改正に基づいてそういう点があつてはならないし、そういう姿勢についてまず大蔵大臣の見解を承つておきたい。

○澄田政府委員 まず私からちよつと申し上げます。今度の制度の改正は、中小企業金融に對しまして、これの円滑化をはかるという目的を持って、中小企業金融の専門機関の効率化をはかる、こういう見地でございます。業務分野をそれぞれ明確にいたしまして、そうしてその間に経営の効率化による資金コストの低下等によって、金融を受ける者の立場から見ても十分中小金融が円滑に行なわれた、こういうことになるようなねらいを持っておるわけでございます。その中小企業の範囲も、実態も、それぞれだんだん大きくなつてきているという面もございますので、資本金の限度等は今回二億、一億、五千万というようになつていたしましたが、零細な中小企業というようになつてしまつては、専門機関それぞれいづれもその対象として金融を行なつていくわけでありまして、むしろ今回の改正によりまして経営が適正なものになり、体質も強化されるというようになつて、金融機関としても中小金融、特に零細面に対する資金の供給というふうな意味におきまして、十分その目的を達し得るような形になる、こういう

ことをねらつてゐるわけでございます。

○広沢(直)委員 ところで、今度の改正によつて資本金の十倍引き上げ等が行なわれるわけでありますが、そうなりますと、相銀にしてもまた信金にいたしましても、未達金庫あるいは銀行がでるわけでありまして、これは一応三年間のめどというものがあつて、これは一応三年間のめどというもので、やはりその資本金に達しないところも出てくるんじゃないか。これは吸収されていく可能性も大いに出てくるわけでありまして、やはり信金等の場合は、地域の金融機関として、それを利用しておつた中小企業あるいは零細企業、ことに組合等の場合には非常に零細企業が利用してゐるはいえども、やはり地域的に見るならば、組合のみならず信金等においても、あるいは相銀等においても、そういうことは考えられるわけでありまして、そういう面から見ると、やはり資本金を拡大していくことになりまして、どうしても大口のほうの貸し出しが多くなつていく傾向も考えられる。そういう面に関して、今度の改正において、そういうしわ寄せがいかないように考えていくべきである。その点の具体的な問題は明確にされるべきであると思つて、いかがですか。

○澄田政府委員 今回の最低資本金または出資金の引き上げというものは、二十六年に現在の制度ができましてから、資金量で申し上げれば相互銀行は二十五倍、信用金庫で四十倍というふうなふうにすでに大きくなつておりますが、これに對して資本金を十倍引き上げるといふことでございす。現在、二十六年の基準で見ましてその十倍の資本金というふうなことは、これは中小企業金融を円滑に行なつていくためには、むしろそのくらいな規模がなければならぬ。そのくらいな規模があつて経営を堅実に進め得る、そういう体力を持つてゐるというためには、このくらいが最低必要であるというふうなことでやっております。ございまして、これが多くなると零細金融をやらないで大口にだんだんなつていくというふうな、そういう規模というものでは毛頭ございせん。

したがいまして、三年間に資本金の充実というところで、そこまで引き上げる努力をいたしまして、どうしてもちろんそれは、そういう適正な規模によつてむしろその中小金融というものをより充実して行ない得る、こういうことになるかと思つてゐます。

○広沢(直)委員 そこで、理論上においては相銀あるいは信金、信組の性格あるいは位置づけというものが明確化されるわけでありまして、それと関連して合併・転換の法案も当面これは考へていかなければならぬ。そういう事態が起こつてくるといふことで、これは考へられてゐるわけですが、まず第一に相銀からの問題で伺ひしてまいりたいと思つてゐます。

資本金を十倍以上に引き上げる、あるいはまた大口の貸し出し限度の引き上げが行なわれる、こういうわけでありまして、そこで、資本金を十倍以上に引き上げられる東京及び人口五十万以上の指定都市に本店を有する相銀の場合は資本金は三億円、その他の地域は二億円となつておりますが、その結果未達相銀、それに達しない相互銀行は幾らか、そしてまた、その他の地域においては現時点においてそれに達しない銀行は幾らあるのか。

○澄田政府委員 東京都その他の指定市において、現時点において三億円に満たない相互銀行は五行ございす。それからその他の地域においてはこれは二億円でございますが、現時点においてはそれに満たないものは六行ということになっております。

○広沢(直)委員 そこで、いま合わせて十一行でありますけれども、この経過期間三年間の間で、こういう銀行が増資によつて達成できる見込みはあるのかどうか、そのところの見解はどうなつておられますか。

○澄田政府委員 これらの相互銀行におきましては、この間において増資に努力をするということに当然なると思つてゐます。それで、増資によつてこの目標の最低資本金に達することができるといふ場合が多いのではないかと、ほとんどそういうふうな

ことになり得るのではないかと。中には合併という方法によつて最低資本金を満たすという場合も出てくるものと思つてゐますが、まず増資ということにならうと思つてゐます。

○広沢(直)委員 そこで、九月期から経理基準の実施に入るわけでありまして、その基準未達銀行は収益計上がむづかしくなつてくる。そして増資したとしても現行の配当が困難になつてくるのではないかと。そういうような場合、大蔵当局としても、健全な経営のたてまえから、増資後の配当落ちをしないように、あるいは無配になるような増資は認めない方針であるといふふうに向つてゐるわけでありまして、その点についてはどうですか。

○澄田政府委員 相互銀行の統一経理基準は現在相互銀行業界と話し合ひをいたしてございまして、相互銀行の実情に即応した形で統一経理基準を実施していく、こういうふうな考へております。一方、最低資本金の引き上げといふのは三年間の経過期間内に達成をしなければならぬわけでございますので、そのための増資と、それから統一基準を実施していく場合にも、そういう増資の必要といふようなことも当然条件の中に入れて考へまして、今後統一経理基準のやり方を検討していきたいと思つております。

○広沢(直)委員 そこで、大口貸し出し限度の引き上げをして、中小企業の成長や発展に即応した処置をとるにしても、中小企業で相銀の場合は上位あるいは中位、そういった対象になるわけでありまして、これを法律で認めたといふことになりまして、上位銀行は経営の合理化あるいは資金運用の効率化から、やはり大口の貸し出し、融資の方向に向かうと考へられる。あとからいろいろ問題を提起いたしますが、いわゆる中小企業の下位の層に對しては資金供給が非常に少なくなると考へられる。こうなりますと、やはり中小企業の金融問題が当然起り得る可能性があるのではないかと、思つてゐますが、その点はどうでしょう。

○**澄田政府委員** 大口の貸し出し限度を、今回相互銀行、信用金庫、信用組合、それぞれその業態に応じまして貸し出し限度をきめたわけでございします。貸し出し限度の引き上げという形に、相互銀行及び信用金庫はなっておりますが、他方、自己資本比率によって大口限度をきめている。両方の併用をしていすれか低いほうを限度にする、こういう形をとっておるわけであります。それぞれ金融機関に際しまして、それにふさわしい大口の貸し出し限度をきめたいというのが今回の趣旨でございます。

大口限度が引き上げられましたために、その大口に非常に集中をして小口がおろそかになるのではないかと、という点でございしますが、それは従来の限度の状況から見ましても、むしろ今回はその実態に最もふさわしい形にしたというところと、ここでございまして、決してこれによって大口に集中するということにはならない、また、そういうふうにならないように今後の指導をいたしてまいりたい、かように存じております。

○**広沢(直)委員** そこで、現に金融制度調査会が答申したあとで、大蔵省が相互銀行の大口貸し出しの実態を調査したと聞いておりますが、どうでしょうか。

○**澄田政府委員** 大口貸し出し限度との関係における大口貸し出しの状況というのは、常に個々の金融検査に際してはそれぞれ検査をいたしております。その状況というのは把握しておるわけであります。特に今度の制度改正のための調査ということはいたしておりますが、これは金融検査の場合に一つの重点でございまして、従来からいたしております。

○**広沢(直)委員** そこで、現在の相互銀行が大口貸し出しをする場合において、形式上は名義あるいは会社名がかわつていても、その会社がトンネル会社等であったりして、実質は同じ会社に融資しているという事実が問々見られるわけでありますが、その点については大蔵省はどう把握するの

ですか。

○**澄田政府委員** 従来からその点は、検査の場合に実質上の大口貸し出しというもののに着目をしていまして、その限度超過ということにならないように、たとえば会社名の場合とそれからその役員、社長なり何なりというように形で貸しておるというように場合等が別口というようになっております。大口の制限を越えるというように事例等は、これを捕捉いたしまして一件として考えようというふうなふりをして検査をいたしております。

○**広沢(直)委員** そこで、公取の方にお伺いしたと思うのですが、こういった場合、相互銀行がいま言った名義とかあるいは会社名がかわつたとしても、それを通して一つの会社に融資をした場合は、この場合は独禁法十九条の不正な取引ないしは九条から十一條までありますが、それに該当することになりやしませんか。

○**柿沼政府委員** 直ちになるとは申せないかと思うのでございすけれども、なり得る場合もあるうかと思ひます。

○**広沢(直)委員** 具体的な事例をあげておられますので多少抽象的になるかも知れませんが、やはり法律の解釈上からこれを明確にしておいていただきたいと思つておるわけです。と申しますのは、いま申し上げたとおり実質上において名義あるいは会社名がかわつて、その会社はトンネル会社であったりして実際には同じ会社に融資している、そういう事実が意外に多いわけです。具体的な事例も私は持つておりますけれども、そういうようなことが行なわれていると認定された場合においては、いま言った独禁法に抵触しないかという事です。

○**柿沼政府委員** 独占禁止法におきまます不正な取引方法につきましましては、一般指定というものができておまして、十二項目にわたつてそのタイプが指定してございすけれども、トンネル会社を通じて融資をしたというふうな形態がそのままだ該当するようない不正な取引方法のタイプは、ございせん。

○**広沢(直)委員** それはそのまま該当せぬとしても、いま銀行局長がお答えになつたように、そういうことがあればそれは十分取り締まっていかなければならない、こういうふうにおつしやつていらっしゃるのですか。ですから、やはりこういうような形で貸し出しが行なわれてきた場合においても、これにびつたり当てはまるなにはないにしても、そういう対象にならないのかということですがね。

○**柿沼政府委員** 実質的な貸し出しを判断の基準としなければならぬというケースの場合には、そういうものを含めて判断をしなければならぬと思ひます。

○**広沢(直)委員** そこで、もう一点公取のほうにお伺いしておきたいのですが、要するに銀行から融資をする場合において、融資の途中においてその持ち株の大半を担保として預かる、あるいはまた会社の実印とか社印、そしてまたその会社の預金通帳とかそれから辞任届けあるいは白紙委任を融資の条件として預かることは、やはりこれは十九条に抵触するのではないかとと思われるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○**柿沼政府委員** 不正な取引方法に関する一般指定の九号に「正当な理由がないのに、相手方である会社の役員の選任についてあらかじめ自己の指示に従い、または自己の承認を受くべき旨の条件をつけて、当該相手方と取引すること」ということを禁止しております。それからまた十号の「自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること」ということを禁止しております。ただいま御指摘の件は、この二つのタイプを判断する場合にきわめて重要な要件になるといふふうに考えております。

○**広沢(直)委員** それから十七条に脱法行為の禁止というのがありますね。これでいきますと、「何らの名義を以てするかを問はず、第九条から前条

までの規定による禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。」ということがあるわけですが、いまの持ち株の大半を担保として預かるような場合、こういった場合にはやはり十條ないし十一條に抵触してくるようになるのではないかと、こう思ふのですが、どうですか。

○**柿沼政府委員** 御指摘のとおりだと存じます。

○**広沢(直)委員** そこで、具体的な事例があつた場合においては公取は直ちにそれを調査し、そしてまた勧告等の所要の措置をとることは、事例によつては当然でしょうが、直ちにそれを調査するというところであります。

○**柿沼政府委員** 具体的な事実の御指摘がございすれば、公正取引委員会としては直ちにそれを調査いたしたいというふう存じます。

○**広沢(直)委員** それで銀行局にお伺いしたいのですが、いま公取と話し合つた件について、もしも融資の条件としていま言うような実情があつた場合においては、これはやはり銀行秩序の上から放置すべき問題ではない、こう考えるわけですが、その見解についてまず伺ひたい。

○**澄田政府委員** 金融機関という立場においてその業務が公正に行なわれなければならないことは申すまでもないところでございまして、融資をするにあたりましての条件として行き過ぎであるというふうなものに対しては、やはり金融機関の使命からいまして厳重に注意をしなければならぬ。御指摘のケースのような場合の内容をいたしまして、十分内容によつては善処したいと考えております。

○**広沢(直)委員** 要するに、この場合は貸し手と借り手という関係でありますので、これはいろいろその間の事情というものはあると思ひます。こういうケースが行なわれた場合ですね。したがつて、そういうような場合において、いま言ったような会社の実権を左右するようなものを全部担保として預かる、その対象として融資が行なわれていくとかそういうことはやはり重大な問題だと考えるわけでありす。そこでまず融資について相

銀が間々相互銀行法十條で規定されている分野、これに違反して融資をしておいた場合、そういう場合はこれには罰則規定がないわけですが、そういう場合の処置は銀行局としてはどうとられるのですか。

○澄田政府委員 通常の場合のやり方といったしましては、先ほど申しましたように検査の場合に、大口の融資という状況を検査の重要項目としてよく実情を把握いたしまして、その上で注意すべきものがある場合においては、検査の結果の示達という場合にその点を嚴重に指摘をいたしまして、状況によりましては事後にその是正の措置をとらせる、そしてそれを報告させるといふようなことをいたしております。

○広沢(直)委員 しかしこの十條の解釈の場合、銀行法を適用できる。主務大臣の監督権限ですか、これを規定してある銀行法を、法令違反を犯した場合に、適用できる規定があります。こういった処置を嚴重にとつていかなければ、たくさん私、事例を持っているわけでありませんが、間々そういつたことが行なわれていくのではないか、こう考えるわけですが、そういうふうな十條に対して銀行法を適用していくことは考えられないのですか。

○澄田政府委員 相互銀行法においては、銀行法の規定を準用いたしております。したがって、相互銀行法の規定の違反についても準用される銀行法の規定が適用される、そういう場合はあるわけでございます。法律上のたてまえとしてはそういうことになると思います。ただ、現実には検査等を通じてこれを捕捉いたしまして、そうして是正をさせるというふうな方法を通じて現在までやってきておる次第でございます。

○広沢(直)委員 そこで十條も銀行法が適用になる。ですから、これに違反しておいた場合には、銀行法の二十三條は当然適用になると思うのですが、間違ひありませんか。

○澄田政府委員 相互銀行法に準用されております銀行法の二十三條は、「法令、定款若ハ主務大

臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ爲シタルトキハ」ということでございまして、法令違反というものを広く中に含めた書き方になっております。もちろん、これは申すまでもないことでございまして、違反の態様等によりまして具体的なケースとして判断をするということでございます。が、法令違反というものはこういう措置をとる得るという規定にはなっております。

○広沢(直)委員 こういうようなことによつて不利益をこうむつたものがあるというふうな場合においては、さき申されたように、ただ単にそれを戒めただけ、あるいは勧告しただけ、あるいは注意を与えただけということでは事が済まない場合が出てくるわけでありまして、そういう場合においてただ注意を与えただけで、これは準用ができるということになっておつて、それだけの処置がないということになれば、やはり十條というものは罰則規定そのものがないわけでありまして、ただ、それはならないという制限行為であつて、別にそれを犯したからどうこうということはない。やはりざる法みたいな感じがするわけでありまして、その点については当局としてどういふ手を打たれるか、その点について伺ひたい。

○澄田政府委員 私、さき申し上げましたのは、単に検査の際に注意をする、あるいは勧告をするというだけではなくて、訂正させるというふうなことで、その内容によつてはそういう限度を超過しているような融資に対してこれを是正させる、そして是正状況を報告させるというふうなこともいたしておるわけでございます。その法令違反に対しては銀行法の二十三條というふうな規定はございまして、これは違反の態様等によつて考えなければならぬ問題でございまして、具体的なケースによつて考えらるべき問題でございまして、限度超過の融資等については、よくその状況を見て、そしてこれを是正をさせていくというふうなことが最も必要なことではないか、かように存じておるわけでございます。

○広沢(直)委員 ただ単に、その限度を越えて融資して違反になつてゐるから、それを是正させるというだけでは事が済まない場合があるわけですが、要するに、そういう名義を変えた本人——あとからそういうような態度をとつたにしても、今度の貸出し限度二億円ですが、そこまで持つていこうという問題も、上位相銀にしてみれば、これはやはり非常に問題があると思ひます。ですから、こういうような抜け穴的な方向で大口融資をやつてゐるという形が、一件だけではなくて間々見られてゐるわけですが、そういう場合においてやはり預金者あるいはそれを利用している者が不利益をこうむるような行為があつた場合においては、單なる注意だけでは事が済まないわけでありまして、この問題に対して大蔵当局としてはどういふような態度をとつていくか。正式にとつていくならば、十條ではいふゆる銀行法二十三條の法令違反としてその適用をすることはできるわけでありまして、ですから、その点について、そこまで適用する必要はない——もちろんその預金者というものは単に一人ではなくて、たくさんの方がおるわけでありまして、みだりに適用すべきではないとは思ひますけれども、一預金者あるいは利用者にしても、不利益をこうむることがあつた場合は、それを解決するべく嚴重な取り締まりと配慮を払つていくべきである、こういうふうにと考えるわけですが、その点について監督当局が非常にあいまいである、こういった問題がうやむやに葬り去られる懸念があるわけですが、そういった点について監督官庁としての見解を明確に伺ひたい。

○澄田政府委員 相互銀行法十條で一人に対する貸出しの限度をきめておられますのは、いまお話ししたような預金者に対する関係等を考えまして、金融機関の健全性という見地から、自己資本に対して一定の割合までというふうなことで規定をしておられます。あくまで金融機関の経営のあり方としてきめておることでございまして、法令違反というものの、いろいろ違反の態様、それからどういふ法令に違反をしたかというふうないろいろな場合があつて、最も強い場合として、銀行法の二十三條というふうな規定があるわけでございますが、それはそれぞれの法令の規定の目的等に照らして考えるべきではないか。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

したがしまして、大口貸出しというふうな問題は、やはり検査等を通じて問題を把握し、そういうような違反のないように、そういう点について十分監督指導する、さらに正をさせるということを中心に行つていくべき問題である、かように存じております。

○広沢(直)委員 何といつても、この十條の精神というものは、金融の円滑化、また一方に片寄らないという趣旨でもあることは十分わかります。しかしながら、そういう規定があるにもかかわらず、そういうふうな融資をやつていくということが、先ほどから申し上げてゐるやうに、間々見られるわけでありまして、それによつて不利益をこうむるような場合においては、やはり違反は違反に違ひないと思ひます。十條違反は違反です。ですから、言つたやうなきびしい処置も、態度としては考えていかなければ、この問題は解決していかないのじゃないか、私はそのように思つておるわけでありまして、その点について一度伺ひておきたい。

○澄田政府委員 いまお話しのようなお考えもわかるわけでございます。法令違反というものは嚴重に処置しなければならぬ、こういう問題も当然でございますが、ただ、金融機関の金融のあり方といふようなものにつきましては、その規定の目的というものを考えまして、経営の健全性という見地からいふた制限を課しているというふうな場合であれば、あくまでその制限を守らして、そうして経営を健全にするということが目的であるわけでございます。そういう趣旨に合うやうに事後の処置をやつていくべきである、かやうに考えるわけでございます。先ほどから、そういうふうな貸出し等はよく実情を把握して是正させるというやうに申しておるのもそういう趣

旨でございます。

○**広沢(直)委員** そこで、そういったようなことをやっていますから、先ほど申し上げたように、会社の実態を握っていくようなものを、通常では考えられないようなものを担保物件として取り上げていくような問題が出てくるわけであり、これもやはりいまま言ったような大口の貸し出しをやっていく、そういう無理な融資をしていくところからこういった問題が出てくると考えられるわけでは。

でありますから、これは前後の関係から申さなければわからないかもしれませんが、やはりいま申し上げたとおり、過度の貸し出しをやっていくから、その保全のためには、いま言うように担保物件として必要以上のものまでとっていくかなければ預金が集げつぎになるんじゃないか、問題が起きるんじゃないかという懸念さえ出てくるわけですね。そういう面では銀行局長が申されたように、十条がある意味においては金融の秩序を保つためにこれを適用するという法の趣旨であるというならば、いま言ったような面が具体的にいくつの場合においては、これもやはり処置していかなければならぬ、こう考えるのです。ですから、それは単なる注意事項だけで終わるということではなくて、やはり法令違反には違いないわけですから、その点をきびしく監督しあるいは取り締まっていく、是正していく、こういう態度は監督官庁として明確にしておくべきではないか、こう思うのですが、どうでしょう。

○**澄田政府委員** 法令違反については、これはきびしく実情を把握いたしまして、是正せしむべきものは厳重に是正させる、こういう態度で臨んでまいります。

○**広沢(直)委員** それでは時間がありませんので、この問題はこれにおいて、次の問題に移ります。

今回の改正で最も注目されておりますのは、金融制度調査会の審議の過程において、いわば大蔵省の原案と見られる濫口調査官の試案が出てお

たわけでありまして。時間がありませんので内容は申しませんが、いま三機関を存続するようにしたんだけれども、将来においては中小企業金融機関というのは二機関にすべきである、いわゆる濫口試案の方向に将来のビジョンというか青写真を持っていくという考えがあるのか、あるいはやはりいまの三機関は当然金融機関のあり方として残していくべきであると考えているのか、その点についてまず伺っておきたいと思っております。

○**澄田政府委員** 金融制度調査会に、答申に至るまでの過程におきまして、一つの試案として、いまお話しになりました濫口試案というものが出たわけでございます。そのほかにも試案がございまして、こういう試案を検討いたしまして、結論は、いま御審議を願っております法案という内容が、中小企業専門機関として現存の三種類の機関を、それぞれその業務の内容を明確にして、性格、特色をはっきりさせて存続させる、こういうことでございまして、この法案の御審議をお願いすることになったわけでございます。したがって、これはあくまで三種類の機関を今後存続させていく、こういう趣旨でございます。

○**広沢(直)委員** それでは次にお伺いいたします。信金の場合、資本金の最低限度を十倍に引き上げる点であります、それによって起こってくる未達の金庫数は現在どういふふうになっておりますか。

○**澄田政府委員** 信用金庫の現在この限度に到達しておらないものは百六十三金庫でございます。

○**広沢(直)委員** これらの金庫が増資により今後三年間に存続できる立場になるかどうか、その見通しについてはどういふふうに見ておられますか。

○**澄田政府委員** 今回引き上げようとする出資金に達していないものは、現在数は多いのでござい

ますが、これはあとわずかで到達し得るものも非常に多いわけでございます。したがって、ほとんど大部分の金庫は、今後の三年間の出資金の増額というようにことで最低出資金の限度には到達し得るもの、かように考えております。

○**広沢(直)委員** 出資総額と預金の関係性から見

た場合であります、これまでの信金の預金対自己資金の比率は大体どのくらいになっておるでしょう。

○**澄田政府委員** 信用金庫の資金量に対する自己資本の割合はほぼ五〇程度になっております。正確に申し上げますと、四十年間において六・九％でございます。

○**広沢(直)委員** そこで、いま局長は、いまの未達金庫の大半は一応増資によってまかなうことができるのではないかとのお話でありましたが、大体それくらいのことになりますと、出資額が一億円になる場合と五千万円になる場合とあるわけですが、これを一億円にするにはやはり三十億ないし百億、あるいは五千万円にするためには十五億から五十億円の預金規模が最低必要になってくるのではないかと、こう考えられるわけですが、いまこの中間的な数字を通して、三十億ないし百億円、これを六十億円とし、それからまた、十五億ないし五十億円を三十億円としてみまして、六大都市の金庫の場合においては二十八金庫、その他の地区においては百五十八、計百八十六金庫というものは、出資総額の未達金庫数百六十三金庫よりも二十三金庫ぐらゐるわけですね。そこで、預金になると、手形とか、あるいは両建てがいま問題になっておりますが、そういう形において出資の増加をはかっていかなければならなくなってくる面も出てくるのではないかと。また、そうであれば、この場合半数近くは未達に終わることも考えられるのですが、その点はどうでしょう。

○**澄田政府委員** ただいま信用金庫の自己資本と資金量との関係で六・九という数字を申し上げましたが、この場合の自己資本というのは、これは出資金のほかに内部留保も入れましたもの

でございますので、したがって、出資金で見ればもっと比率は小さい、こういうようなことにもなるわけでございます。そうして信用金庫の場合には、とりわけ制度ができてから現在までの間に、資金量の拡充というものは非常に著しく、二十六年の四十倍というふうな資金量も上がってきているわけでございますし、現在の資金量等から見ますと、この程度の最小限度の資金は、信用金庫としても当然備えなければならぬ出資金でございます。そこに到達するについて、非常に多くのものが未到達に終わるというふうなことは決して考えられないものと思っております。

○**広沢(直)委員** 時間がありませんから、もう一点だけお伺いしておきたいと思っておりますが、要するに、合併によって金庫が大型化するということは、やはりそのメリットは考えられるわけですね。たとえば貸し出し利率の低減、低くなっているという面もありますけれども、やはり信用金庫はあくまでも地域金融機関としての地位があるわけでありまして、それで、これがあながち吸収合併等で――いま三〇％程度が未達になっているわけですが、その面がそれだけ大きくなっていくと、増資によってそれが残るならばけっこうでありまして、そうじゃなく、吸収合併されるといふことになりまして、規模が大きくなっていくということとは、地域金融機関としてのそういう地位というものがくずれていくことになるのではないかと。したがって、この面に関しては、ただ三年間の中でこれを自然に増資をしろ、それに達しないものは吸収合併してしまうのだ、こういうような姿ではなくて、やはりそこにもう一歩当局としての配慮が必要じゃないか、こういうふうにも考えられるわけですが、その点についてはどうですか。

○**澄田政府委員** 三年間に金庫の引き上げというふうな努力を、それぞれ金庫がいたすわけでございます。合併というふうな方法による場合も考えられないわけではございませんが、やはり出資金を増額するというほうに、金庫としては当然にこの間に努力をするところであらうと思っております。

現在の信用金庫のあり方、中小金融において持っており、使命というより、なにかから申しまして、ある程度の規模のものであるというものはどうして必要でございませうか、三年という期間は、ある意味では短いわけではございませんが、しかし他面、見方によつては三年というものはある意味では十分その時間を見ているというところにもなりますし、また逆に、三年くらいたてば、どうしてもそういうふうな限度には引き上げなければならぬ、こういうことでもあらうと思ひます。ぜひとも金庫の努力によつてこの限度に到達して、もう、こういうことに持つてまいらねばならぬ、かように存じております。

○広沢(直)委員 それではもう一点、最後に要望も含めて申し上げておきたいと思ふのですが、要するに、現状では銀行の窓口規制とかあるいは選別融資だとか、そういうことで中小企業というのは非常に困窮しているわけですが、したがって、こういう中小企業者を救つていく道は、やはりいまの信金あるいは信組、相銀、こういう中小金融の三機関がその態度を明確にしていかなければならぬ、そのための今度の改正でありますけれども、しかし、先ほどから申し上げておるように、大口の金融のほうがぐんぐん伸びて、小口金融のほうが制限される、あるいはまた現実においてそういう事態が起つてくる、こういうことも懸念されたわけでありませうけれども、そういうことがないよう、今後とも当局としては十分なる監督と配慮が必要ではないのか、こういうふうな思ひわけでありませうが、最後にそのお答えをいたしたいで終わります。

○澄田政府委員 ただいま御指摘のとおりでございます。大口融資というようになことに走つて、中小金融の本来の姿を失うというようないことがあつてはたいへんでございませう。今度の法律の運営について、その点は十分に注意をしてまいりたい、かように存じます。

○金子(一)委員 長代理 只松祐治君。
○只松委員 まづ大臣にお尋ねをいたします。

日本では社会保障制度がきつめて立ちあがれております。こういうことを要因といたしまして、日本の貯蓄というものが非常に高いわけですが、二、三日前に公表されておりました、一八・四％ですが、世界で一番高い、こういう貯蓄傾向を持つております。これは別な角度から見れば、十万円月給を取つておる人が一八千四百円貯金をするわけですから、いわば社会保障制度が低いために実質的な生活の切り下げをしておる、こういうことになるのだと思ひます。将来の安全性やいろいろなことを考えれば別ですが、しかし本来入学や病氣やいろいろな、なぜ貯蓄をするかという貯蓄の調査にあらわれてきておる原因というのは、もっと政府の政治の力になすべきものが多い。それを個人でカバーしていかうとしている。これは実質的な生活の切り下げだと思ひます。ところが、そうやって実質的な生活を切り下げて貯蓄をしていくこの貯蓄がまた、現在のうちにインフレを皆さる方が進めておられる——高度経済成長政策のしりぬぐい、一つのインフレ政策にあるわけですが、こうなつてまいりますと、十万円貯蓄がしてあるのが実質的に九万円になり、八万円になり七万円になつたり、インフレへの進行によつて切り下げられていく。

「金子(一)委員 長代理退席、委員長着席」
たとえば家を建てようと思つてここに百万円を持つておる。十五坪の家を建てようと思つておるけれども百万円ではなかなか建たない。そこであと五年たつたらば五十万円たつて百五十万円になると思つてた。ところが五年たつたらば、これはおそろく十五万円にとどまらないうで七、八万円になるだらう。過去を見ましても大体三年くらいで、坪四、五万円の建築といふのは八万から十万円になつてゐる。こうやつて三年たつて、一生懸命金はためたけれども、今度は建築費のほうが上がつて半分の家しか建たなくなつた。インフレといふことは国民にこういう大きな影響を及ぼしておるわけだ。私は、いわゆるとうふの値段の上がり方その他わかりやすい例をとつて

御説明するのですけれども、貯蓄を事実上切り下げをする、こういう事態が起つてきておる。こういうことに対して、きょうは本法案の最終日です、それから、ほんとうはこういう問題をはじめとして、いま自民党なり佐藤政府がとつておる金融政策、貯蓄政策、そういうものについてお尋ねをしてひとつ意見を申し上げようと思つておつたが、きょうはお聞きすることにとめておきますけれども、こういう政策を、ひとつでできるだけ国民に迷惑がかからないように、無理な貯金をしなくて生活が安定していけるように努力すべきだと思ひますが、御所見はいかがですか。

○水田国務大臣 問題はやはり貨幣価値の安定と物価を上げないようによつて政治の施策が不当という問題は全部解決するのじゃないかと思ひます。御承知のように物価が上がつて貯蓄がどうのということが見えておる、昭和三十、三十五、六の年をみますと、貯蓄残高が十三兆というふうなものが、現在においては四十八兆といふうちに、国民の貯蓄が三倍半もふえておるといふことは、これはいまだあなたがたのおっしゃる通りに、国民にそういう無理な貯蓄をさせているということだ、一つは社会保障制度が後退していることだといふようなお話のようございまして、問題は、いま言つたような貨幣価値の問題と同時に、国民所得水準を上げるという政策がやはり大事であつて、所得水準が上がつていくなら、もっと国民が社会保障制度について負担ができるはずだ、結局社会保障の給付は国民の負担によるよりほかに、税金がございませう、この負担が少ないといふために社会保障制度の充実といふものがはばまれてゐるというものが現実でございませう、国民所得の水準を大きくして、やはり社会保険の費用なり、税負担なり、諸外国並みに負担を上げて国民が苦しくないという状況に持つていくことと同時に、いま言つた貨幣価値の維持ということによつて国民の実質貯蓄といふものを保護するといふ、この二つにやはり政治の目標を置くべきで

あらうといふふうに考えます。

○只松委員 私はきょうは論争しようとは思つておりません。また、いづれ金融小委員会を開きまして、そういう席でいろいろ議論をしたいと思つております。問題を羅列するだけにしておきたいと思ひますが、国民のそれが負担するかどうかということが社会保障制度の場合問題になつてくる。また、税の取り方、課税のしかた、徴税のしかたにもかかつておるわけだ。そういう租税その他の話に入らなければならぬ。きょうは私はそういうことはいたしません。ただ、政治の姿勢として金融問題を論議するときに、ぜひそういうことを担当大臣としてお考えをしていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、今度の法案の一つのねらいというのは金融機関の近代化、民主化、こういうことにあるわけでございますけれども、私は過日都市銀行あるいは生命保険、相互銀行等の中における不動産会社の扱い、いろいろなものについてその一端を指摘いたしました。不動産会社だけではなくて建設会社やいろいろな傍系会社を持つておるところも、その後調べるものと明らになつてきておる。これは都銀をはじめ、あるいは今回こうやつて問題になつておる相互銀行、信用金庫といふことになりまして、これはおれのものだ、とにかくおやじの代から何かおれのものだ、こう思つて、あと総代や何かは適当におれのほうで選任をしてやつておる、おまえらがたが言ふことではない、こういう気持ちの経営者といふのが依然として多い。そういう気持ちであれば、その経営といふものがこれまたきつめて封建的な姿のまま行なわれておる。従業員に対してはもちろんですけれども、一般の平民事等に対しても大、ネコまでいかぬけれども、あまり人間扱いをしないので隷属させておる。こういう実態といふものが私の知つておる限りにおいてもたくさんある。時間があればそういう問題も具体例を示しまして、こういう機会にそういうものを指摘して、さつきから各委員が申しましたように、この法案の形式だけでは

なくて、運用に非常に大きな問題があるわけですから、監督官庁の大蔵省といたしましては、日銀の審査とともに形式的なあるいは計数的な監査、審査といふものはなされずけれども、そういう運営等の近代化の実態的な指導といふものはあまりないわけですね。どこまでという形ですか、微妙な問題があつてなかなか容易ではないと思ひますけれども、しかし、いまのままに放置して、これがまた五年、十年このまゝに、いまの親子代々の相続みたいな私有財産的にすることは、私はきつめて遺憾なことだと思ひます。ひとつこの法案が施行されるにあつて、ぜひそういう意味の近代化、民主化といふことも御努力をいただきたい、すべきであると思ひます。

そういうことから始まつていわゆる大口融資だけではなくて、健全であれば零細企業にも融資をしていく、ほんとうの庶民の金融機関として相互銀行や信用金庫等が活躍をする、こういう傾向が強まってくるのだ。そうでなくていまのような状態であれば、自分のちやうと意地な人であるとか、あるいは少し何か裏で取引ができそうなどころへ不当に貸してある。ぼくらはそういうことも知つておりますけれども、そして私利私欲を肥やしていくといふことは、当然に健全な零細企業者のほうに資金が回つてこない、こういうことになるわけでありませう。そういうものの一つの大きなネックとして、あるいは柱として、いま申し上げましたような問題があるわけでありませう。ひとつ法案の成立だけではなくて、そういう面でも適切な指導をすべきだ、こう思ひますが、いかがですか。

○水田国務大臣 個人的色彩の強い経営といふことについては、もう長い間相当指導をしておりませうので、ずいぶんこの問題は減つておる、改善されておると思ひますが、まだまだ御指摘のようなことが相当見られますので、今後の指導もさらに一段とそういう方向に強化していきたいと思ひます。

○只松委員 いろいろ申し上げたいことはあります

すけれども、時間もおそくなつておりますし、毎日連日でございますから別の機会に申すことにしまして、次に合併の促進法案について意見を申しておきたいと思ひます。

これはあとに出てまいります都銀やその他の法案と重要な関連をなしてくる問題だと私は思つております。したがつて、これとあわせてほんとうは論議をしなければならぬわけですが、こういう結果どうしてもやはり合併促進を強めるということになるれば、同じ業種間の信用金庫なら信用金庫、あるいは相互銀行なら相互銀行間の合併というものがおそろく事実上起こらぬだらう、こういうことがいわれております。これから起こつてくるのは、いわゆるそういう促進することができるといふことで、縦の系列の強化、別なことから金融独占の強化といふものもたらされるのじやないか、こういうことが非常に憂へられておるわけでありませう。この法案の本来の趣旨である効率の悪いというものを引き上げたり、あるいはもつとそういう受け入れコストを下げる、そういう面にぜひ向くように、ただ都銀の系列化あるいは金融独占資本の強化、こういうことに向かないように十分な配慮をしていただきたい、これが第一点。

それから、そういうことで競争の激化といふことは、ある面ではコストが引き下ればよいこととございますけれども、そこに働く人の労働強化、あるいは先ほどあまりないだらうとは思ひましたが、その従業員の配置転換あるいは首切り等々の問題が出てくる。これを労働者の場合は非常に懸念をしておるわけでございます。そういう事態が起つた場合には、強い監督権を持つておられる銀行局当局としては、そういうことが絶対にないやうにひとつ厳重な監視をしていただきたい。大臣なり銀行局長からひとつお答えをいただきたい。

○澄田政府委員 まず御指摘の、今回の法律によりまして縦の系列の合併といふものが非常に盛ん

になりまして、同種の合併といふものが妨げられるといふような点でございますが、この点につきましては、法案の第六条第三項に、大蔵大臣は、前項の認可を「審査しようとする場合において、合併又は転換が同種の金融機関相互間の合併を妨げることをなすやうな配慮しなければならぬ」と。特にこういう規定を置きまして、合併事業等の審査にあたつても十分、最も自然であるやうな同種合併が異種合併によつて妨げられるやうなやうなことをないやうに、そのケース、ケースに応じて同種の合併といふものももちろんこれは進められていくべきものである、かように考へていく次第でございます。

合併によつて労働強化が行なわれる、あるいはさらにはなほだしきそれが解雇といふやうなことになるやうな点でございますが、元来、今後の金融機関の経営においても人手不足といふやうなことが非常なネックになるといふことが予想されるわけでございます。今回の法案によりまして、むしろ合併の道を開き適正な規模にするといふやうなことで、そういう人手不足といふやうな点の一つの解決になる。こういうことでございまして、これが労働強化になつたりあるいは解雇といふやうなことは、およそこの場合の合併といふやうな問題には考へられないことであらうと思ひますし、そういうことのないやうに十分今後の運用指導等については注意してまいりたい、かように存じます。

○只松委員 次に、社内預金の問題についてお尋ねをいたします。

これは順次皆さんのほうにお答えをいたしたいから本来ならば質問をするわけでございますが、時間がございませぬから、私のほうからかいづまして申し上げますが、現在社内預金は、預金総額が九千二百四十億円、預金労働者数が五百五十万人、預金者一人当たりが十六万八千円、こういう形で一兆億近い金といふものが社内預金に振り向けられております。これがあらゆる角度からいま問題になつてきているわけでございます。こ

れは労働省当局と大蔵省当局と多少見解が違ふやうでございます。まず最初に、基本的に大蔵省と労働省のこれらに対する御見解をお聞かせいただきたい。

○澄田政府委員 この制度は労働基準法に根拠を有するものでありますが、ただ、運用のしかたによりましては問題があるのではないかと。すなわち、社内預金について預金者保護といふやうな措置からいって万全でないといふ場合も考へられる。さらにいまお示しのように非常に額も大きくなつておりますが、こういう大衆の貯蓄預金が非常に高い金利でもつて集められるといふやうなことは、これは金利の全体のバランスあるいは金融政策、そういうやうな面からいつても好ましくないと考へられる。こういうことでありまして、十分運用については検討すべき点があるのではないかと、さう考へております。

○村山(茂)政府委員 社内預金の問題につきましては、御承知のように労働基準法第十八条第二項の規定によりまして行なわれているものでございませうが、その現状につきましては、先生先ほど御指摘のやうな状態に相なつております。

ところで、大蔵省と労働省との間に考へ方に食い違ひがないかどうかといふ点でございますが、この問題につきましては、率直に申し上げます、金利がどうあるべきかといふ点が一番大蔵省との関連で問題になり得るところであります。しかし、労働省としては、四十一年に中央労働基準審議会の答申を得まして施行規則の改正もなし、三月には通達も発しまして、その後の社内預金の運営につきましては指導を行なつてきておるわけでありませうが、その指導の基本になつておるわけでありませう。現行預金などの利率の最高が、貸し付け信託五年ものの年利七分三厘七毛であることに留意の上、高利率の排除につとめるという基本的な考へを明らかにいたしておるわけでありませう。そういう基本的な認識については大蔵省と食い違ひがないと私も考へておりますが、ただ最近に至りまして、住宅積み立て金の制度を社内

預金としてどのように考えるかという問題に関連いたしました。関係審議会あるいは懇談会等には、かつたわけではありますが、当分の間の暫定措置として、ある程度の運用上の措置については暫定措置として特別の措置を必要とするのではないかと、いう見解が示されておるわけでございます。あるいは先生御指摘の点もそのような問題にまつわることでないかどうかというふうに存するわけでございます。

○只松委員 きょうは長時間論議しようと思いませんから、一々問題点を指摘いたしません、大蔵省とあなたのはうとの違いは単に金利の問題だけではないだろうと思います。あるいはそういう簡単な問題ではないわけです。もっと預金の安全性の問題で、御承知のように倒産した会社はたくさんです。それから、公務員はそういうもののはできませんね。それから中小零細企業者もこういう高利のものは預金できませんね。あるいは社内預金しておる人だって、自分の金だけではなくて、妻の金や親戚の金をこれに充てておる人もあ

りますね。順次そういうものはなくするように努力はしている。いろいろな問題がここにあるわけですよ。それから市中金利は普通預金で二分一厘九毛です。定期預金でも四分から五分五厘です。ところが社内預金では、普通預金で八分二厘、今度いわゆる住宅積み立て金は九分八厘、これは高利貸しみたいなものです。こういうものを——一方では、きょうこの金融二法案を論議しておりますように、非常に強い規制をもつて金融機関を規制したりあるいは指導監督をしておる。なかなか厳密ですよ、ある面からは。しかし一方では、会社というものに、社員であるがゆえに、不特定多数ではありませんが、必ずしも特定だけではない。こういう金を五百万人からの利用者があるわけです。高利の金で預けておく。これは単に金利だけの問題ではないですよ。いろいろな問題がここから発生してくる。きょうは詰めまでいたしませんけれども、労働省としても、こういうものを無制限に全労働者に適用されるなら、これはまた多少

話は違ってくる。いわば大企業の、比較的企業が安定をしておる、こういうところを中心の労働者だけがこういう高金利を得ることができる。これは金融上からも問題です。だから、そういう点に ついてもっとシビアな角度からこれは取り組む べきだと思います。特に住宅預金のように、こ う高金利のやつをした場合には、これは何らかの 形で会社側がその利子を負担する、こういうこと が實際行なわれておるわけでしょう。これもいろ いろな角度から金利負担を行なっておるというこ とになれば、税法上からいろいろな問題が出てく るですよ。どういう名目で金利負担をやってお るか、ほんとうは国税庁等呼んで論議したらおも しろい問題になるのですよ。だからそう簡単に考 えないで私はきょうは問題点だけ指摘しておきま す。いずれまた金融小委員会に来ていただいてや りますけれども、もっとシビアに、特に今回の住宅 積み立てのように、九分八厘も出すということは やめるように取りはかっていた方がいいと思 い ます。

それから大蔵省当局においても、これは一般の金融行政という面から見るならばたいへんな問題だ。こういう高金利のものが一兆近く動いているということになれば、労働者の預金の保護の安全とか、そういう面からだけではなくて、金融全般からもこれは金融体系を乱すものであります。いろいろな問題が出てくるわけですから、ひとつこの問題については、単に金利という面からだけではなくて、金融全般の問題から労働省側ともよく相談をして、こういうことが無鉄砲に行なわれないようにひとつ努力をしていただきたいと思います。

それぞれ関係者からお答えを願います。

○村上(茂)政府委員 社内預金のあり方につきましては、労働省といたしましては、たてまえそのものは強制貯金は禁止されておるわけであります。それを解除する制度として貯蓄金の管理協定、しかもこれが労使の協定によって初めて例外的に認めるといふ制度でございますから、これは

助長したり、この方向についてさらに伸ばす方向でものごとを考えるとというふうには私どもは考えておらぬのでありまして、ただ労使の協定に期待するという制度ではありませんが、それぞれの立場から労使の協定が行なわれます際に、従来は何ら制約がございませんので、その協定の内容が必ず

しも正鵠を得ていないという場合もあり得たわけであります。そこで先ほども申し上げましたように、中央労働基準審議会の答申をまちまして、預金者の範囲あるいは預金の金額、金利、預金の保全方法等について、協定の内容として明記するよう規則でこれを改める、そしてその内容についても指導通達をもちまして規制を加える、こういう態度であるわけであります。そこで、先生いま御指摘の金利の問題にとどまらないという点については、私どもも全く同様に考えております。大蔵省との間に意見の食い違いがあるのではないかといった点につきまして、一例として金利の点を申し上げたわけでありますが、この金利につきましても、これも先生御承知かと思いますが、中央

労働基準審議会におきまして住宅積み立て金についての社内預金をどうするかという問題につきまして、勤労者財産づくり懇談会のはうにその問題について意見を聞く、そういう意見を出されましたので、勤労者財産づくり懇談会に労働大臣からはかったわけでございます。その意見書が最近出まして、さらに中央労働基準審議会で独自の立場で検討する、こういうことになっておりまして、結論はまだ最終的なものにはなっていないわけであります。労働基準審議会の御意見を聞きまして、今後どうあるべきかということに最終的な態度をきめたい、かように存じておる次第でございます。

○**釜田政府委員** 大蔵省といたしましては、十分にたたいまの御意見の方向で今後とも検討いたしたいと思ひます。

○**只松委員** いろいろ言いたいことがあります。連日でたいへん疲れているから、きょうはこの程度にして、他日金融小委員会を開会すること

をお願いいたしまして質問を終わります。

○田村委員長 村山喜一君。

○村山（喜）委員　時間が二十分間でございますから、私も詰めて質疑をいたしたいと思えます。そこで澄田局長は答弁が長過ぎますから、簡潔にひとつ。

これは法律の解釈の問題でございますので、まず澄田さんに伺います。

それはいまの問題でございしますが、私は臨時金
利調整法並びに金利の最高限度の大蔵省の告示、
これから見まして、いま社内預金制度という問題
は、これは法律違反の事項だと思ふ。法律違反で
ないとするれば大蔵省の告示に違反をしている。国
民は、ひとしく憲法のもとにおいて門地によりあ
るいは身分上の差別によつて異なる待遇を受けて
はならないということになっておる。平等の原則
というものは憲法上規定されておるはずです。だ
から、その法律の問題については、これは当然あ
なたの方としてはそれを守る義務があると私は考
えているのですが、いまのようなそういう社内預金
制度というものが行なわれることについては問題
にしておいでにならないのですか。当然廃止すべ
きじゃないですか。それに、今度勤労者の財産づ
くりと称して住宅積み立て金のそういうような制
度をつくる、これは九分八厘でやろうとする。そ
ういうようなものを認めるとするならば、なぜ一
部の労働者だけを認めて——いま、あなた方が日
銀の公定歩合の引き上げ等によつて金融機関は最
近の引き締め効果をねらうために貸し出し金利が
上昇をして、預金者の金利はそのまま据置きで
あります。そうなつてきたら、金融機関の利潤と
いうものはふえていることは間違いない。とする
ならば、いまこの住宅の積み立て預金だけは特例
を設けて、ほかのものはそのままに据置いてお
くという考え方はまさに不公平な政治だと言わな
ければならない。事務的な答弁は大蔵省の澄田局
長から聞きますが、そういうようないわゆる金利
政策というものが二重にあっていいのかどうかと
いうことについて大蔵大臣の所見をこの際伺ひ

をしておきたいと思ひます。

○澄田政府委員 簡単に答え申し上げます。

臨時金利調整法の対象となつておりますのは金融機関の金利ということになっておりまして、金融機関の金利を規制をしてゐる。大蔵大臣が告示できめておりますのも、いずれも金融機関の金利ということになりますので、法律的にはこの問題はこれに入らない、かように存じます。

○村山(喜)委員 では、銀行法上はどうですか。銀行法上も、銀行ではないからということであつたは逃げられるのだつたら、これは一つの金貸し業ですか。

○澄田政府委員 該当する法律といたしましては、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律という法律がございます。それでいわゆる貸し金業というものは、この法律による届け出、報告等の規定があるわけでございます。

ただ、この法律におきましては、第二条に「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」という規定がございます。他の法律に特別の定めがある場合の者を除くということ、労働基準法に根拠があるということ、この預り金の法律の適用を受けない、こういうふうな法律関係になっております。

○村山(喜)委員 労働基準法の第何条ですか。

○村山(茂)政府委員 第十八条第二項でございます。

○村山(喜)委員 内容は。

○村山(茂)政府委員 十八條は、先ほども申しましたが、第一項の規定でいわゆる強制貯金というものを禁止してありまして、そして第二項で「使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならぬ。」という第二項の規定によりまして行

なわれておるものでございます。

○村山(喜)委員 私は、この条項についても、労働基準法という法律は労働者の基本的な権利を守らなければならぬためにつくられた法律だと考へております。しかし、この前の山陽特殊鋼の倒産の例に見られたように、社員が社内預金として頼んだやつがもう焦げついて取れないような状態におちついた。近くは大谷重工業、もう会社が破産宣告をしなければならぬような状態におちついておる。その関連倒産が相当な範囲に及ぶということ、非常な心配をしておる段階にある。

これから中小企業の中にも次から次に、もう一千万以上の負債を背負つて倒れた件数が三月だけでも一千万件をこえておる。そういうような形の中で、安全性という問題についてはほとんど考慮が払われない。なけなしの金が全くなつて消えてしまふ、こういう場合すら出てくるわけですよ。そのときに預金者保護という立場から考へまして、一体労働者はこれに対して賛成をしておるのですか。この中央労働基準審議会の会合において賛成してないでしよう。日経連の諸君だけが賛成しておるのではありません。労働組合側の代表は反対しておるのではありません。労働組合側が賛成してない。なお、財産づくりだとか称してそういうふうないわゆる住宅資金の積み立て預金については九分八厘という高利でつていく、そういうような政策をとらしておるということに問題がある。水田大蔵大臣、いかがでございますか。

○水田国務大臣 結局、現状を認めておるというだけのことでいろいろの法律ができておると思うのですが、本来なら、やはりこういうことは私は禁止したほうがよいというふうな考へております。

○村山(喜)委員 そういふような方向で、大蔵大臣は閣僚で国務大臣ですから、閣議でこの問題について十分検討を願ひたいと思つております。これからは先企業が倒産をしないという保障はないのですから、次から次に倒産をしておる状態の中において、労働者が不測の損害を受けるよう

なことは、これはどんなことがあつても防いでいかなければなりません。また、金融政策の中において一部の国民だけに、一部の労働者だけにそういうような巨額な恩恵を与えるようなやり方、しかもそれは企業の必要性に応じてそういうようなことをやらせておる。労働者は反対をしておるのにそれをやらせるということとは間違ひだと思つておる。そういうような点は、労働省においては労働者の問題よりも使用者の問題を考へるのだから、労働省ではなくて使用者省です。名前を変えなければならぬ。

時間があと十分しかありませんから詰めていきます。大蔵大臣が望ましくないとおっしゃつただから検討していただけたらと思つて。

先ほど竹本委員のほうからも触れられたわけでございますが、いわゆる貸倒準備金が三十九年の四月以降においては評価額の引き当て金に変わつてきた。そこでこれは洗いがえをする形にいま積み立てが行なわれておるわけですが、統一経理基準では貸し出し額の千分の十五という現在の税法上の無税の分を十八というところで指導をされて、有税の引き当て金を千分の三程度はこれを置くように指導をされておるということでございます。そういうふうな努力をするようにされておるわけですが、一体今日金融機関が焦げつき債権としてかかえておるものをどのようにして処理しているのかという実態を調べてまいりますと、明らかにこれは欠損を生ずる見込みがあるにもかかわらず、月に千円くらいずつ借りたお金の金利を払ふ、こういうような形のもののについては、それを欠損金として認めない、銀行局としてはこういうような指導をしておいでになる、こういうふうにお伺いをしておるのですが、今日各金融機関ごとにお焦げつき債権を、これはもう完全に回収はできないものとして、金融機関にそれを取りくずすといひますか、その点については損金勘定として落とすことを認められる、その金額はどのくらいになりますか。機関別でいいです。

○澄田政府委員 四十二年の九月期で貸し倒れ金の償却状況で申しますと、全国銀行で六十四億ばかりの償却を行なつております。都市銀行は四十六億というふうな数字になっております。

○村山(喜)委員 私が尋ねておるのは、全国銀行を尋ねておるんじゃないやありません。各金融機関ごとにお尋ねしておる。相互銀行、信用金庫、どれだけ認めておるかということですよ。

○澄田政府委員 ただいま都市銀行だけを申し上げましたが、地方銀行が十五億、それから相互銀行が十八億、信用金庫が十五億というふうな数字になっております。

○村山(喜)委員 いまおっしゃつた数字は四十一年下期ですね。

○澄田政府委員 四十二年の九月、上期でございます。

○村山(喜)委員 そこで尋ねたいします。いわゆる潜在的な焦げつき債権というものは、どういふような額に及ぶと推定をされますか。

○澄田政府委員 潜在的と申しますと非常につかまえていくものでございますが、現在金融検査に際しましてそれぞれ債権を分類いたしております。そういう分類によつて債権をそれぞれ内容を洗ひまして、そのうちでもっとも焦げつきの度の激しいものを償却させるといふことで、第四分類というふうなものは全額償却、第三分類というものも償却をさせる、こういうふうなことをやっていっておりますが、金額はちよつと推定することが困難でございます。

○村山(喜)委員 四分額に入つたものは欠損見込みとして全額償却ができる。しかし、三分額の場合にはどの程度認めるのですか。

○澄田政府委員 三分額はまだ欠損見込みが確定をしていない、欠損が生ずることは確実であるがまだ額を確定できないという場合でございますが、担保の状況等によつて額を確定できるような場合には償却を認める場合もあります。

○村山(喜)委員 そこで三分額と四分額と、欠損が生ずる見込みのものから担保物件を取つてゐるものは除いて、三分額、四分額に属するものが大

体焦げつき債権の中で七五%ぐらいだ、焦げつき額の七五%程度に及ぶであらうというふうに、われわれは相互銀行のほうからは聞いております。一体どれくらい焦げつきがあるのかということ聞いてみたら、大体七十二行あるうち推計総額が一十億近いものがあるのではないかと、こういうような話であります。一体こういうような状態の中でほかの金融機関はどうであらうか、同じようなことがいえるのではないかと。最近のよう倒産件数が非常に多い。しかも私のところの場合などは、でん粉工場の場合等、いわゆる製造物としては残っている。しかしもう資本力も運転資金も何もない、そういうようなところが遊休化した施設を持っている、遊休化した固定資産を持っているがゆえに破産の宣告ができない、この資産を入札に付しても競売に應ずる人がいない。こういうようなことで焦げつき分はどうにもこうにも処理ができないという事で弱り果てている地方銀行なりあるいは相互銀行なり、そういうようなものがあるという事です。そういうようなものもいろいろ考えてまいりますと、私はやはり潜在的なものは相当多いと見なければならぬ。それを見せかけは非常にいいように見えるけれども、一体そういうような状態の中にあって、自己資本比率といいますが、これが非常に低いという状態の中で、この自己資本比率というものをとってみますと、これは四十二年三月の数字、先ほど言っていたらいたのですが、都銀で五・八七%、地銀が七・三八%、信用金庫が六%、相互銀行が幾らかわかりませんが、大体五、六%のものだらうと思う。そういうふうに非常に自己資本比率というものが低いというのが日本の金融機関の実態である。とするならば、これに対してあなたの方としてはどういうような指導をなさるか。最悪の場合には預金者に支払えないような状態が出る。そのときに、今日までは日銀の応援やその他で切り抜けてきたでしょう、あるいは協調融資で切り抜けてきたかもしれませんが、しかし、そういうような事態に立ち至らないような、いわゆる

企業の健全性というものを指導していくためにどうしたいかとお考えになつてゐるのか、やはりその目標というものを設定されていらつしやるだらうと思ひますから、その長期的な計画がありであるならば、その際お示しを願ひたい。

○澄田政府委員 自己資本比率が総体的に低いということはお示しのとおりでございますが、自己資本の目標をいしたししては、一応たゞいま普通銀行等の場合においては一〇%というものを目標にいたしてありますが、過去は量を拡大する、資金量拡大ということに追われまして、自己資本比率が不十分であるという状態でございます。戦前等を見ますれば、やはり一〇%をこしておつたというふうな状況でございます。そういうような状況から見まして、今後金融機関の健全経営、内部蓄積等々につとめまして、自己資本比率を上げていくという事は、やはり金融機関の指導の一つの重要な点であらう、かように存じます。

○村上(喜)委員 時間がありませんのでこれでやめますが、最後に澄田さん、あなたのほうから説明をお聞きしたいのは、相互銀行が七十二行ありますね。その中で最低資本金の基準に達しない資本金不足のものが十一行ですか、その達成までいわゆる暫定的な措置をとっていくわけですが、信用金庫の場合には、五百二十四行のうちそういうような基準に達しないものはどの程度で、そしてこれは信用組合もそうでございますが、そういうようなものについて法律施行によつてその達成が困難視されることはございませんか。事実上暫定的な移行措置を講じていく中で円滑にそれが推移していくという確信をお持ちであるかどうか、最後にお尋ねしておきたい。

○澄田政府委員 相互銀行はおっしゃるとおりでございます。信用金庫については、現在において達していないところが百六十三金庫でございます。数は相当多いわけでございますが、ただ、これは現在で見ますとこういう状況でございますが、あとわずかで達するというものも相当ございす。三年間の経過期間内において、大多数の場合

合においては増資その他の努力によつて資本金あるいは出資金をふやすことによつてこの目的を達成し得る、かように確信をいたしております。なお、増資によらず合併等の方法によつて最低基準に達する、こういうものの中にはあるかと存じます。

ただいま上程せられております金融関係二法律案は、金融制度調査会が昨年十月行なつた「中小企業金融制度のあり方について」の答申に基づき、中小企業金融の円滑化、効率化をはかり、あわせて各金融機関が、より広い範囲で適正な競争を行なうことができるような環境を整備するため提案されたものであります。

○村上(喜)委員 信用組合は。○澄田政府委員 信用組合は五十九でございます。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案について申し上げますと、最近における中小企業の変態と中小企業金融機関の発展が著しかったために、十数年前に制定された現行制度と実情との乖離がはなはだしく、制度面のみならず運営面でも種々問題のあつたことは御承知のとおりであります。

○村山(喜)委員 一番問題になるのは信用金庫の五百二十四の中で四分の一以上の百六十三行が現在その条件を満たしていないという、これにはよほどの努力が必要である。やはり今日の日本の金融機関というものを考えてまいりますならば、預金者に対するところの安心感を与えないような存在のものもある。そして一人当たりの預金量が少ないがゆえに非常に企業的に見て安定性を欠いてゐるものがある。したがって、高いコストの資金を企業に融資をしなければならぬ、こういうような条件下にあるものが相当あります。そういうようなものについては、やはり産業間の資金あるいは国民生活に必要な資金を供給するという体制を確立をしていかなければならない。それが一方的に労働者にしわ寄せをされるようなことがあつてはならないと思ひます。そういう立場からこれらの点については慎重な配慮のもとに対処願ひたいということを要望申し上げて終わります。(拍手)

今回の改正によりまして、これら中小企業金融機関それぞれ業務の態様に差異を認めながら、中小企業金融専門機関としての性格が明確とされ、それらの最低資本の額または出資の額、会員一人当たりの最低出資額、あるいは融資対象や融資限度額が、実情に即した適正なものに収められ、また、たとえば、信用金庫の総代選任方法について改善が加えられたり、会員からの異議申し立ての道が開かれる等、経営の民主化のためにも大いに役立つものと思はれるものであります。

○田村委員長 これには両案に対する質疑は終了いたしました。

次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案について申し上げますと、この法案は金融機関相互間に適正な競争原理を導入し、金融の効率化をはかるために、異種の金融機関相互間の合併及び転換について、その道を開いておこうとするものであります。すなわち、相互銀行、信用金庫及び信用組合が中心となつて引き続き中小企業金融を行なうことは従来と全く変わりありませんが、これら異種の金融機関の間においても、業務提携や合併転換等を必要とすることもあり得るので、これを円滑に行なえるような環境をあらかじめ整備しておくことは、きわめて適切妥当な措置であると思ひます。

○田村委員長 これより両案を一括して討論に入ります。通告がありますので、順次これを許します。大村委員。ただいま議題となりました二法律案に対しては、私は、自由民主党を代表して賛成の意見を表明せんとするものであります。

以上、申し上げました理由によりまして、私は

同案に対して賛意を表明し、賛成の討論を終わります。(拍手)

○田村委員長 広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 私は、日本社会党を代表しまして、両案に対する討論を行ないます。

今回の中小企業金融再編成は、本来、金融機関の同質化による混乱を是正して、中小企業に對し、安定的に資金を供給するための専門機関が必要であること、その際地域性が強く、中小企業の経営内容を熟知して、きめのこまかい金融を行なうことができる相銀、信金、信用組合のそれぞれの特長を明らかにして、今日の経済実態に即応して事業分野を確立することにあるわけであり、このことについてはわが党も前から指摘してきたことでもありますから、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫等の一部を改正する法律案に対しては、基本的に賛成するものであります。

ところが、もう一つの金融機関の合併及び転換に関する法律案では、以上の根本的な趣旨とはなはだしく矛盾し、ときには反対の性格を持つものすらあるものであります。

第一、合併の道を開くことは、各般の金融機関が一斉に普通銀行を最終ゴールとして、同質化していくことにかえって拍車をかけられることになり、競争をさせることになれば、ますます地域を同じくする同質の過当競争となり、金融機関同士の預金の奪い合い競争をむしろ激化し、その結果預金コストの引き下げにはならず、むしろ、引き上げ要因をはらみ、そして大は小に勝ち、弱肉強食となることは資本主義経済の法則であります。その結果、各種金融機関は同種または異種の大規模なものに吸収されて、やがては中小専門金融機関が縮小していく方向をとるおそれがあります。

第二、日銀検査局の課長ですら、たとえば相銀が形だけの普通銀行化を迫うことは、大企業向けの融資比率や大口信用供与比率をいたづらに上昇させ、勢い中小企業との密着度の希薄化から、中

小企業金融専門機関としての特質をみずから放棄することにもなりかねないという心配の念を表明しているように、中小企業、特に零細小企業に對する金融が置き忘れられ、切り捨てられていくおそれを十分に持っているものであります。

第三、合併・転換によって、それに伴うのは、今日の大蔵省の銀行検査、経理指導でも明らかに、安い、安い、コスト引き下げのしわ寄せが、ただ一方面的に、不当労働行為による従業員の人員整理、労働条件の引き下げにのみ求められることが心配されます。先日指摘しましたように、諸外国に比較して、人件費率については、中小金融機関ばかりが高いとはいえないのであります。将来さらに電子計算機の導入など、再編成、合理化が進められることが予想されるとき、正常な労使関係の確立、合理化の展望と事前協議等が明らかにされない中で、ただ合併・転換のみが先走ることは反対であります。

第四、いま世界、イギリス、フランスでも、日本でも、資本自由化その他による大きな経済転換期に直面し、金融再編成を重要な課題としています。特に、日本では、間接金融によるオーバーローン方式で、企業体質の悪化、重過ぎる金利負担を招き、その反面、銀行割当て方式による国債発行の売れ行き不振、発行条件の改定と金利体系の混乱、証券市場の不振、さらに金融債の行き詰まりによる長期信用銀行の前途不安定、さらにまた、直接金融方式を取り入れた場合の金融の引き締めのある方等、いわゆるポリシーミックスを含めて、根本的に再検討をしなければならぬ段階にあります。

特に、大企業、中小企業、勤労大衆等の階層別の観点から見ると、都市銀行をはじめ、信託、保険に至るまで、諸外国に比べて異常なまでに高い率の国民の貯蓄を銀行等が吸収し、これを独占的大企業の高度成長に回している一方、他方、中小企業においては、中小企業が国民経済の中で、その付加価値や生産高、輸出高とも全体の半分を占め、従業員では七〇%を占める重要性を持ち、

しかも、人手不足と資本自由化、特恵関税にはさみ打ちされ、物価安定対策のためにも、その構造近代化のために低利長期資金を大量に必要としてしているときです。その資金需要を満たすためには、開銀、輪銀、長期信用と中小金融政府三機関、農漁業金融機関、さらに信用補完制度など、これらが全般的に再検討されて、その上で、その一環として中小企業金融再編成を考えなければ、この弱肉強食の資本主義経済法則下で、真に中小企業の金融充実を考えたものとはなり得ないと思ふのであります。したがって、今後、一般及び政府金融機関再編成を行なう際、以上のような根本的課題を十分に組み入れなければなりません。が、そうした意味において、本委員会が慎重審議の結果、相銀法、信金法等の一部改正及び合併・転換に関する法案について、それぞれ附帯決議を採択する予定であると聞きますが、今後、行政執行にあたっては、この附帯決議が厳格に誠意をもって守られることを強く要望して、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○田村委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○金子(一)委員 ただいま議題となりました中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨及び内容を御説明いたします。

附帯決議の案文は、お手元に配付してありますので、便宜朗読を省略させていただきます。

御承知のとおり、この法案は、金融制度調査会において、特別委員会を設け、一年有余にわたり慎重に検討した結果の答申に基づいて提案になったものであります。中小企業金融機関の再編成に関する画期的な法案であります。したがって、この法案が成立した際において、いかに運用されるか、または、はたして所期のとおり中小企業金融の円滑化がはかれるかにつきましては、私どもも、大きな関心を払わざるを得ないのであります。ここに附帯決議を付すべしとの動議を提出するに至つたゆえんのものも、ひとえに、かかる配慮にいたるものにはかならないのであります。

次に、附帯決議案の内容について申し上げます。

第一に、今回行なわれんとする中小企業金融制度の整備改善の目的は、すなわち、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合を真に中小企業金融機関として定着させることにあることにかんがみ、政府は、これらの金融機関が、これを契機として、ますます本来の中小企業金融に徹して、借り入れ側、中小企業の必要とする低利にして豊富な資金を供給するよう、さらに指導すべきであります。同時に、中小企業は、概して物的担保力、信用力に乏しく、資金調達が困難な場合が多い実情に徴し、この際、信用補完制度については、一そうその拡充強化をはかるほか、今後とも政府関係公庫の資金ワタの拡大につとめ、さらに、一般的に利子の引き下げその他融資条件の改善等を通じて、中小企業者に対して、より有効にして確実な効果をあげるよう必要な措置をとるべきことを政府に對し要望するものであります。

第二に、中小企業金融機関の指導と育成にあつては、金融の効率化もさることながら、競争原理の導入を急ぐあまり、規模の小さい金融機関の営業分野が不当に侵されることのないよう、政府は、適切な配慮をするとともに、政府関係機関の代理業務の範囲の拡大をはかり、中小企業金融機関の経営の安定に資するよう要望するものであります。

第三に、預金者保護に徹することは、金融機関の使命とするところであります。競争原理の導入とともに、その重要性はますます高まっておりますので、政府は、たとえば、預金保険制度について、これが検討に着手されるよう要望せんとするものであります。

以上が、附帯決議案の趣旨及び内容であります。が、何とぞ満場一致の御賛成あらんことを希望いたします。

〔参照〕

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

(一) 中小企業金融制度の整備改善に伴い、これらの金融機関が本来の中小企業金融に徹して、借入れ側中小企業の必要とする低利にして豊富な資金を供給するようさらに指導すべきである。これとあわせて、信用保証の拡充、政府関係公庫資金枠の拡大、利子の引下げその他融資条件の改善等を通じて、中小企業者に対しより有効にして確実な効果をあげよう必要な措置を行なうべきである。

(二) 中小企業金融専門機関の指導と育成にあつては、次の事項につき充分配慮すべきである。

イ、競争原理の導入を急ぐ余り、規模の小さい専門機関の営業分野が不当に侵されないように配慮すること。

ロ、代理業務の範囲の拡大をはかり経営の安

定に資すること。
(三) 預金者保護の措置を講ずべきである。

○田村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められております。これを許します。大蔵大臣水田三喜男君。

○水田国務大臣 ただいま御決議になりました中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○田村委員長 次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田村委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党、民主社会党、公明党を代表し、金子一平君外二十六名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者の趣旨の説明を求めます。金子一平君。

○金子(一)委員 ただいま議題となりました金融機関の合併及び転換に関する法律案に対する附帯

決議案について、提出者を代表してその趣旨を御説明いたします。

附帯決議の案文はお手元に配付しておりますので、便宜朗読を省略させていただきます。

金融機関の合併及び転換は、本来、それぞれの金融機関の当事者が自主的に決定すべきものであることは言うまでもないところであります。しかしながら、合併及び転換に際して、人員整理、労働条件の引き下げ、差別待遇等のごときことが行なわれてはならないのでありまして、この点につきましては、労使間において自主的に決定せしめ

るよう、政府は、配慮すべきものであります。また、合併及び転換により、中小金融機関にもつばら依存していた中小零細企業者が、不利益をこうむる結果を招来するようなことがあつてはならないことも当然でありまして、この点、政府が特に配慮すべきことを要望するものであります。

以上がこの附帯決議案の趣旨であります。が、何とぞ大方の御賛同あらんことを希望いたします。

〔参照〕

金融機関の合併及び転換に関する法律案に対する附帯決議(案)

本法の推進にあたり、特に人員整理、労働条件の引下げ、差別待遇等を行なうことのないよう、労使間において自主的に決定せしめるとともに合併及び転換に際して、中小金融機関に専ら依存していた中小零細企業者が、不利益をこうむる結果を招来しないよう特に配慮すべきである。

○田村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣水田三喜男君。

○水田国務大臣 ただいま御決議になりました金融機関の合併及び転換に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○田村委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次回は、明後十九日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十二分散会